

# 戦後雇用政策の概観と 1990年代以降の政策の転換



## ま え が き

石油危機以降、先進諸国では深刻化する雇用・失業問題にいかに対応していくかが、雇用政策の重要な課題となった。OECD（経済協力開発機構）は、1992年から実施した、深刻化する雇用・失業問題に関する総合的な研究の成果として、1994年に報告書（**The Jobs Study : Facts, Analysis, Strategies, 1994**）をまとめた。同報告においては、高水準の失業に直面するOECD諸国の経済構造を詳細に分析した上で、規制緩和による市場メカニズムを重視する立場に立った雇用創出のための戦略的政策を提言した。

一方、EU（欧州連合）は、1997年以来、OECDの雇用戦略に比べて、社会的統合をより重視したEU雇用戦略を提示し、推進している。

我が国においても、雇用政策の概念や方向性を明らかにした上で、雇用戦略に基づいた政策展開を行っていくことが必要になっている、という認識から、当機構の中期プロジェクト研究の一環として「我が国における雇用戦略の在り方に関する研究」に取り組んでいるところである。

本資料シリーズは、同研究の基礎資料として、我が国において戦後講じられてきた雇用政策を、その時々の経済政策の中に位置付けつつ、労働力需給に関わるものを中心として整理し、取りまとめたものである。その際、1990年代以降の雇用政策の転換についてより詳しく論じることとした。

彼我の雇用戦略に関心をお持ちの方々の参考となれば幸いである。

2005年8月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 小野 旭

執 筆 担 当 者

執 筆 者

まつ ぶち あつ き  
松 淵 厚 樹

労働政策研究・研修機構 主任研究員

## 目 次

序章	1990年代、経済構造が変化する中で転換が行われた雇用政策	1
第1章	戦後の経済動向の概況と雇用政策の方向性	4
第2章	戦後復興期からバブル期までの雇用政策の概況 — 経済政策の動向との関連を中心に —	7
1	戦後復興期 — 昭和20年代（1940年代後半～1950年代前半）	7
ア	経済政策	8
イ	雇用政策	9
2	高度成長期 — 昭和30年代～40年代後半	10
(1)	高度成長期（Ⅰ） — 昭和30年代前半～半ば（1950年代後半～1960年代初）	
ア	経済政策	11
イ	雇用政策	12
(2)	高度成長期（Ⅱ） — 昭和30年代後半～昭和40年代半ば（1960年代半ば～1970年代初）	
ア	経済政策	12
イ	雇用政策	14
(3)	高度成長期（Ⅲ） — 昭和40年代半ば～後半（1970年代前半～1970年代半ば）	
ア	経済政策	15
イ	雇用政策	16
3	第1次石油危機～安定成長への移行期 — 昭和40年代後半～50年代後半（1970年代半ば～1980年代半ば）	17
ア	経済政策	18
イ	雇用政策	20
4	安定成長期～バブル経済期 — 昭和50年代後半～平成初期（1980年代半ば～1990年代初期）	22
ア	経済政策	24
イ	雇用政策	25
第3章	1990年代以降における我が国雇用政策の転換 — 経済構造改革との関連を中心に	
1	バブル経済崩壊期 — 平成3年頃～9年頃（1991年～1997年頃）	29
ア	経済政策	30
イ	雇用政策	31

2	経済変革・構造改革期 — 平成 9 年頃～現在 (1997 年頃以降)	33
(1)	20 世紀末 — 平成 9 年頃～平成 12 年 (1997 年頃～2000 年)	
ア	経済政策	34
イ	雇用政策	36
(2)	21 世紀 — 平成 13 年以降 (2001 年以降)	
ア	経済政策	39
イ	雇用政策	40
	[参考] 1990 年代以降の短期的経済変動への対応策にみる雇用政策の流れ	44
	むすび	48
	補論 OECD、EU の雇用戦略の概要	
1	OECD の雇用戦略の概要	50
2	EU の雇用戦略の概要	51
3	EU 主要国において導入された主な雇用政策の概要	53
(1)	イギリス	53
(2)	フランス	54
(3)	ドイツ	54
4	我が国の視点から見た EU 雇用戦略等の特徴	55
(1)	EU の雇用戦略	55
(2)	その他	56
	資料	
1	経済計画、雇対計画、主な雇用対策関係法律等年表	57
2	雇用対策に係る主な制度とその主な内容等	64
3	1990 年代の経済対策・雇用対策の概要	100
4	付録図表	121

## 序章 1990年代、経済構造が変化する中で転換が行われた雇用政策

我が国の雇用政策は、**1990**年代、特にバブル経済崩壊以降、それまでの「雇用の安定」や「失業なき労働移動」を重視したものから、「雇用の創出」、「失業期間の短縮化」の重視、さらには「地域の自主性の尊重」、「新規事業展開、起業支援」、「業種単位から企業単位の支援へ」、「企業を通じた労働者支援から労働者への直接支援へ」というような、各地域、企業、個人など各レベルを対象としたきめ細かな政策対応を図るようになってきた。また、情報通信技術の活用や民間委託等が推進されるようになったほか、若年者問題等特定層の問題について、省庁連携による総合的かつきめ細かな政策が展開されるようになってきた。

こうした雇用政策の方向性の変化について、経済情勢の変化や経済政策の方向性などの背景をも含めてまとめると以下のようなことがいえよう。

経済政策面を見ると、バブル経済期以前の段階で、欧米へのキャッチアップを終えて産業構造の改革等で独自の道を切り拓いていくことの必要性や、経済大国として世界的課題に対応する責務についての認識は一応なされていたとみられるが、**1980**年代の経常収支黒字への対応に当たって、従来型の内需拡大策が中心とされたこと、そして、**1980**年代半ばの円高不況への対応として、低金利政策や大型公共投資という手法が取られたことが、後のバブルに繋がっていったといえる。

**1990**年代中頃のバブル崩壊期に至るまでも、当時進みつつあった、近代工業社会から知的活動が付加価値を生み出す社会への転換という世界的な構造変化についての認識は必ずしも十分でなく、また、経常収支黒字に対応するためには財政支出による内需拡大が必要であるという考えのもとに、短期的経済変動に対しては、主に従来型の公共投資を中心とした対応がなされた。

バブル崩壊後、経済停滞が長期化する中で、ようやく我が国経済が大きな転換期を迎えているという認識が高まってきた。一方、**1980**年代半ばからの日米貿易摩擦の激化を背景に**1989**年以来実施されてきた各種の日米協議を通じて、規制緩和や競争政策の強化等、我が国の経済構造を改革することの必要性が米国側から強く指摘され続けた。

こうした動きも反映する形で、**1995**年に閣議決定された経済計画（「構造改革のための経済社会計画」）において、原則自由への転換、市場メカニズムの活用による経済活性化の必要性が指摘された。さらに、**1999**年に閣議決定された経済計画（「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」）においては、現在進行中の変化は通常の進歩や高度化ではなく、近代工業社会から新しい「多様な知恵の社会」に至る転換であるとの時代認識が示された。

なお、**2001**年以降は、聖域なき構造改革を推進すること、公共投資等従来型の追加需要策による対応を否定し、規制改革と民間部門活性化を推進することが政策の柱とされている。

一方、労働力需給調整面を中心に雇用政策について見ると、バブル経済期までは、成長経済指向を前提とする中で、雇用の維持・安定を基礎としつつ、短期的経済変動に伴う産業構造の変化等に対しては失業の予防、失業なき労働移動を中心とした対応がなされていた。バブル経済期には、女性の労働参加意欲の向上等を背景とした多様な就業ニーズへの対応も併せて進められた。

バブル崩壊期以降は、企業活動の低迷を背景として雇用需要が弱い中で厳しい雇用情勢が続いた。特に、経済のグローバル化と IT 革命が世界的な広がりを見せる中で、我が国周辺諸国の技術水準の向上等によって、製品市場における国際競争が激化し、国内的にも 1997 年の金融危機の発生や大型倒産の多発などもあって、同業種内における個別企業間の業績のばらつきが拡大し、企業倒産による長期雇用慣行への信頼の低下などが見られた。

雇用政策も、以前のような失業の予防、失業なき労働移動を中心としたものから、失業した場合でもできるだけ失業期間を短くする政策が重視されるようになり、また、特定層を対象として関係省庁が連携した対策を実施するなど、きめ細かい個別の対応が図られるようになってきている。

具体的には、起業等による新規雇用創出の重視、教育訓練給付など個人に対する直接支援、多様な働き方への対応及び民間活力の活用といった政策目標の達成を目的とした、職業紹介事業者や労働者派遣事業者など民間資源の有効活用、職業相談における専門的カウンセリング、機動的職業訓練、特に就職緊要度が高い個人ごとの求人開拓から就職までの一貫した支援を行う就職支援ナビゲータの配置など、若年者層等政策的に重要とされる特定の層に対する関係省庁の連携の下でのプロジェクト等が実施されている。

一方で、IT 化が進展する中、職業紹介業務においては、従来の原則全ての求職者に対する職業相談という対応から、ハローワークインターネットサービスの導入への変化に見られるように、自分で求人企業を探索して応募することを望む求職者については、インターネットによる求人情報の公開を活用して自主選択に任せる手法を導入するなど、限られた資源の効率的な活用が進められている。さらに、地域雇用開発事業においては、地域の自主性、創意工夫を生かしつつ地域の実情に即した地域雇用開発を促進することを目的として、地方公共団体との緊密な連携の下での施策の実施が図られるようになっている。

このように、雇用政策は、特に 1990 年代後半以降、経済社会情勢が変化する中で、その政策手法の多様化が図られるとともに、特定の層を対象とする施策について関係省庁との密接な連携が推進されるなど、政策効果を高めていくための新たな取組みが推進されている。

以下、第 1 章においては、戦後の経済政策及び労働力需給政策を中心とした雇用政策を概観する。第 2 章においては、戦後復興期から高度成長期、石油危機から安定成長期、そしてバブル経済期までについて、経済政策と雇用政策の展開を各期ごとにまとめている。第 3 章

においては、**1990**年代のバブル崩壊、そしてそれ以降現在に至るまでに焦点を当てて、経済情勢、雇用情勢の変化と経済社会の構造変化に対応する中での経済政策の展開、そして雇用政策の転換について、具体的施策を拾い上げつつ、整理している。なお、補論として、**OECD**と**EU**の雇用戦略について整理した。

また、資料として、以下のものを収録した。

資料 1 「経済計画、雇対計画、主な雇用対策関係法律等年表」

資料 2 「雇用対策に係る主な制度とその主な内容」

資料 3 「**1990**年代の経済対策・雇用対策の概要」

## 第1章 戦後の経済動向の概況と雇用政策の方向性

我が国の雇用情勢は時々の経済全体の動向及び経済構造の変化の影響を大きく受けている。従って、雇用政策も、我が国の経済情勢や経済政策全体の動向と密接に関連している。**1990**年代には雇用政策はそれまでの雇用政策から大きく方向性を転換したといえるが、その背景には、以下に述べる我が国の経済情勢及び経済構造の変化がある。

まず、戦後の我が国の経済情勢及び経済構造の変化を極く簡単に概観する。

**1980**年代後半までの我が国経済を見ると、戦後復興期、高度成長、**2**度にわたる石油ショック、安定成長期を経て **1980**年代後半の円高不況にも耐えてきた。その間、主要企業においては、メインバンク制の下で、終身雇用、年功昇進、企業内組合に特徴付けられる日本的雇用慣行を維持し、その集団としての力を発揮するという特性を活用しながら、環境変化に対応しつつ、長期的な観点に立脚した経営によって、企業の力、我が国の経済力を高めてきたといえよう。

しかし、**1990**年代初まで経済変動への適応力を見せてきた我が国経済も、**1980**年代後半から **1990**年代前半にかけてのいわゆるバブル発生とその崩壊により、長期間にわたる低迷状態に入った。バブル期においては資産価格が急上昇し、こうした資産価格を前提として投資や融資が拡大したが、こうしたバブル経済による景気の過熱を防止することを目的として **1989**年以降金融政策を引締めめに転じたことが、**1990**年に株価、そして **1991**年に地価が低下に転じ、バブルの崩壊を招くきっかけとなった。この後、バブルの崩壊によって企業のバランスシートが毀損され、資産価格の下落の継続や不良債権の発生による企業活動の低迷から、日本経済は平均 **1%**台の低経済成長という後遺症に悩まされることとなった。さらに、**1996**年に発生した **1**ドル **79**円台の急激な円高、**1997**年春の消費税率の引き上げ、同年夏のアジア通貨危機、同年冬の金融機関の相次ぐ経営破綻の結果、**1998**年の実質経済成長率は第**1**次石油危機以来 **24**年ぶりにマイナス (**-1.0%**<sup>1</sup>) となった。

**1990**年代中頃、インターネットを中核とした情報通信ネットワークの形成により経済社会面で様々な変革をもたらす、いわゆる **IT** 革命が起こった米国において、長期的景気拡大と労働生産性の上昇がみられた。このような **1990**年代の好調な米国経済動向を説明する考え方として、情報通信技術の急速な発展 (**IT** 革命) に対応した **IT** 投資とその活用に加え、規制緩和による競争の促進など経済のグローバル化への対応等を重視した「ニューエコノミー論」が、一時期もてはやされた。

経済的低迷を続ける我が国においては、**1990**年代半ば頃から、米国の好調な経済状況の背景にある条件が生かされるような経済構造の構築、すなわち **IT** 化及び経済のグローバル化

---

<sup>1</sup> 平成 **12** 暦年価格による。

のメリットを十分活かすことができるような経済構造への転換を重視する等の観点から、市場原理重視の立場に立って我が国の経済構造を改革し、経済活力を高めるべきであるという議論が広がった。

市場原理を重視するとした政府ベースの報告類の概要を以下に紹介する。

1995年4月、国際的に開かれ、自己責任と市場原理に立つ自由で公正な社会にしていくとの考え方の下に行政改革委員会に規制緩和小委員会が設置されるとともに、規制緩和推進計画が閣議決定された。ここで、市場原理に立つ社会にしていくということが明示された。

さらに、同年12月に閣議決定された「経済構造改革のための経済社会計画」は、市場メカニズムが十分働くよう、規制緩和や競争阻害的な商慣行の是正により企業の自由な活動を確保すること、我が国の高コスト構造の是正などにより経済社会を改革することを政策運営の基本方向として掲げた。

1998年6月の経済審議会経済社会展望部会報告では、新しい社会経済システムにおける基本原則として、「透明で公正な市場」を掲げ、全体としての成長がそれほど期待できない経済においては、市場原理による効率性の追求が最大の課題となるとした。そして、この原則は、消費財市場、企業間取引市場、労働市場、金融・資本市場すべてに共通するものであるとし、こうした市場を支える柱として、「機会の平等」を掲げた。これは、以前の高い経済成長が期待可能であった時代に重視されてきた結果の平等がもたらす非効率性に着目するとともに、21世紀を多様な知恵の時代と位置付けたものである。また、この「多様な知恵の時代」にあっては、創造的価値の生産やリスクを取る行為によって生じる成功者と失敗者の間での所得格差は、公正な機会の確保と失敗した場合における最低限の安全ネットと再挑戦の可能性の確保の下では是認されるものである、という考え方が明示された。この考え方は、1999年7月に閣議決定された経済計画「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」に盛り込まれた。

なお、レーガン政権時代、日米貿易不均衡の拡大を受けて、我が国市場の閉鎖性、特殊性を基本的な問題意識として1985年に開始された市場指向型分野別協議<sup>2</sup>（MOSS協議）に続き、1989年から1990年にかけて日米構造協議（SII）が行われた。これは、非関税障壁、つまり我が国の法律等制度や慣行が、自由な貿易や米国企業を中心とした海外企業の活動を妨げているという問題意識に基づいて開始されたといえる。そこでは、我が国の貯蓄投資パターン、土地利用、流通機構、価格メカニズム、系列、排他的取引慣行その他について協議が行われた。これを端緒に、日本国内における制度や企業間における経済慣行まで含めた経済構造の改革が米国より求められるようになった。1993年から開始された日米包括協議では、規制緩和・競争政策の強化その他個別分野問題等が協議された。1997年には、日米両政府間

---

<sup>2</sup> エレクトロニクス、電気通信、医薬品・医療機器、林産物の各分野別の我が国市場の海外企業への開放（輸入の増加）等について協議が行われたもの。

で「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ」が合意され、日米規制緩和対話が制度化された。これは、**2001**年に「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」に発展改組され、現在も継続されている。こうした日米協議の場における議論や合意事項も我が国の規制緩和・改革を始めとした経済構造改革の動きに影響を与えている。

以上のように、**1980**年代後半からの度重なる円高や日米貿易摩擦を端緒に強力に進められることとなった規制緩和及び競争政策の強化やグローバル化の進展による内外競争の激化を受けて、**1990**年代には、バブル経済の崩壊と米国発のIT革命の進展という経済環境の下で構造転換が求められた。別の言い方をすれば、バブル崩壊の負の遺産により企業の体力が弱って成長が見込めない中で国際競争が激化し、経済構造転換を図るための政策の実施を余儀なくされたといえる。**1990**年代中頃以降、厳しい経済情勢と財政事情の下で、規制緩和を中心に据えた構造改革政策が選択されることとなった。しかし、これは効果の発現には時間を要すると見込まれる政策であり、海外経済情勢の影響も加わって、失業率の高まり<sup>3</sup>などの形で雇用面にも影響が及ぶ厳しい状況となった。

戦後の雇用政策について概観すると、昭和**20**年代（**1940**年代半ばから**1950**年代半ば）の戦後復興期は、海外からの大量の復員者等の過剰労働力の就職促進期、そして、労働関係基本法の整備期である。続く高度成長期では、昭和**40**年代初（**1960**年代半ば）までは失業者の発生への対処を中心とした消極的雇用政策期と位置付けられよう。その後、**1966**（昭和**41**）年の雇用対策法の制定により積極的雇用政策への転換の方向性が示され、**1974**（昭和**49**）年の雇用保険法の制定により、失業予防などの具体的な積極的対策を明示するとともに雇用保険三事業を創設するなど、積極的雇用政策への転換が行われた。

このように、第**1**次石油危機前後から安定成長期、バブル経済期、バブル経済崩壊に至る**1990**年代後半（平成**9**年頃）までは、失業の予防・雇用維持政策に重点が置かれた時期といえよう。**1997**（平成**9**）年以降の経済構造変革・構造改革が推進されている時期については、施策の重点が雇用の維持から雇用の創出へと転換するとともに、施策対象の個人への拡大、官民連携の推進が図られている時期という特徴付けができよう。

なお、**1990**年代後半には、政府全体として民間活力の活用が強力に推進されることとなり、雇用関係施策においても、民間労働力需給調整事業者等との官民の連携の推進、起業支援施策による雇用創出支援等の実施等の新たな動きがみられるようになった。さらに、**2003**（平成**15**）年来、若年者を対象とした関係省庁の連携による「若者自立・挑戦プラン」が推進されている。

---

<sup>3</sup> **1990**年代初に**2.1**%であった完全失業率は、バブル崩壊後に急激に上昇し、**1995**年には**3**%超（**3.2**%）、**1998**年には**4**%超（**4.1**%）、**2001**年には**5.0**%となり、**2002**年には過去最高の**5.4**%を記録し、**2003**年までの**3**年間**5**%超となるなど厳しい状況となった。なお、完全失業者数は、**1999**年に**300**万人超（**317**万人）、**2002**、**2003**年に**350**万人超（それぞれ**359**万人、**350**万人）となった。

## 第2章 戦後復興期からバブル期までの雇用政策の概況－経済政策の動向との関連を中心に<sup>4</sup>－

雇用対策法は、その第1条第1項に「この法律は、国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的とする。」と規定している。この規定は、雇用政策は経済政策全体と無縁ではなく、また、経済政策も雇用政策と関わりが深いものであることを示している。

また、同法第8条には、国の雇用対策基本計画作成義務が規定され、厚生労働大臣は雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ関係機関の長と協議し、都道府県知事の意見を求めるとともに、その概要について経済財政諮問会議の意見を聞かなければならないと規定されている。これは、雇用政策を講ずる場合には、政府全体の経済政策等のみならず、地方の実情も十分考慮に入れて推進する必要があることを示しているものである。

こうした雇用政策の性格を踏まえ、本章及び第3章では、労働力需給政策を中心とした雇用政策について、経済政策との関係にも注目しながら記述した。特に、バブル経済崩壊期及び経済構造変革・構造改革期においては、経済政策全体としても、それまでの成長経済を前提とした政策から徐々に構造改革色を強めていったが、こうした中で、雇用政策も1990年代には従来のものとは方向性の転換が図られつつあったことを踏まえ、第3章では特に1990年代以降について、短期的な経済変動への対応（経済対策等）についても見ていくなど他の時期より詳しく記述している。

### 1 戦後復興期－昭和20年代（1940年代後半～1950年代前半）

終戦時の我が国経済は、第2次世界大戦により壊滅的打撃を受け、その再建から出発することになった。我が国が蒙った第2次世界大戦の被害は、経済安定本部が発表した報告書<sup>5</sup>によれば、死者185万人、負傷・行方不明者68万人、非軍事のストックの被害率25%などと甚大であった。

生産活動は戦前を下回る水準で推移し、深刻な食料不足の中で国民の生活は食うや食わず、栄養失調者が続出する中で、インフレーションが急激に進行するという状況であった。また、1947年頃まで、占領政策は、「日本の経済復興に何らの責任も負わない」という基本方針が

<sup>4</sup> 本章においては、経済政策部分は、主に、経済企画庁編「経済企画庁30年史」、経済企画庁編「経済企画庁50年史」、経済企画庁「経済審議会活動の総括的評価と新しい体制での経済運営への期待」によった。

<sup>5</sup> 「我が国経済の戦争被害」（1948年2月）、「太平洋戦争によるわが国の被害総合報告書」（1949年4月）

貫かれ、その援助輸入も、占領当局の支障となる社会不安の発生を防止することに主眼が置かれたものであった。

その後、生産力の強化やインフレーションへの対応、過剰労働力の就職の促進等が行われ、わが国の復興、さらには成長の基礎が築かれた。

## ア 経済政策

この時期の経済政策は、昭和 20 年代半ばを境に大きく 2 つの時期に分けることができよう。

### ① 昭和 20 年代初～昭和 20 年代半ば（1940 年代半ば～1940 年代後半）

第 2 次世界大戦による生産設備の破壊に因って、終戦直後に戦前の 10 分の 1、その後も 3 分の 1 前後の水準で推移した生産能力の低さのため生じた需給の不均衡への対応、復員手当や戦時補償等の支出が拡大したこと等に起因するインフレへの対応、そして、600 万人強ともいわれる海外からの大量復員と軍需工場からの動員解除による労働力過剰状態への対応が政策対応の柱とされた。

（経済政策上の主な対応）

- ・需給の不均衡の是正、生産能力の回復
  - －重要産業への重点的な資金配分による集中増産とその他産業への波及を図っていく「傾斜生産方式」の実施
- ・インフレの抑制
  - －生活、生産活動に直接必要と認められるもの以外の預金の引出しを禁止するいわゆる預金封鎖、「金融緊急措置」（1946 年）の実施、「物価統制令」、「臨時物資需給調整法」、「金融機関資金融通準則」、「貿易等臨時措置法」に基づく統制の実施等
  - －ドッジ・ライン（ドッジ政策路線）による 1949 年度予算における超均衡予算（単年度予算収支が黒字であるだけでなく過去の負債も減少させるもの）の実施

### ② 昭和 20 年代半ば～末（1950 年代前半～半ば）

この時期の我が国経済政策の課題は、外貨準備の水準が非常に低く、主要産業の生産性も欧米に比べて低い水準に留まっていることに対して、産業の国際競争力を高め、米国からの援助や特需に依存しない経済の自立を達成し、また、急速に増大する生産年齢人口を吸収して完全雇用を達成することであった。

1949 年のドッジ・ラインによって、自立の端緒をつかみ、1950 年からの朝鮮動乱特需により、輸出及び経済活動が急速に拡大し、1951～52 年には、個人消費、民間設備投資、実質賃金、GNP 等が戦前の水準を回復した。

さらに、朝鮮動乱特需が終わった 1952～53 年においても、我が国経済は主に設備投資、消費など国内需要の増大による拡大を続けた。電力、鉄鋼、化学、造船などの業界では、この時期に国内技術水準の遅れを取り戻し、国際競争力の強化を目指したことが、高い設備投資の伸びに繋がった。また、勤労者所得の向上に伴い、個人消費も急拡大した。

(経済政策上の主な対応)

・産業の国際競争力の強化

－政策金融等の整備

日本開発銀行、日本輸出入銀行、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫などの政府系金融機関が設立され、国内の資源開発、産業の育成、近代化を中心とした財政投融资の体制が整備拡充された。

－租税特別措置等による資本蓄積等促進のための補助施策の拡充

企業の内部留保の助成のため、利子・配当課税軽減措置、減価償却優遇税制などが導入された。

## イ 雇用政策

雇用政策としては、昭和 20 年代を通じて、戦後復興期（1940 年代後半～1950 年代後半）と捉えることができる。

大戦による生産設備の破壊や海外からの大量復員等による労働力供給過剰状態への対応、すなわち失業者の発生への対応と新規学卒者の職業の確保が最大の課題であった。

さらに、連合国軍最高司令部が我が国民主化政策の一環として労働者の保護と労働組合の結成の奨励を行い、労使関係法令が整備された。また、ILO の国際労働基準の実現を目標とした対応や当時の労働市場への対応を進めるための関係法令の整備も進められた。1946（昭和 21）年に公布された日本国憲法においては、第 22 条第 1 項（職業選択の自由）、第 25 条第 1 項（生存権）、第 26 条第 1 項（教育を受ける権利）、第 27 条第 1 項（勤労の権利・義務）、同条第 2 項（勤労条件の基準の法定）、第 28 条（団結権・団体行動権の保障）に、労働関係に関する基本的法原則と権利・義務が規定された。1947（昭和 22）年 4 月には、労働省が発足した。

(雇用政策上の主な対応)

・労働関係基本法の整備－労働力需給調整等に係る基本法制の整備

－労働組合法（1945（昭和 20）年）、労働関係調整法（1946（昭和 21）年）、職業安定法（1947（昭和 22）年）、失業保険法（1947（昭和 22）年）、労働基準法（1947（昭和 22）年）、労働者災害補償保険法（1947（昭和 22）年）、職業訓練法（1948（昭和 23）年）等の制定

- ・過剰労働力の就職促進
  - －緊急失業対策法（1949（昭和24）年）の制定
  - 失業対策事業<sup>6</sup>及び公共事業<sup>7</sup>への失業者の吸収

## 2 高度成長期 ―昭和30年代～40年代後半（1950年代半ば～1970年代前半）

この時期は、急速な工業化による高度経済成長期である。この高度成長の過程で、経済社会構造が大きく変化した。

産業構造の変化を見ると、第1次産業のウエイトが急激に低下し、第2次、第3次産業のウエイトが高まった。製造業の中でも、繊維等軽工業から金属、石油、化学など重化学工業へのシフトが顕著であり、これは低生産性部門から高生産性部門への資源のシフトにより経済全体の生産性を高めるといふ産業構造の転換でもあった。特に、高い経済成長率が続く中、新たな経済活動分野が次々に生み出されていったために、それほど大きな調整コストを生じることなく経済構造変化が進んだともいえる。

国民生活も大きく変化した。所得水準は1950年代半ばから1970年代前半にかけて、実質で約2倍となった。また、1人当たり国民所得（ドル建て）は、1972年にはイギリスを上回る水準となった。

また、1970年代前半（昭和40年代半ば）頃からわが国の国際収支黒字の急激な増大（1969年22.8億ドル、1970年13.7億ドル、1971年47.2億ドル）が見られた。これを背景として、外貨準備高も飛躍的に増大（1969年35億ドル、1970年45億ドル、1971年152億ドル）した。一方で、アメリカの国際収支は、20年間にわたる赤字が続き、その赤字幅が拡大していた。

1971年8月のいわゆるニクソン・ショックにより、戦後のドルを基軸通貨とする固定為替相場制に立脚したブレトン・ウッズ体制が崩壊し、同年12月には1ドル360円の固定相場を308円に切り上げるスミソニアン合意が成立し、その後1973年2月には変動相場制に移行した。こうした中、一時的に輸出の落ち込みによって成長率は鈍化したが、その後、景気は過熱状態となった。

さらに、1973年10月には原油価格が4倍に引上げられ、第1次石油危機が発生し、我が国経済は、インフレ、経常収支の赤字、景気の後退という状況に陥り、1974年の実質経済成長率は戦後初のマイナスを記録した。ここに高度成長の時代は幕を閉じた。

この時期の経済・雇用政策については、昭和30年代前半～半ば（1950年代後半～1960

---

<sup>6</sup> 失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、労働大臣が樹立する計画等に従って、国自ら又は国庫の補助により地方公共団体等が実施する事業。

<sup>7</sup> 災害復旧、道路、河川等公共的建設及び復旧事業。

年代初)の高度成長前期、昭和30年代後半～昭和40年代半ば(1960年代半ば～1970年代初め)の、高度成長から発生したひずみの是正が課題とされた高度成長中期、昭和40年代半ば～後半(1970年代前半～1970年代半ば)の高度成長末期の3つの時期に分けて見る必要がある。

## (1) 高度成長期 (I) — 昭和30年代前半～半ば (1950年代後半～1960年代初)

### ア 経済政策

この時期の経済計画をみると、高度成長(極大成長)による生活水準の急速な向上と、急速に増大する生産年齢人口の吸収による完全雇用の達成が目標課題とされた。

この時期は、後世から見れば、高度成長期の前期に当たる。輸出産業である製造業の生産性は大幅に上昇し、国際競争力が強化された。我が国の輸出は世界貿易の伸びを大幅に上回って増加を続け、米国からの特需等がなくても自力で必要な外貨を獲得できる基盤が整えられた。

一方で、この時期以降、景気が拡大すると輸入が増加して国際収支の赤字幅が拡大し、これを縮小するために金融の引締めが行われて景気拡大が収束する、というパターンが、我が国の国際競争力が強化される1960年代半ばまで続いた。

なお、1955年(昭和30年)に初の政府経済計画「経済自立5ヵ年計画」が策定された。経済計画は、1999(平成11)年の「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」まで14次にわたり策定されており、我が国の経済政策の方向性は、経済計画<sup>8</sup>により概観することができるので、以下、政府経済計画も含めて見ていくこととする。

(経済政策上の主な対応)

- ・景気の拡大による輸入の急増とそれに伴う(固定為替相場制の下での)国際収支赤字による外貨準備の減少を改善するための金融引締めなど、景気拡大期における需要抑制政策の実施。

(経済計画)

- ・経済自立5ヵ年計画(1955(昭和30)年)
  - 計画の目的: 経済の自立、完全雇用
- ・長期経済計画(1957(昭和32)年)
  - 計画の目的: 極大成長、生活水準向上、完全雇用
- ・国民所得倍増計画(1960(昭和35)年)
  - 計画の目的: 極大成長、生活水準向上、完全雇用

---

<sup>8</sup> 経済審議会「経済審議会活動の総括的評価と新しい体制での経済政策運営への期待」(2000.12)その他を参考にした。

## イ 雇用政策

1950年代中頃（昭和30年代初期）には、一部産業では技術者、技能労働者、臨時労働者の募集難が見られ、中小零細企業では学卒者の求人難も見られ始めるなど、「労働力過剰の中での不足」という状況も現れた。1960年頃（昭和34年以降）から、我が国は高度成長期に入り、労働力需給の逼迫によって若年層、技術者、技能労働者を中心に労働力不足が発生した。

一方で、中高年齢者の労働力需給はそれほど改善が見られず、低所得就業者も相当数存在する状況にあった。また、若年層の労働力需給の逼迫に伴う賃金の上昇は、中小零細企業の経営を圧迫するなどの問題を生じさせた。

このような分野ごとに異なる労働力需給の不均衡への対策としては、技能労働者不足への対応、身体障害者の積極的な雇用の場への参加の促進、労働力需給の地域的不均衡への対応、新規学卒者の求人難への対応、その他石炭工業の合理化、進駐軍の撤退による駐留軍関係労務者の大量解雇への対応等が行われた。

（雇用政策上の主な対応）

- ・石炭鉱業の合理化、駐留軍の撤退による大量離職者の再就職促進
  - －駐留軍関係離職者臨時措置法（1958（昭和33）年）、炭鉱離職者臨時措置法（1959（昭和34）年）の制定
- ・技能労働者の不足への対応、職業訓練制度の充実と技能検定制度の確立
  - －職業訓練法（1958（昭和33）年）の制定
- ・身体障害者の積極的雇用促進（職場適応訓練制度の創設）
  - －身体障害者雇用促進法（1960（昭和35）年）の制定
- ・労働力需給の不均衡に対応した広域職業紹介の体制整備
  - －職業安定法改正（1960（昭和35）年）
- ・不況産業離職者に対する援護対策、移転就職促進のための移転宿舍建設、中小企業における雇用環境改善と人員充足促進
  - －雇用促進事業団の設立（1961（昭和36）年）

## （2）高度成長期（Ⅱ） — 昭和30年代後半～昭和40年代半ば（1960年代半ば～1970年代初）

### ア 経済政策

この時期の経済計画では、成長力を失わないようにしながら、高度成長から発生した問題（物価上昇、公害の発生、福祉や社会資本の遅れ等）を解決することによるひずみの是正、及び、経済成長と物価安定の両立、地域格差の是正による均衡ある発展が目標課題とされた。

経済状況についてみると、民間設備投資や輸出が牽引する形で、実質経済成長率は

10%程度の高成長が続いた。卸売物価が安定していた一方で、消費者物価は、1960年代後半期平均で5%程度と高い上昇率となったが、この背景には、中小企業や農業など低生産性部門の物価上昇があり、生産性格差インフレと呼ばれた。なお、終戦直後以来問題とされていた大企業と中小企業の格差、具体的には、生産性の格差及び大企業と中小企業間の労働市場の分断<sup>9</sup>、いわゆる「二重構造問題」は、高成長が続く中で、1960年代初期（昭和30年代半ば頃）からの労働需給の逼迫により大企業と中小企業間、さらには第1次産業から非1次産業への転職の機会の増加や中小企業の近代化が進んだことから、大きく改善された。

また、急速な経済成長による生産活動の急拡大の負の側面として、公害問題を始めた生活環境の整備の遅れと悪化が問題となった。公害については、1960年の所得倍増計画においても、その防止対策の必要性が指摘されていたものの、企業にとって公害対策はコストアップ要因となるため、その増強を回避する傾向が強かった。しかし、4大公害訴訟が提起された1960年代後半以降、ようやく政策対応が本格化した。生活環境の整備の遅れについては、特に都市における生活環境施設を中心とした社会資本の不備が目立ち、欧米諸国と比較して我が国の整備水準がかなり低いとの認識の下、積極的な整備が推進された。

さらに、高度成長の過程で、特に若年層の低所得地域から高所得地域への人口移動が極めて活発となった。この結果、都市部の過密、地方の過疎という地域間の不均衡が顕在化した。これら問題を是正するための地域開発政策の対応もなされ大都市圏と地方圏の所得格差が縮小した結果、1970年代に入ると都市圏への流入は急速に低下した。

1970年代前半には、財政金融政策の変化が見られた。「昭和40年不況」を契機に、国債を導入した財政政策が展開されるようになり、社会資本の立ち遅れを解消し社会保障の充実を図るといふ財政の資源配分機能がより重視されるとともに、財政金融政策の柔軟な活用による景気調整機能活用の必要性が高まった。

なお、1961年には国民皆保険・皆年金が達成された。また、1964年には、わが国の産業の国際競争力の向上等を背景としてIMF8条国に移行し（為替の自由化、輸入取引と貿易外取引に関わる外貨支払制限を行う外貨予算制度を廃止）、OECDへの加盟も実現した。

（経済政策上の主な対応）

- ・政府が実現の手段を持たない民間部門に対しては、原則自由市場メカニズムに委ね、政府は必要な情報提供と誘導及び間接手段として金融・財政政策による調整を実施（所得倍増計画）

---

<sup>9</sup> 大企業においては臨時・季節工を除けば新規学卒者以外には封鎖的な定期採用型である一方、中小企業は中高年齢層を含む中途採用依存型であった。

- ・全国総合開発計画の策定（**1962**（昭和 **37**）年）と新産業都市、工業整備特別地域等の指定、整備
- ・国債を導入した財政政策の展開、財政金融政策のポリシーミックスの展開（**1965**（昭和 **40**）年以降）
- ・公害対策基本法の制定（**1967**（昭和 **42**）年）

（経済計画）

- ・中期経済計画（**1965**（昭和 **40**）年）
  - －計画の目的：ひずみ是正
- ・経済社会発展計画（**1967**（昭和 **42**）年）
  - －**40**年代への挑戦－計画の目的：均衡がとれ充実した経済社会への発展
- ・新経済社会発展計画（**1970**（昭和 **45**）年）
  - －計画の目的：均衡がとれた経済発展を通じる住みよい日本の建設

## イ 雇用政策

昭和 **30** 年代後半（**1960** 年代前半）から昭和 **40** 年代半ば（**1970** 年代初）にかけて、完全失業率は **1%** 台前半の低水準で推移し、有効求人倍率は **1967** 年には **1** 倍を超え、**1970** 年頃まで上昇傾向で推移した。このような状況の下、従来から問題となってきた労働力需給の不均衡に対応するため、労働者の能力の有効発揮と労働力の適正な流動を促進するための施策が相次いで打ち出された。

**1963** 年には職業安定法の一部改正による中高年齢者の積極的な雇用促進<sup>10</sup>とこれら一連の指導をケースワークとして実施する就職指導官の各公共職業安定所への配置、**1964** 年には地域別の産業雇用計画の試案の作成が行われた。また、広域職業紹介業務の円滑化、労働市場情報の迅速な連絡、諸業務の機械化・効率化を目的とした大型コンピュータの導入によるデータ伝送システムの構築（労働市場センターの設置）などが行われた。このように、失業対策中心の政策から経済情勢の変化に即応する雇用対策、つまり経済政策に従属し、その後始末をする消極的な対策から、積極的雇用政策へと漸次変化していった<sup>11</sup>。

当時の積極的雇用政策への転換の意義として以下のものが挙げられる。i) 経済成長によって雇用問題は自ずから好転するという旧来の考え方に対する反省から、経済発展の中で戦略的に重要な労働力問題に積極的に取り組むことが労働者の経済的社会的地

<sup>10</sup> 中高年齢者、身体障害者等であって、就職促進のための特別の処置を必要とすると認定された失業者に対して、手当を支給し生活の安定を図りつつ、職業指導、職業紹介、公共職業訓練、職場適応訓練等の措置をその者の事情に応じて計画的に実施し、一定期間内に必ず就職することを期するというもの。

<sup>11</sup> 有馬元治（**1967**）

位の向上と国民経済の均衡のとれた発展を図るために不可欠であるという考え方への変化が生じていた。こうした考え方を背景に、雇用政策に関して政府全体の姿勢を確立する必要性の認識が高まった。ii) 積極的雇用政策では、社会的にも個人的にも望ましい仕事に人々を紹介し、またその能力を高め、全ての人がある能力を有効に発揮することができるようにすることが重要な課題とされた。iii) 政策の対象として、公共職業安定所窓口における求人・求職の結合に重点を置いたものから労働力需給の円滑な結合の促進と、そのための環境条件の整備にまで対象領域が拡大された。つまり、非労働力の状態にある人々や、労働力需給の円滑な結合の阻害要因となっている雇用慣行等の是正も政策の対象に含まれることとなった。iii) 労働力需給の見通し等将来の考察を十分に行うなど、政策を合理的かつ計画的に推進することとなった。

また、雇用政策が他の経済社会政策等との連携なしに推進されるのでは実効を期待しえず、雇用が社会経済の中心的な課題であると同時に社会経済と密接な関連に立つという認識の下に、他の諸政策との総合性の確保についても極めて重要であるとされた。

この積極的雇用政策は、雇用対策法の制定（1966（昭和 41）年）と雇用対策基本計画（第 1 次）の策定（1967（昭和 42）年）によって名実ともにその基礎が築かれた。なお、雇用対策基本計画は、1967（昭和 42）年以降は、原則経済計画の策定に合わせて策定されるようになった。

（雇用政策上の主な対応）

- ・他の経済社会政策と一体となった雇用政策の推進、完全雇用の達成
  - －雇用対策法（1966（昭和 41）年）の制定
    - 雇用政策を国政全般の中に位置付け（経済・財政政策その他政策と一体となった雇用対策の推進）
    - 国の雇用対策基本計画の作成義務を規定。

（雇用対策基本計画）

- ・第 1 次雇用対策基本計画（1967（昭和 42）年）
  - －計画の課題：完全雇用への地固め

### (3) 高度成長期（Ⅲ） — 昭和 40 年代半ば～後半（1970 年代前半～1970 年代半ば）

#### ア 経済政策

この期間の経済政策運営上の問題意識を見ると、1970 年代前半は、我が国の製品市場における国際競争力の強化と国際収支の黒字化の定着という経済構造の変化に対応し、成長追求型経済から福祉型経済に切り替えていかないと国際収支黒字不均衡、内外摩擦が拡大するというものが示された。具体的には、生活関連分野を中心とした社会資

本整備、社会保障の充実、環境・公害対策の拡充など福祉指向型経済への転換が挙げられた。なお、**1973**年には、健康保険法及び年金法の改正が行われ、国際的にみて給付水準が低位であった年金を中心とした高齢者関連社会保障の充実が図られた。この年は、一般に、福祉元年ともいわれる。

なお、石油危機の発生により、異常なインフレ心理が発生し、**1973**年には**2**桁インフレとなり狂乱物価と呼ばれる事態が発生した。これに対応するため、厳しい総需要抑制政策が実施された。

(経済政策上の主な対応)

・国際収支不均衡への対応

- －福祉充実への制度の整備とそのための財政支出の計画的増大、租税、国債、金融、為替各政策の機能に応じた弾力的運用を行うことによる内外均衡の実現と公民両部門の経済活動の調整を基本とした政策の実施
- －残存輸入制限の整理撤廃による輸入自由化と関税率の引下げ
- －輸出振興税制の撤廃、輸出優遇金融制度の見直し
- －発展途上国に対する経済援助額を**1975**年までに国民総生産の**1%**まで引上げるという目標の設定

・石油危機に伴うインフレへの対応

- －公定歩合の引上げ等による金融引締め
- －公共工事の施工時期調整、繰り延べ等の実施
- －生活関連特定物資の需給監視、生活関連物資等（灯油等）の標準価格の設定の実施
- －民間設備投資の削減指導

(経済計画)

・経済社会基本計画（**1973**（昭和**48**）年）

- －活力ある福祉社会のために－計画の目的：国民福祉の充実と国際協調推進の同時達成

## イ 雇用政策

この期間は、我が国の国際収支黒字の急激な増大への対応、為替の変動相場制への移行、第**1**次石油危機など国際経済関係の影響が国内経済にも大きな影響を及ぼした。特に**1974**年には実質経済成長率がマイナスとなり、高度成長期が終焉した。

雇用情勢についてみると、石油危機までは、労働需給が引き続き逼迫し、雇用の質的改善も見られた時期であった。こうした中で、**55**歳以上の高年齢者については、全体的な労働力需給が最も逼迫した時期（**1973**年、全体の有効求人倍率**1.74**倍）においても有効求人倍率は**0.5**倍と著しい求職超過の状態にあった。また、地域的な労働力需給の

不均衡も残る状況にあった。さらに、この時期には、女性のパートタイマー等短時間雇  
用者の増加が目立った。

(雇用政策上の主な対応)

- ・雇用環境上、不利な立場に置かれた者の雇用促進
  - －中高年齢者等の雇用の促進に関する特例措置法（**1971**（昭和**46**）年）の制定
  - －中高年齢者等就職困難者を対象とした支援措置、中高年齢者（**45**～**65**歳）雇用率の設定等
- ・工業の再配置に伴う労働者の職業の安定 等
  - －雇用対策法改正（**1973**（昭和**48**）年）
  - －移転工場労働者および定年に達する労働者の再就職の促進（再就職援助計画の作成）
  - －**60**歳定年を一般化目標として提示（**1973**（昭和**48**）年から**5**年以内）等

(雇用対策基本計画)

- ・第**2**次雇用対策基本計画（**1973**（昭和**48**）年）
  - －計画の課題：ゆとりある充実した職業生活

### 3 第**1**次石油危機～安定成長への移行期 ― 昭和**40**年代後半～**50**年代後半(1970年代半ば～1980年代半ば)

この時期には、第**1**次石油危機（**1973**年）によって原油価格が高騰し、インフレが進行した。また、第**2**次石油危機（**1978**年）も発生したが、やがて我が国経済は安定成長経済へと移行していった。

第**1**次石油危機の発生により、我が国経済は、インフレの進行、経済成長率の低下（**1974**年度に戦後初のマイナス成長）、経常収支の赤字というトリレンマ(三重苦)の状況に陥った。なお、インフレの進行については、原油価格の高騰以外にも、i) **1972**年**7**月に首相に就任した田中角栄の日本列島改造論に刺激され、地価が高騰したこと、ii) **1972**年頃には調整インフレ論（円を切り上げるより物価が上昇する方が望ましいとする議論）も有力であったこと、iii) **1972**年頃から第**1**次産品価格が上昇していた、等の要因もあった。なお、この物価上昇の中で、賃金も物価にスライドする形で、**1974**年の春季賃上げ率は**32.9%**と大幅に上昇した。

第**1**次石油危機後のインフレは、金融引締め等厳しい総需要抑制政策により終息に向かったが、石油危機以前のような高い経済成長率に再び戻ることはなく、高度成長時代は終焉した。

こうして経済が安定を回復する中で、**1978**年に第**2**次石油危機が発生したが、第**1**次石油危機時に比べれば、インフレは軽微なものにとどまった。その理由としては、i) 石油価

格の上昇率が小さかったこと、ii) 労働側は、低成長時代の持続の中での国民生活の安定を重視するという基本認識の下、第1次石油危機時の経験も踏まえて現実的姿勢を強めていたところであって、春季賃上げ交渉でも、消費者物価にスライドするような形では賃金が上昇しなかったこと、iii) 第1次石油危機時とは異なり、景気が安定的な局面にあったこと、等が挙げられる。

我が国経済がマイナス成長に陥ったのは1974年のみであり、第1次及び第2次石油危機に対して比較的順調な対応が行われたが、大型所得税減税(1974年度)や経済成長率の低下に伴う税収の減少に加え、1974年度から数次にわたる景気対策によって公共事業を拡大した結果、財政事情が悪化した。さらに、1978年にボンで開催された先進国首脳会議において、日本と西ドイツ(当時)が積極的な景気拡大策をとって世界景気を牽引すべきという「機関車論」が確認され、我が国については、1978年度7%の経済成長率の達成のために要すれば追加的財政支出を行うことが確認された。こうした中で、公債依存度は急激に上昇し、1979年度には39.6%(当初予算ベース)にまで上昇した。

ここで、産業構造面をみると、石油危機による原油価格の上昇は、エネルギー大量消費型・大量生産型の素材産業の収益を圧迫し、エネルギー節約型の多品種少量生産型の加工産業の優位性を高めることとなった。また、円高は、我が国産業がより高付加価値分野にシフトせざるを得ない状況を作り出した。こうした中で、自動車、電気機械などの産業が拡大する一方で、繊維、化学肥料、造船、アルミ精練業などの産業は構造不況業種となった。このように、我が国産業の中心は、重化学工業から機械工業へ、資本集約型産業から技術集約型産業、高付加価値産業に移行していった。

この期間の雇用情勢をみると、失業率は、第1次石油危機後の失業者数の増加を受けて上昇を始め、1976年には2%を越えた。1980年代に入って再び上昇傾向で推移した。

就業構造をみると、第1次石油危機が発生する1973年までは第1次産業就業者割合が低下する一方、第2次産業及び第3次産業就業者割合が上昇してきたが、1974年以降、第2次産業就業者割合も低下傾向に転じ、第3次産業就業者割合が50%を越えた。特に、第2次産業では、造船業等の構造不況業種をはじめとして、製造業就業者数が1974年から1980年にかけて81万人という大幅な減少となった。

## ア 経済政策

第1次石油危機後の経済の停滞から回復させるため、1974年度に大型所得税減税を行ったことや経済成長率の低下に伴う税収の減少に加え、1974年度からの数次にわたる景気対策により公共事業を拡大した結果、財政事情が悪化し、1970年度には4.2%であった公債依存度は1979年度には39.6%に上昇した。さらに、国際的にも、1978年の先進国首脳会議において、第1次石油危機後に相対的に経済状況が良好であった日本と西

ドイツ（当時）が積極的な経済拡大政策により世界経済をリードすべきことが確認されるなどした。

こうしたことを背景とした財政事情の悪化から、**1980**年代には、歳出抑制による財政再建路線をとることを余儀なくされた。**1980**年度には公共事業費の伸び率がゼロとされ、**1981**年には、第**2**次臨時行政調査会が発足し、いわゆる「増税なき財政再建路線」が推進された。そして、**1980**年代前半をピークに特例国債は減少に向かった。

（経済政策上の主な対応）

- ・ 第**1**次石油危機によるインフレへの対応、総需要抑制政策
  - －公定歩合の引上げ（**9%**台）
  - －公共投資伸び率の抑制（**1974**年度の前年度比伸び率**0%**）
  - －基礎物資、生活関連物資の価格抑制策の実施
    - 国民安定緊急措置法（**1973**年）、石油需給適正化法（同年）制定
    - 公共料金の改定の**1975**年度への持ち越し
- ・ 第**1**次石油危機後の景気後退への対応
  - －**1974**年度における所得税大型減税の実施
  - －石油危機後の景気後退に対応した**1975**年度の**4**次にわたる経済対策の実施による公共事業の拡大をはじめとした経済対策の実施
  - －**1978**年ボン・サミットにおける日独が世界景気をリードすべきという機関車論による景気拡大政策
- ・ 第**2**次石油危機への対応
  - －省エネルギーの推進による石油輸入量の減少
- ・ 財政再建
  - －**1984**（昭和**59**）年度に特例公債依存体質からの脱却目標の設定
  - －**1981**（昭和**56**）年度をいわゆる財政再建元年としてシーリング制度を導入
  - －**1982**（昭和**57**）年度予算におけるゼロ・シーリングの設定
  - －**1983**（昭和**58**）年度予算におけるマイナス・シーリングの設定
  - －**1985**（昭和**60**）年度予算における公共事業費伸び率**0%**の設定

（経済計画）

- ・ 経済社会基本計画（**1973**（昭和**48**）年）
  - －活力ある福祉社会のために－計画の目的：国民福祉の充実と国際協調の推進の同時達成
- ・ 昭和**50**年代前期経済計画（**1976**（昭和**51**）年）
  - －安定した社会を目指して－計画の目的：我が国経済の安定的発展と充実した国民生活の実現
- ・ 新経済社会**7**ヵ年計画（**1979**（昭和**54**）年）

一計画の目的：安定した成長軌道への移行、国民生活の質的充実、国際経済社会発展への貢献

## イ 雇用政策

1973 年秋に発生した第 1 次石油危機によるインフレへの対応のための総需要抑制政策が取られる中、1974 年には完全失業者数は 100 万人に達し、1976 年には完全失業率が 2.0%を越えるなど労働需給は急速に緩和した。また、景気が後退する中で、新規求人や所定外労働時間の削減から一時帰休による雇用調整が、繊維産業等を中心とした製造業で実施され、さらには希望退職の募集や解雇が行われた。雇用調整を実施する企業の割合は、大企業を中心に 7 割程度にも達した。こうした中、景気後退に伴う女性の非労働力化による労働力率の低下及び 55 歳以上の男性の高年齢雇用者の減少が目立った。

その後の景気回復過程においても、卸売・小売業、サービス業などの雇用は増加したものの、製造業での停滞が続き、失業者数は 100 万人超、失業率は 2%以上の水準で推移した。この背景としては、i) 生産が増加に向かう中で、労働時間は増加したが雇用者数の増加は停滞を続けたこと、つまり、企業の先行きに対する態度が慎重となっており、景気回復に対する見通しが楽観的なものではなかったため、当面の増産については労働時間の増加により対応し、本格的な増産体制を取ることに慎重姿勢を示したこと、ii) 景気回復過程においても、設備投資が低い水準にとどまり、また、設備投資の内容も、生産性の向上を図るための省力化投資、省エネルギー投資や公害防止投資など雇用の増加につながりにくい投資が主であったことが、製造業の雇用の停滞の要因となった。

なお、第 1 次石油危機から 1978 年に景気が自立回復過程に入るまでの過程において見られた目立った動きとしては、i) 景気が回復する中で、卸売・小売業、サービス業等でパートタイム労働など女性の労働需要が強まったことなどを受け、一旦低下した女性の労働力率の回復が顕著だったこと、ii) いわゆる構造不況業種及び特定不況地域問題が発生したことがある。景気が停滞する中での需要構造の変化や発展途上国の技術水準の向上等経済環境の変化を背景とし、造船、繊維、平電炉などの構造不況業種の離職者問題が表面化するとともに、こうした事業所が地域経済の中核を占める地域においては、地域経済の疲弊という状況が生じた。

やがて景気が自律回復過程に入ると、製造業でも就業者数は増加に転じ、失業率も低下に向かった。

この第 1 次石油危機後から安定成長への移行期の雇用政策上の対応としては、第 3 次雇用対策基本計画において、それまでの失業者の再就職の促進というものから、事前に失業を防止し雇用安定を図ることも重視する考え方が示され、これを基本的考え方として政策が推進された。

具体的には、i) 従来の失業保険制度から、失業や雇用の安定の問題にとどまらず、

ゆとりある充実した職業生活を実現するための条件・基盤作り、質量両面にわたる完全雇用への接近を担う制度への改善発展、ii) 景気の変動、産業構造の変化等に対応して積極的に失業を予防するための施策を展開するための制度の整備、iii) 構造不況業種に係る事業分野における労働者の失業の予防、当該事業分野からの離職者の再就職の促進等、iv) 構造不況業種が集積している地域においては、地域内企業の全体的な経営悪化及び雇用不安の増大等地域経済全体が疲弊する状況等が見られたことに対応して通商産業省・中小企業庁、労働省の作業による中小企業対策と失業の予防及び再就職の促進を図るための雇用対策に関する緊急立法に基づく措置の実施、等が挙げられる。

なお、第2次石油危機に伴う経済の混乱は、第1次石油危機後と比較すれば軽微なものとなった。この背景としては、第1次石油危機の経験を踏まえ、政労使とも物価の安定による経済の混乱の回避を最重点課題として対応し、労働側も賃上げ率を極力小幅に抑制する姿勢を示したことが挙げられる。金融政策面では、第1次石油危機時同様に厳しい金融引締めが実施されるなど、物価の安定に最大の重点を置いた政策運営が行われた。その結果、第1次石油危機時のように、消費者物価にスライドする形での賃金上昇は起こらず、物価上昇を抑制する大きな要因となった。

(雇用政策上の主な対応)

- ・失業者の生活の安定を目的とした失業保険制度から雇用に関する総合的な機能を有する制度への改善発展
  - －雇用保険法（1974（昭和49）年）の制定
    - 従来失業給付に加え、全額事業主負担による失業の予防・失業者の再就職の促進（雇用改善事業）、労働者の能力の開発・向上（能力開発事業）、労働者の福祉の向上（雇用福祉事業）の3事業の整備
- ・景気の変動、産業構造転換の下での積極的な失業の予防
  - －雇用安定資金制度（1977（昭和52）年）の創設
    - 雇用保険法改正により、景気の変動等及び産業構造の変化等により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における事業主への雇用調整給付金等の給付による失業の予防等を図るための事業（雇用安定事業）及び、雇用安定事業に必要な財源について、平時に段階的に積み立てておき、不況時に必要に応じて使用することができるような特別の資金（雇用安定資金）の設置を行った。
- ・再就職が非常に困難な状況にある高年齢者の雇入れ促進
  - －中高年齢者等の雇用の促進に関する特例措置法改正（1976（昭和51）年）
    - 高年齢者（55歳以上）雇用率の設定等
- ・構造不況業種及びその影響を集中的に受ける地域における失業の予防、再就職の促進等
  - －特定不況業種離職者臨時措置法の制定（1977（昭和52）年）

(雇用対策基本計画)

・第3次雇用対策基本計画(1976(昭和51)年)

－計画の課題：低成長率のもとでのインフレなき完全雇用の達成・維持

・第4次雇用対策基本計画(1979(昭和54)年)

－計画の課題：安定成長下における完全雇用の達成、本格的な高齢化社会に向けての準備を確実なものとする

#### 4 安定成長期～バブル経済期 — 昭和50年代後半～平成初期(1980年代半ば～1990年代初期)

この時期は、欧米への経済・技術のキャッチアップが終了し、安定成長への移行後、大幅な対外収支黒字を背景とした日米貿易摩擦の激化とプラザ合意による円高、対外協調政策を推進する中での低金利政策によるバブル経済の発生等の動きがあった時期である。

1980年代前半より、アメリカの貿易収支赤字の拡大及びインフレ抑制を目的とした高金利政策によるドル高が同時進行する一方、我が国の貿易収支黒字が拡大するなどの中で日米貿易摩擦が激化していた。こうした中、1985年9月にプラザ合意が成立し、ドル高是正のための為替相場の調整とアメリカにおける財政赤字削減、日独における内需拡大等の政策協調が合意され、実施に移された。円相場は、プラザ合意後上昇を始め、1985年11月には1ドル200円を超え、1986年2月には180円超、1987年末には120円台に達するなど急速に上昇した。

プラザ合意後の急速な円高の進行により、輸出産業を中心とした企業収益の悪化、輸出競争力の低下による輸出数量の減少などによる景気の後退が見られた。また、円高の持続への対応として、国内生産体制の見直しや海外直接投資による生産拠点の海外移転などの動きが見られるようになった。

このような状況の下で、内閣総理大臣の私的諮問機関である「国際協調のための経済構造調整研究会」において、1986年4月に、いわゆる「前川レポート」と呼ばれる報告書が取りまとめられた。ここでは、我が国の大幅な経常収支不均衡の継続は、世界経済の調和ある発展という観点からも危機的状況であるとし、国際協調型経済を実現するための方策として、i) 国際的に開かれた日本に向けて市場原理を基調とした施策、ii) 構造調整などの政策協調によるグローバルな視点に立った施策、iii) 経済構造の是正に向けた中長期的な努力の継続等についての提言がなされた。さらに、1987年5月には、経済審議会から「構造調整の指針」、いわゆる「新前川レポート」と呼ばれる建議が出された。この建議では、1990年代前半までの期間を世界的なレベルにおける構造調整期と位置付け、世界的な対外不均衡を是正するためには、各国の政策協調が不可欠であり、我が国は率先して経済構造調整を推進し、内需主導型経済を達成する必要があるとし、それは同時に経済成長の成果を活用して国民生

活の質の向上を実現していく過程であるとされた。構造調整のための基本的な方策として、i) 内需拡大、ii) 労働時間短縮、iii) 国際的に調和のとれた産業構造、iv) 雇用への対応、v) 地域経済への対応、vi) 世界への貢献が掲げられた。また、構造調整を進めるための集中的な政策努力が必要であるとされた当面（両3年）の行動指針が、i) 規制緩和等、ii) 財政の活用、iii) 住宅・土地対策・社会資本整備、iv) 製品輸入の促進、v) 農業、vi) 労働時間短縮一年間総労働時間 **1800** 時間に向けての労働時間短縮、vii) 経済協力、について示された。なお、労働時間短縮については、**2000** 年に向けてできるだけ早期に、年間総労働時間 **1800** 時間程度を目指すことが必要であること、産業構造については、情報の処理・通信技術の革新は、従来の大量生産にかわって、消費需要の高度化に対応し、知識・情報を活かした新しい産業発展を可能としていること、雇用への対応については、潜在成長能力を顕在化するマクロ政策と構造調整の過程における産業、職業、地域、年齢毎の需給の不適合を解消するための総合的雇用対策が必要であることが指摘された。これら「前川レポート」及び「新前川レポート」は、我が国の国際公約として扱われ、これらに掲げられた政策目標の実現が最重要課題とされた。

このように、我が国の経済政策の重要課題として国際協調型経済の実現が内外に提示される中、**1987** 年 **2** 月の **G7** 会合において、各国が現行水準で為替相場を安定させるために緊密に協力するという「ルーブル合意」が成立した。本合意に基づき、我が国では、金融の緩和、内需拡大のための財政支出が実施された。

その後、プラザ合意後に後退した景気が回復に向かい、次第に景気の拡大が加速し、株価、地価などの値上がりが発生し、いわゆるバブル経済という状況となった。株価は、**1989** 年末に最高値 **3** 万 **8915** 円（対前年比 **29.0%** 上昇）という水準となり、地価は **1988** 年に対前年比 **21.7%** 上昇し、**1991** 年まで上昇が続いた。

こうしたバブル経済の特徴としては、需要面では、消費が高級化したこと、住宅建設が大幅に増加したこと、設備投資が大幅に増加したこと、供給面では、企業が新製品開発・多角化戦略を強め、積極的な拡大戦略を推進したこと、労働力需給面では、**1987** 年央には **3%** を超えていた完全失業率が、**1990** 年末から年初にかけて **2.0%** に低下するなど労働力需給の逼迫が見られたことなどが挙げられる。

やがて、**1989** 年から **1991** 年にかけての金融引締めの実施、地価抑制のため金融機関の不動産向け貸出に対する総量規制等バブル生成時と逆の政策が行われたのを契機に、株価は **1989** 年末から、地価は **1991** 年から下落に転じるなど資産価格が下落に転じ、バブル経済は崩壊に向かった。こうした資産市場での動きの一方で、労働市場では、依然として低失業率、高求人倍率、人手不足の状況が **1991** 年前半まで続いた。

なお、この時期には、日米の貿易収支不均衡の拡大を背景に **1985** 年レーガン政権下で、

我が国市場の閉鎖性、特殊性を基本的な問題意識として開始された市場指向型分野別協議<sup>12</sup>（MOSS 協議：Market Oriented Sector-Selective Discussion）に引き続き、1989 年から 1990 年にかけて日米構造協議（SII：Structural Impediments Initiative）が行われた。同協議では、非関税障壁、つまり我が国の法律等制度や慣行が自由な貿易や海外企業の活動を妨げているという問題意識に基づいた協議が行われた。ここでは、我が国の貯蓄投資パターン、土地利用、流通機構、価格メカニズム、企業系列、排他的取引慣行などが取り上げられた。これを端緒に、日本国内における米国企業の競争条件を国内企業のそれとの同一化を図ることを目指した経済構造改革が求められるようになった。

## ア 経済政策

1985 年 9 月のドル高是正のためのプラザ合意を受けて円相場は大幅に上昇した。政府は、こうした円高による影響を緩和し、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るといった目的の下、1985 年後半から 1987 年前半にかけて数次にわたり公共投資の拡大、住宅建設の促進、所得税減税等を内容とする経済対策を実施した。金融政策面では、1986 年 1 月から 1987 年 2 月までの間に公定歩合は 5%から 2.5%まで引き下げられた。こうした政策対応は、その後の長期に及ぶ景気拡大、やがてはバブル経済の形成に寄与したものと考えられる。

（経済政策上の主な対応）

- ・ 平和で安定した国際関係の形成
  - － 1985（昭和 60）年 9 月の中央銀行総裁会議（G5）におけるドル高修正の合意（プラザ合意）に基づく為替介入の実施
- ・ 円高の急速な進行の下での景気回復・拡大、大幅な対外不均衡の是正と世界への貢献
  - － 内需を拡大することを目的とした経済対策等の積極的財政政策の実施
  - － 公定歩合の史上最低水準への引下げなど金融緩和政策の実施
- ・ 消費税の導入（税率 3%、1989（平成元）年 4 月）

（経済計画）

- ・ 1980 年代経済社会の展望と指針（1983（昭和 58）年）
  - － 計画の目的：平和で安定的な国際関係の形成、活力ある経済社会の形成、安心して豊かな国民生活の形成
- ・ 世界とともに生きる日本（1988（昭和 63）年）

---

<sup>12</sup> エレクトロニクス、電気通信、医薬品・医療機器、林産物の各分野別の我が国市場の海外企業への開放（輸入の増加）等について協議が行われたもの。

－経済運営 5 ヶ年計画－計画の目的：大幅な対外不均衡の是正と世界への貢献、豊かさを実感できる国民生活の実現、地域経済社会の均衡ある発展

・生活大国 5 ヶ年計画（1992（平成 4）年）

－地球社会との共存をめざして－計画の目的：生活大国への変革、地球社会との共存、発展基盤の整備

## イ 雇用政策

1985 年 9 月の中央銀行総裁会議におけるドル高修正の合意（プラザ合意）以降、急速な円高が進行し、輸出産業を中心とした製造業にはマイナスの影響が及んだ。他方で、内需関連業種及び原油・原材料価格低下のメリットを享受できた産業の収益は改善し、非製造業の景況感は比較的良好に推移した。全体として見れば、ドル安修正後、円高によるデフレ効果により経済成長率が低下する中で、製造業と非製造業の二面性が現れた。こうした経済情勢を背景に、雇用情勢は製造業を中心に厳しいものとなった。これは、雇用調整が円高によるデフレ効果によるものだけでなく、輸出依存型経済から内需主導型経済への経済構造の転換期に当たっていたことが影響を与えたものである。

雇用情勢の推移をみると、1985 年秋以降の円高の影響により、造船、鉄鋼業等製造業を中心に企業における雇用過剰感が高まり、これら業種において配置転換、出向、一時帰休、希望退職の募集、さらには解雇が行われた。こうした中で、事業主解雇による離職者が急増し、1987 年 4 月に完全失業率は 3%に達し、完全失業者も 200 万人弱に増加した。

特に、造船業は中長期的な世界的船舶過剰、韓国等の技術水準の向上に加えて円高による国際競争力の低下により 1986 年度から 1987 年度の間に 2 万 5 千人を超える希望退職等による離職者が発生した。鉄鋼業では、円高による輸出の減少や自動車、電機機器等からの国内需要の減少により、粗鋼生産高は、1 次石油危機時の 1973 年以来の低水準となり、出向、一時休業等の雇用調整や賃金カットが行われた。その他、自動車、電機機器等においても残業規制やパートタイム労働者の削減等の雇用調整が実施された。

さらに、構造不況業種、輸出産業への依存度が高い地域では、多数の離職者が発生し、雇用問題が深刻化した。

こうした 1985 年秋以降の雇用失業情勢の悪化に対応するため、政府は経済対策を始めとした財政金融政策を積極的に展開したが、雇用対策についても、円高の影響を受けている業種及び産業構造の変化等に伴って中長期的に構造的な要因による不況に陥っている業種について雇用調整助成金を支給することにより雇用の安定を図ってきた。また、1986 年末に策定された経済対策においては、雇用調整助成金制度や特定求職者雇用開発助成金等による助成内容拡大の時限措置の実施、過剰人員を抱えている造船業の集

積している地域における出向や転職のための職業訓練の実施等により失業を伴わない企業間、産業間労働移動を産業界と協力して促進すること等が盛り込まれた。

さらに、円高下において、産業構造の転換が急速に進む中で、雇用の安定を図るためには、経済政策、産業政策など関連施策との密接な連携の下に政府全体が雇用安定に向けて一体となって取り組んでいくことが不可欠であることから、**1986年11月**に通商産業省と労働省の間で構造調整関連対策協議会が設置された。加えて、政府・与党が協力して経済政策、産業政策と一体となった雇用対策を推進していくため、**1986年12月**には政府・与党雇用対策本部が設置されるなど、政府全体が一体となって雇用対策を推進することとなった。また、同月、与党自由民主党の緊急雇用対策特別委員会が、産業構造の転換に対応する雇用面での第一歩の対策として「**30万人雇用開発プログラム**」を提言した。政府は、同プログラムの実施による雇用改善を重要課題として位置付け、その内容を全て**1987年度**予算に盛り込んだ。

この円高不況後の雇用調整は、経済・産業構造調整の進展と表裏一体をなす就業構造の転換の下で進展しており、「**30万人雇用開発プログラム**」を始めとした構造調整への雇用政策面での対応としては、i) 雇用需要の量的確保とともに発展分野への雇用誘導、職種転換のための能力開発の推進、情報提供体制や広域労働力需給調整体制の整備、出向等失業を伴わない形での円滑な企業間、産業間労働移動の促進を図ること、ii) 輸出関連産地や特定不況業種の集積地域等雇用情勢が厳しい地域での雇用の確保を図るためには、企業立地の促進等雇用開発を重点とする地域対策が重要、等の観点を基本に推進された。

やがて、円高による不況から脱却することを目的とした積極的な財政金融政策の実施により、**1986年末**より景気が回復に転じ、**1987年半ば**以降、急速に景気が拡大する中で、全体的な雇用失業情勢の改善が進む一方、不況業種やそれらが集積する地域等においては改善が遅れた。また、年齢別には若年層の求人倍率が極めて高水準となる一方、高齢者については、依然として雇用機会の不足が続いていた。

こうした状況に鑑み、**1987年**には地域雇用開発等促進法が制定され、雇用情勢が厳しい地域について、その要因類型別の対策を講じていくこととされた。**1988年度**には「産業・地域・高齢者プロジェクト」（通称サチコプロジェクト）が推進された。

なお、**1986年末**以降の景気拡大期、特に**1987年半ば**以降の急速景気拡大期から**1991年**の景気の山に達するまでをいわゆるバブル経済期と呼ぶが、有効求人倍率は、**1988年半ば**に**1974年**以来の**1倍超**となり、**1倍超**の水準は**1992年**の秋まで続いた。特に、**1990、1991年**の両年の平均は**1.40倍**と**1970年**以来の高水準となった。完全失業率は、**1987年**以降、低下傾向で推移し、**1990、1991年**は**2.1%**と、完全雇用状態となった。こうした中で、企業の人手不足感も**1960年代**半ば以降（昭和**40年代**）以来の広がりを見せ、約**4割**の企業が人手不足を訴える状況となった。産業別には、建設業、機械関連

製造業、卸売・小売業、飲食店、職種別には、専門的・技術的職業、単純工、技能工、サービス職業で人手不足感が高まった。

人手不足感の高まりは、求職者の意識にも変化を与え、労働条件の改善が遅れているいわゆる「**3K** 職場」（きつい、汚い、危険）への就職を回避する傾向が強くなった。また、マイクロ・エレクトロニクスなど技術革新の進展、経済のサービス化、情報化、国際化が進展する中で、専門的知識・技術を有する人材への需要が高まった。

全体的な労働力需給が逼迫する中で、関東、東海等の地域においては特に人手不足感が強くなった一方、北海道、九州、東北、四国等の地域では雇用機会が依然として不足している地域も見られた。

（雇用政策上の主な対応）

- ・プラザ合意後の円高など国際経済変動、構造的な不況業種への依存、石炭や国鉄など政策の変更などの影響を受ける地域における雇用問題への対応
  - －地域雇用開発等促進法の制定（**1987**（昭和 **62**）年）
- ・プラザ合意後の円高への対応
  - －雇用調整助成金の時限措置による助成内容の拡大
    - 業種指定基準の弾力化、休業に関する助成率の引上げ、出向に対する助成期間の延長
  - －特定求職者雇用開発助成金の時限措置による助成率の引上げ
    - 特に就職困難な状況にある高齢者、不況業種離職者等の再就職の促進を図るため、時限的措置により助成率を引上げ
  - －地域雇用開発等促進法に基づく緊急雇用安定地域の指定
    - 円高等により経済情勢が急速に悪化している地域を指定し、地域内事業主に対する雇用調整助成金の適用、地域内離職者に対する雇用保険延長給付の実施、特定求職者雇用開発助成金の適用と職業訓練の機動的な実施
  - －**30**万人雇用開発プログラムの実施（**1987**（昭和 **62**）年度予算）
    - 不況業種事業主が、専修学校や企業等に委託し、労働者の職業転換訓練を行う場合の高率の賃金助成及び委託先への特別の助成の実施
    - 出向、再就職斡旋、雇入れに関する助成制度の助成率の引上げ
    - 中小企業事業転換等能力開発給付金制度の創設（雇用調整助成金の休業に係る高率助成の適用期間延長、教育訓練に係る助成率引上げ）
    - 地域雇用開発助成金制度を創設（地域求職者の雇入れ助成及び雇用機会の拡大のための費用に対する助成を実施）
    - 特定求職者雇用開発助成金の助成率の引上げ
  - －（財）産業雇用安定センターの設立（**1987**（昭和 **62**）年）
    - 関連企業等に限定されず幅広い出向情報の提供を希望する産業界からの要望に基づき、産業

間・企業間移動を円滑に実施するための情報提供を全国規模で行うシステムとして設立された。

- ・円高不況後の経済の回復過程の中で依然厳しい情勢にある層への対応
  - －産業・地域・高齢者雇用プロジェクト（通称「サチコプロジェクト」）の実施（**1988**（昭和**63**）年度）
    - 特定不況業種雇用安定法の改正等産業雇用対策の拡充・強化
    - 地域雇用開発助成金の高率助成の実施等地域雇用対策の推進
    - 高齢者雇用特別奨励金制度の創設等高齢者等の雇用機会の確保の推進
    - 高齢者特別能力開発制度の創設等円滑な職業転換のための職業能力開発の促進
- ・経済社会の変化、労働者の意識の変化への対応、労働条件の向上
  - －男女雇用機会均等法の制定（**1985**（昭和**60**）年）
    - 募集、採用、配置、昇進における男女の均等扱いの努力義務化、定年、退職、解雇における差別の禁止
  - －労働者派遣法の制定（**1985**（昭和**60**）年）
    - 労働者の多様な就業ニーズに応えるため、労働者派遣という新たな就業形態を制度化
  - －職業能力開発促進法の制定（**1985**（昭和**60**）年）
    - 生涯を通じた職業能力開発のための制度の整備・充実
  - －高齢者等雇用安定法の制定（**1986**（昭和**61**）年）
    - 60**歳定年の努力義務化等高齢者の安定した雇用の場の確保
  - －労働基準法改正（**1987**（昭和**62**）年）
    - 週**40**時間労働制を目標にした労働時間の段階的短縮
  - －雇用保険法改正（**1989**（平成元）年）
    - パートタイム労働者に対する雇用保険制度の適用拡大
  - －高齢者等雇用安定法改正（**1990**（平成**2**）年）
    - 60**歳以上**65**歳未満の定年に達した者の再雇用の努力義務化

（雇用対策基本計画）

- ・第**5**次雇用対策基本計画（**1983**（昭和**58**）年）
  - －今後の急速な高齢化、産業構造の転換等への対応、労働力需給のミスマッチの解消、ゆとりある職業生活の実現
- ・第**6**次雇用対策基本計画（**1988**（昭和**63**）年）
  - －構造調整期における雇用の安定の確保、ゆとりある職業生活の実現
- ・第**7**次雇用対策基本計画（**1992**（平成**4**）年）
  - －労働力供給制約に対応するための基盤整備、個性が尊重されその意欲と能力が十分に発揮できる質の高い雇用構造の実現

### 第3章 1990年代以降における我が国雇用政策の転換—経済構造改革との関連を中心に

#### 1 バブル経済崩壊期—平成3年頃～9年頃（1991年頃～1997年頃）

この時期には、地価などの資産価格の下落、企業活動の低迷、経済成長率の低下等が見られる中で、完全失業率が上昇するなど雇用情勢が悪化した。

1989年頃には、国内需給は引き締めを見せ、経常収支黒字もかなり縮小する中で、企業収益の上昇傾向には頭打ち感が見られるようになった。こうした中で、株価は1989年、地価は1991年から低下傾向に転じた。このような状況の下、民間設備投資は、1991年前半から低下傾向で推移するようになった。有効求人倍率は1990年末から1991年初にバブル経済期最高値の1.45倍となった後、低下傾向に転じて1992年秋に1倍を切り、完全失業率は1992年後半から上昇を始めた。

景気は、1991年2月を山として1993年秋の谷まで32ヶ月という第2次石油危機後の後退期以来の戦後2番目に長い後退局面に入った。この景気後退局面の特徴としては、景気後退初期に見られた、景気拡大期の大型設備投資ブーム後のストック調整と、金融面、実体面に広がったバブル崩壊による大きなマイナスの影響が挙げられる。

特に、金融業、建設業、不動産業のいわゆる不良債権3業種では、不良債権が大量発生した。特に、金融大手21銀行においては、1992年当時の大蔵省の発表によれば12兆3千億円に及ぶ不良債権が発生し、金融機能の低下を通じて経済全体の低迷に大きな影響を与えることになった。また、家計においても、資産価格の下落及び景気後退の中での所得を含めた雇用環境の悪化は、個人消費を低迷させ、景気後退を長期化させる要因となった。

その後、1993年秋以降、景気は回復過程に転じたが、そのテンポは緩やかなものであった。1995年1月には阪神・淡路大震災が発生し、また、1ドル80円台の急激な円高とアメリカ経済の減速などが重なり、やがて年後半には鉄鋼や半導体等に在庫が積み上がり、生産調整が行われるようになった。このような内外要因による景気の低迷に対応するため、同年11月には、4月の円高対策としての経済対策に加え、過去最大規模の公共投資を含む経済対策が策定された。また、金融政策面では、4月に公定歩合が1%に、9月には史上最低の0.5%にまで引き下げられるなどの対応がなされた。これらに加え、年末には1ドル100円台に戻るなど円高の是正も進んだ。このような政策対応や外的環境の変化から、1996年夏には在庫調整が一巡するなどにより景気には再び明るい動きがみられるようになった。この景気拡大期は、小刻みな変動を繰り返しながら緩やかな回復の動きを続けた。そうした中、財政再建を目的に1997年4月には消費税率が上げられたが、所得増加期待が小さい中での税率引き上げだったこともあり、予想外に大きい消費の減少が発生した。また、夏には、アジア経済・通貨危機が発生した。さらに、秋口からの株価の下落と年末にかけて大手都市銀行や大手証券会社の破綻などにより金融不安が発生する中で、景気は減速に転じた。

なお、この時期には、規制緩和・競争政策の強化に関し、日米協議では、市場指向型分野別協議（MOSS 協議）の後、**1989**年から**1990**年にかけて行われた日米構造協議（SII）に引き続き、規制緩和・競争政策の強化その他個別分野問題等を協議する日米包括協議が**1993**年から開始された。

こうした場における議論や合意事項を受け、我が国の規制改革及び競争政策も推進されてきた。**1995**年**3**月には「規制緩和推進計画」が閣議決定され、我が国経済社会の根本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ公正な経済社会としていくという考え方が示された。**1995**年**12**月には「経済構造改革のための経済社会計画」が閣議決定され、ここでは、市場メカニズムが十分働くよう、規制緩和や競争阻害的な商慣行の是正により企業の自由な活動を確保することや我が国の高コスト構造を是正することなどにより経済社会構造を改革することが政策運営の基本方向として掲げられた。

## ア 経済政策

バブル崩壊期における経済政策は、バブル経済期に上昇した資産価格が下落に転じたことによるバランスシートの悪化と逆資産効果によるデフレ効果が発生する中での対応が中心となった。特に、バランスシートの悪化は、金融機関の不良債権、不動産業界の不良債権という形で顕著に現れた。特に金融機関における不良債権の発生は、貸出態度の慎重化を通じて景気回復を遅らせることにつながった。また、大手金融機関を含む一部金融機関の経営危機・破綻などにつながり、金融システムのみならず民間需要の低迷さらには企業倒産の増加など経済全体に大きな影響を与えた。

こうした弱い経済の動きの中で、**1992**年以降、経済対策の実施や景気に配慮した当初予算編成など、財政政策は社会資本整備を中心に積極的に運営されてきた。**1994**年度予算編成に当たっては、長期間にわたる景気後退過程にあって財政事情が悪化したこと及び**1993**年後半に景気の谷を迎え、景気拡大過程に入ったことを受けて前年度比伸び率を抑制したものとなった。しかし、**1995**年の急激な円高とアメリカ経済の減速を背景とした景気の足踏みに対応し、同年には、春と秋の**2**回にわたって過去最大の公共投資を含む経済対策が策定された。なお、バブル経済による好況期終息後の**1991**年から**1997**年半ばまでに、経済対策は**7**回にわたって実施されたが、この間に経済は力強い自律回復軌道に乗ることはなかった。

この時期の金融政策については、低金利政策の維持に特徴付けられる。公定歩合は、**1991**年**7**月に、それまでの**6.0%**から**5.5%**に引き下げられて以来、順次引下げが行われ、**1995**年**9**月以降、バブル崩壊期の景気の山となる**1997**年半ばに至るまで**0.5%**という史上最低水準が維持された。

なお、金融機関における不良債権処理の促進については、各金融機関における償却の一層の促進、引当制度の運用の改善、債権の流動化の促進等が要請されてきたが、**1993**

年 4 月には民間銀行の不良債権を民間資金で買い取る共同債権買取機構が設立された。以上のように、この時期には、金融機関の不良債権処理については、主に民間による不良債権削減努力を促すという対応がなされた。

(経済政策上の主な対応)

- ・ 需要の停滞に対応した財政政策の発動による内需の拡大
  - － 1992 年から 1995 年間の 7 回にわたる経済対策の実施 (事業規模累計約 67 兆円)
- ・ 1990 年後半以降の資産価格の下落に対応した金融緩和政策の実施
  - － 公定歩合の段階的引き下げ (1991 年～1995 年)
- ・ 1995 年の円高への対応
  - － 公定歩合の史上最低水準の 0.5% への引下げ
- ・ 消費税率の 5% への引上げ (2% 引上げ、1997 年 4 月)

(経済計画)

- ・ 構造改革のための経済社会計画 (1995 (平成 7) 年)
  - － 計画の目的: 自由で活力ある経済社会の創造、豊かで安心できる経済社会の創造、地球社会への参画

## イ 雇用政策

株式・土地など資産市場においてはバブル崩壊局面となり景気が縮小局面に転じた 1991 年初以降も、1992 年秋まで有効求人倍率は 1 倍を超える水準で推移した。この時期までは有効求人倍率は低下基調で推移する中、労働需給は逼迫基調で推移した。こうした動きの中で、政策対応上の方向性として、将来の本格的な労働供給制約に備えた準備をするべき時期であるとの認識が示され、これを基本とした対応がなされた。具体的には、省力化、効率化の促進による生産性の向上、労働力確保対策、本格的な高齢化への対応、若者の離転職の増加への対応等が推進された。

その後、景気が停滞色を強め、景気の谷となる 1995 年には、完全失業率は初めて 3% 超となり、その後も上昇傾向で推移した。また、有効求人倍率は、1991 年にバブル期の最高値である 1.4 倍となった後、急速に低下し、1993 年から 1997 年の間は 0.6 倍台半ばから 0.7 倍台半ばの水準で推移した。このように、このバブル崩壊期は、急速に雇用情勢が悪化した時期である。

産業別就業者を見ると 1993 年以降、製造業就業者の減少傾向が顕著となり、第 2 次産業全体としても減少が続いた。一方で、サービス業就業者数は一貫して増加し、サービス業を中心とした第 3 次産業で就業者を吸収するという構造となった。

この時期の政策対応は、輸送・情報通信技術の進歩やグローバル経済化の進展による

生産拠点の海外移転など企業の国際化や労働者に必要とされる技能・技術の変化、高齢化の進展に伴う保健医療や福祉関連サービスなどのいわゆるシルバーサービスへの増大が見込まれること、少子・高齢化の一層の進展により労働供給の伸びが鈍化することなどの基本認識に基づいて行われた。

こうした基本認識に基づいて新たに示された政策の方向性としては、「雇用の創出と失業なき労働移動の実現」、「労働者が主体的に可能性を追求できる環境の整備」等が挙げられた。具体的な施策上の対応としては、前者は、開業希望者や新設企業に対する支援を含む新規事業展開等による雇用創出に対する支援など、後者は、労働者の個人主導による職業能力開発への支援などが挙げられる。

(雇用政策上の主な対応)

- ・ 中小企業における労働力の確保支援
  - － 中小企業労働力確保法の制定 (1992 (平成 4) 年)
  - 中小企業における雇用環境改善等による人材確保支援
- ・ 省力化、効率化投資による生産性の向上、労働時間の短縮 (総合的な経済対策、緊急経済対策 : 1993 (平成 5) 年)
- ・ 中高年ホワイトカラーの雇用の安定 (総合的な経済対策 : 1993 (平成 5) 年)
  - － ホワイトカラーの職務分析と教育訓練手法の開発、キャリアカウンセリング等のモデル事業の推進
- ・ 国際化の進展による経済変動への対応の拡大、労働条件の向上
  - － 特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法改正 (1995 (平成 7) 年)
  - 不況業種対策の対象に、国際化の進展等による経済変動の影響等を受ける業種にも拡大
- ・ 労働者の職業生活の円滑な継続を支援することを目的とした諸制度の拡充
  - － 高齢者等雇用安定法改正 (1994 (平成 6) 年)
  - 60 歳定年制の義務化、高齢者に係る労働者派遣事業の特例の導入 (対象業務はネガティブリスト方式 (港湾運送業務、建設業務、警備業務、物の製造の業務以外))
  - － 雇用保険法改正 (1994 (平成 6) 年)
  - 高年齢者雇用継続給付、育児休業給付の創設等
  - － 育児休業法改正 (1995 (平成 7) 年)
  - 介護休業制度の創設
- ・ 高付加価値分野、新分野創造を担う人材の育成 (緊急円高・経済対策、経済対策 : 1995 (平成 7) 年)
  - － 事業主の訓練ニーズに沿ったコースの公共職業能力開発施設での設定、事業主団体による訓練の実施に対する助成
- ・ 就業形態の多様化への対応

－労働者派遣法改正（1996（平成8）年）

規制緩和検討委員会等での議論を踏まえた派遣労働対象業務の拡大（適用対象業務を11業務から26業務に拡大）及び派遣労働者の就業条件等の確保・整備等

（雇用対策基本計画）

・第8次雇用対策基本計画（1995（平成7）年）

－経済社会の変革期における雇用の安定の確保、可能性を主体的に追及でき、安心して働ける社会の実現のための環境整備

## 2 経済変革・構造改革期 — 平成9年頃～現在（1997年頃以降）

この時期は、1997年夏から秋頃にかけての株価の下落や大手企業の倒産の発生、年後半には大手金融機関の破綻など金融危機が発生するなどの厳しい状況の中で景気が後退に転じるなどバブル崩壊後、一段と厳しさが増した時期である。株価も1998年後半まで低下傾向で推移したが、こうした中で金融システムへの信頼が低下し、さらには金融機関の資金調達の困難化・貸出態度の慎重化を通じた金融仲介機能の低下などを通じて企業や家計の業況感の悪化に繋がるという悪循環が発生するなど非常に厳しい状況が続いた。

1997年度初には、1995年度から先行実施されていた所得税等の恒久減税と一体のものとして法定されていた消費税率の引上げによる駆け込み需要の反動減、夏のアジア経済・通貨危機によるアジア地域への輸出の減少、年後半の大手金融機関の破綻など金融危機の発生とデフレの深刻化などの中で、バブル崩壊後の緩やかな景気回復過程から景気は後退局面に転じた。その後、1998、1999年と2002年にはマイナス成長を記録する等厳しい経済状況が継続した。1999年後半に景気の谷となって以降、2000年末まで景気は拡大期にあったが、その回復力は非常に弱く、第1次石油危機後の景気回復局面と並ぶ戦後最短の景気回復局面となった。この期間の特徴は、緩やかなデフレが進行したこと、消費を中心とした内需の低迷から外需依存、IT（情報通信技術）分野に偏った景気回復となったこと、不良債権額は2001年度まで増加するなど不良債権問題が引き続き経済全体の回復力を弱める方向に作用したこと等が挙げられる。その後、2002年初に景気の谷を迎えてから景気拡張局面にあり、その長さは戦後平均（33が月）を上回っている<sup>13</sup>。特に2003年以降は、2003年前半のイラク戦争の時期、2004年の世界的なIT関連分野の調整など一時的な景気調整局面を経ながらも海外経済の復調による輸出の増加や設備投資の増加に伴って回復基調が鮮明になってきている。また、金融機関の不良債権残高も、2001年度を山に着実に低下し、バブル後の負の遺産の処

---

<sup>13</sup> 2005年6月末現在。

理が進んできていることも景気の回復に大きく貢献していると考えられる。

今回の景気回復について、若干詳細に見ると、バブル崩壊によって発生した、いわゆる 3 つの過剰、すなわち、不良債権を始めとした過剰債務、バブル崩壊により発生した過剰設備、バブル崩壊後の経済構造調整の中での過剰雇用が着実に改善している。特に、過剰設備、過剰雇用については **2005** 年に入り、ほぼ解消する水準となった。また、景気拡張が続く中で、こうした企業におけるリストラが進められた結果、企業収益の改善が進んでいる。このような中、民間消費や企業投資が成長を支え、失業率が低下傾向で推移するなど雇用情勢の改善が進むという形で景気の回復が進んでいる。

なお、この時期の規制改革・競争政策の強化に関する基本的考え方としては、以下のものが示された。**1998** 年 **6** 月の経済審議会経済社会展望部会報告において、新しい社会経済原則として、「透明で公正な市場」が掲げられた。この中では、市場原理による効率性の追求が最大の課題となるとされ、この原則は、消費財市場、企業間取引市場、労働市場、金融・資本市場すべてに共通するものとされた。さらに、「機会の平等」の下での創造的価値の生産やリスクを取ることによって成功者と失敗者の間で生じる所得格差は、公正な機会と失敗した場合の最低限の安全ネットと再挑戦の可能性の確保の下では是認されるものであるという方向性が明示された。この考え方は、**1999** 年 **7** 月に閣議決定された「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」にも盛り込まれた。

この時期の規制改革・競争政策に関する日米協議の動きを見ると、市場指向型分野別協議（**MOSS** 協議）、日米構造協議（**SII**）、日米包括協議に引き続き、**1997** 年には、日米両政府間で「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ」が合意され、日米規制緩和対話が実施されることとなった。これは、**2001** 年に「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」に発展改組され、現在も継続されている。

この時期の経済政策及び雇用政策は、**2001** 年の省庁再編以前の財政金融政策による景気の下支えが重視された時期と、それ以降の経済財政構造改革が重視された時期とに分けて見ることができるためであり、以下、この考え方に沿って見ていく。

## (1) 20 世紀末 — 平成 9 年頃～平成 12 年（1997 年頃～2000 年）

### ア 経済政策

**1993** 年秋に景気が谷となって以来、金融が引き続き緩和される中、**1994** 年度から **1996** 年度にかけて、大規模な減税が導入され、また、**1995** 年秋には公共投資等の拡大を中心とした当時としては過去最大規模の経済対策が実施された。こうした中で、公共投資が景気回復の起爆剤となり、やがて牽引力が民需にバトンタッチされる形で、景気は回復傾向を辿っていた。このような景気回復過程にあった **1997** 年度初には、**1995** 年

から先行実施されていた所得税等の恒久減税と一体のものとして法定されていた消費税の 3%から 5%への引き上げが予定どおり実施されるとともに、年後半には「財政構造改革の推進に関する特別措置法」<sup>14</sup>が成立するなど、財政再建に向けた取組みがなされていた。しかし、消費税引上げによる駆け込み需要の反動減やアジア経済・通貨危機の影響、年後半の株価の大手金融機関の破綻などもあり景気は縮小局面に転じた。

1997 年後半からは、需要の低迷の中で大部分の業種が減収減益となる中、物価も下落基調となり、それが企業経営の悪化や雇用の減少を招き、結果としてさらに景気の低迷を招く、いわゆる「デフレ・スパイラル」に陥ることを防止するための対応が主となっていたといえる。そのため、1997 年度には、1995 年以来の経済対策が策定された。1997 年度以降の力強さに欠ける経済情勢に対応して 2002 年度まで 9 次にわたり経済対策が策定され、減税、補正予算編成、公共事業等の前倒し執行等が実施された。

金融政策面では、金融システム不安が増幅する中で、日本銀行は潤沢な流動性供給を続けることにより景気と金融システムの下支えを行った。また、1998 年には、金融安定化 2 法<sup>15</sup>による預金者保護のための資金の拡充及び公的資本増強、1999 年には、主要銀行 15 行に対する公的資本増強が実施された。不良債権の開示の範囲は、1992 年以降順次拡大されてきたところであるが、1997 年度には、全国銀行によるリスク管理債権の開示範囲が拡大され米国 SEC 基準と同様の開示内容となり、1998 年度にはリスク管理債権の計上基準の変更及び金融再生法に基づく不良債権の開示が大手銀行について実施され、より幅広い概念の不良債権が公表されるようになった。さらに、不良債権開示の拡充と併せ、1998 年半ば以降、各銀行に対して、金融監督庁、大蔵省財務局、日本銀行が集中検査・考査を実施したこと、1999 年には金融監督庁の金融検査マニュアルが作成・公表されたこと等により、自己査定の精度向上が図られた。このような対応により、1997 年以前に比べて、不良債権の状況は格段に透明性を増した。

このように、財政金融政策は、デフレ・スパイラルの防止のための景気下支えと金融緩和並びに不良債権の厳格な査定を進めることによる不良債権額の正確な把握及び不良債権処理の促進等が主な政策目標になっていたといえよう。

(経済政策上の主な対応)

・不良債権処理、デフレ対策

---

<sup>14</sup> 1997 年 11 月成立。2003 年度までに国及び地方公共団体の財政赤字の対 GDP 比を 3%以下とする、2003 年度までに特例公債依存から脱却する、2003 年度の公債依存度を 1997 年度に比して引き下げる、等を定めるとともに、歳出の改革と縮減のための具体的な方策や枠組みを一体として定めたもの。1998 年 12 月に「財政構造改革の推進に関する特別措置法停止法」が成立し、その効力は停止された。

<sup>15</sup> 改正預金保険法及び金融機能安定化緊急措置法。最大 30 兆円の公的資金の投入により当初予定されたペイオフ解禁 (2001 年 3 月末) までの間、預金を全額保護するとともに金融機関の優先株などを公的資金で引き受けることを内容とするもの。

- －金融監督庁の金融検査マニュアルの作成・公表（**1997**（平成**9**）年）
- －各銀行に対する金融監督庁、大蔵省財務局、日本銀行による集中検査等の実施（**1998**（平成**10**）年）
- －大手銀行**21**行への公的資金（約**1兆8千億**円）の注入による優先株等の引き受けによる資本増強の実施（**1998**（平成**10**）年）
- －金融システム改革**4**法成立（**1998**（平成**10**）年）
- －金融再生法、金融機能早期健全化法成立（**1998**（平成**10**）年）
- －主要銀行**15**行への公的資金（約**7兆4600億**円）による資本増強実施（**1999**（平成**11**）年）
- －日銀によるゼロ金利政策の導入（**1999**（平成**11**）～**2000**（平成**12**）年）
- ・財政構造改革
  - －財政構造改革の推進に関する特別措置法成立（**1997**（平成**9**）年**11**月、**1998**（平成**10**）年**12**月に効力停止）

（経済計画等）

- ・経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針（**1999**（平成**11**）年）
  - －計画の目的：多様な知恵の社会の形成、少子・高齢社会、人口減少社会への備え、環境との調和

## イ 雇用政策

**1997**年は、年半ば頃からの景気減速の中での株価下落とそれに続く金融危機の発生など、それまでの景気回復の動きから一転して厳しい経済情勢となった。こうした中で、企業の倒産件数及び負債総額も前年までと比較して飛躍的に増大し、**1997**年に**3.4%**であった完全失業率は**1998**年には**4%**を超え、**1999**年には**4.7%**と急上昇を続け、**2001**年には**5%**、**2002**年には過去最高値である**5.4%**に達した。**2002**年初から景気が回復過程に入ったことを受け、**2003**年以降は完全失業率は低下傾向で推移し、**2004**年には**4**年ぶりに**4%**台（**4.7%**）となった。完全失業者数も**1995**年に**200**万人を超えて以来、**1997**年までは微増傾向で推移していたが、金融危機等の発生以降**1999**、**2000**年には急激に増加し、**1999**年には**300**万人超、**2002**年には**350**万人超（**359**万人）となった。こうした非常に厳しい状況となった背景には、**1998**年以降**2003**年まで、第**2**次産業における就業者の減少が第**3**次産業における増加より大きくなったことも挙げられる。

我が国経済の構造変化の中で厳しい雇用情勢が続いたこの時期には、この時期以前から進展していた価値観の多様化による働き方の多様化も一層進展し、厳しい経済情勢及び働き方の多様化を反映した長期継続雇用の変化、グローバル競争の激化や景気変動の振幅の拡大・長期化の中での、同一企業の存続可能性が低下する中、従来 of 労働投入量の調整を中心とした雇用調整に加えて総額人件費の見直しなど賃金による調整も主軸

に置いたより弾力的な雇用調整が行われるような雇用調整システムへの変化が見込まれた。

こうした構造変化が見込まれる中、政策の柱の方向性としては、従来の「雇用の安定」、「失業なき労働移動」を中心としたものから「雇用の創出」、「円滑な労働移動」、「企業を通じた支援から労働者個人への直接支援」という方向への転換が行われた。

具体的には、バブル崩壊期（第 8 次雇用対策基本計画）に示されたものと同様、「経済・産業構造の転換に対応した雇用の創出・安定」、「個々人の就業能力（エンプロイアビリティ）の向上と経済社会の発展を担う人材育成の推進」などが掲げられた。さらに、個人の個性・能力と経済活力が両立できる働き方の必要性、また、こうした働き方が随時選択可能なものとして用意され、誰もがそれを明確に認識している多様選択可能社会の実現に向けた労働市場システムの整備の必要性についても指摘がなされた。

以上のような問題意識に基づき、この時期には、「適切な経済運営による経済成長の確保の下での新規事業展開等による雇用創出のための支援」、「成長分野における雇用創出のための環境整備及び支援」、「国・地方公共団体による臨時応急の雇用・就業機会の創出」、「官民一体となった労働力需給調整機能の強化や公共職業安定機関の情報提供機能の強化」、「カウンセリング・職場体験機会提供の機能の強化など労働力需給調整機能の強化」、「学校教育も含めた若年者の雇用対策」、「職業能力の相談・評価機能の充実」等の施策を中心に推進された。

（雇用政策上の主な対応）

- ・ 起業、新規事業展開等による新規雇用創出支援
  - －ベンチャー企業等中小企業の雇用創出支援（1998（平成 10）年、総合経済対策）
  - －総量としての雇用拡大を図る新規雇用創出対策
    - 新分野進出を行う中小企業の支援の強化、新規成長 15 分野（医療・福祉、情報通信、環境、住宅等）への円滑な労働移動のための支援の実施（1998（平成 10）年、緊急経済対策）
  - －新規開業ベンチャー企業への紹介の強化、新規・成長分野において非自発的の失業者を前倒し雇用する場合等の支援、緊急雇用創出特別基金の活用等（1999（平成 11）年、緊急雇用対策）
  - －地域の特性を活かした成長分野や地場産業など先導的な中小企業の創業支援等による雇用の創出・安定（中小企業雇用創出特別奨励金）（1999（平成 11）年、経済新生対策）
  - －中小企業の創業支援（人材開発、労務管理、職業能力開発等）による雇用機会の創出、中小企業の基盤強化による雇用機会の拡大と安定
    - 「新規・成長分野人材サービスセンター」の設置による人材確保、円滑な労働移動の促進、職業能力開発の支援等（2000（平成 12）年、ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策）
- ・ 国、地方公共団体による臨時応急の雇用、就業機会の創出

- －地方公共団体における臨時・応急の雇用就業機会の確保、**NPO** の活用等（緊急地域雇用特別交付金）（**1999**（平成**11**）年、緊急雇用対策）
- ・労働者個人の職業能力開発の支援、就業継続の支援
  - －雇用保険法改正（**1998**（平成**10**）年）
    - 教育訓練給付制度、介護休業給付の創設
- ・早期再就職の促進、多様な働き方への対応、雇用保険給付の重点化
  - －雇用保険法改正（**2000**（平成**12**）年）
    - 倒産・解雇等による中高年失業者等への給付の重点化等
- ・官民一体となった労働力需給調整機能の強化、公共職業安定機関の情報提供機能の強化等
  - －経済団体と連携した求人情報のネットワーク化、公共職業安定所における求職者の自己検索端末の導入（**1998**（平成**10**）年、緊急経済対策）
    - －職業安定法の改正（**1999**（平成**11**）年他）
      - 有料職業紹介事業の取扱業務のネガティブリスト化（建設・港湾運送業務は適用除外）
      - 有料職業紹介事業の手数料制度の見直し（届出手数料の容認）
        - ※求職者からの手数料徴収は、原則禁止（**1999**（平成**11**）年改正）
    - －労働者派遣法の改正（**1999**（平成**11**）年）
      - 適用対象業務のネガティブリスト化（港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関連業務、物の製造業務は適用除外）（**1999**（平成**11**）年改正）
- ・高齢者の継続雇用の確保、定年の延長
  - －高齢者等雇用安定法改正（**2000**（平成**12**）年）
    - 65**歳までの継続雇用確保の努力義務化等 **65**歳までの雇用の安定の確保
- ・求人年齢制限の緩和
  - －求人年齢緩和に向けた指導・啓発（**2000**（平成**12**）年、ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策）
- ・大規模なリストラの実施により影響を受ける地域における雇用創出対策
  - 大規模なリストラの実施により大きな影響を受ける地域内又はリストラ実施企業の下請等の指定事業所を離職した労働者の雇用を助成（特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金）（**1999**（平成**11**）年、経済新生対策）
- ・若年者に対する就職支援、職場定着の推進、働く意欲が不十分な若者、無業者の増加など新たな課題に対応するための施策の実施
  - －学卒未就職者に対する早期再就職支援、能力開発支援事業の実施、学生職業センター等における一人一人の希望・適性を踏まえた求人確保、実践講習、面接会の実施、民間職業訓練機関等の訓練の無料提供等（**1999**（平成**11**）年、緊急雇用対策）
  - －学卒未就職者を対象とした事業主や民間教育訓練機関への委託訓練、学卒未就職者の採用後の職業能力開発の支援（**2000**（平成**12**）年、ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策）

(雇用対策基本計画等)

・第9次雇用対策基本計画(1999(平成11)年)

－労働市場の構造変化に対応した雇用の創出・安定、人々の意欲と能力が活かされる社会の実現

## (2) 21世紀—平成13年以降(2001年以降)

### ア 経済政策

ここでは、年初に中央省庁が再編され、また、4月にはより市場原理に立脚した経済政策運営を行う傾向が強くと見られる小泉政権が成立した2001年以降について見ていく。

この時期の政策の重点課題としては、1) デフレの阻止と不良債権問題の解決、2) 規制改革、制度改革、3) 国・地方の財政改革、4) 官民の役割分担の見直し、等を中心に、社会資本整備改革、社会保障制度改革、経済活性化戦略、小さく効率的な政府の構築等が挙げられている。

財政政策面では、2002年度までは厳しい財政事情を踏まえつつ、米国における同時多発テロ事件後の経済環境の急激な変化や構造改革を進める中でのデフレの抑制等を目的とした経済対策が事業規模を縮小させつつも実施された。2002年以降は、「改革と展望(構造改革と経済財政の中期展望)」において、2010年代初頭のプライマリーバランスの黒字化を図るという目標が示され、経済対策を含む経済政策全般について、予算規模を抑制的とする一方、規制改革、制度改革などの構造改革を重視するといった色彩がより強くなっていった。

金融政策については、2001年3月に、デフレが解消されるまでの期間<sup>16</sup>においては操作目標を日本銀行当座預金残高に変更することとし、いわゆる量的緩和政策<sup>17</sup>に転換した。これは、理論上、金利の低下による効果、銀行貸出の増加による実体経済の活発化、対外資産への需要を高めることによる間接的効果としての為替の減価効果等が期待されるという考え方に基づいて実施されたものである。

(経済政策上の主な対応)

・不良債権処理、デフレ対策

－日銀による量的緩和政策の採用(2001(平成13)年)

－金融危機の未然防止を目的とした大手銀行(りそな銀行)への公的資金注入(2003年5月)

・ペイオフの解禁(2005(平成17)年)

<sup>16</sup> 全国消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比上昇率が安定的に0%以上となるまでの期間

<sup>17</sup> 当面の日本銀行当座預金残高目標をそれまでの4兆円から5兆円に増額した。目標の実現のため、長期国債の買入れ額の引上げを行うこととされた。その後、当座預金残高目標額は順次引上げられ、2004年度末現在では30～35兆円程度とされている。

- ・財政構造改革

- ―2010年代初頭のプライマリーバランスの黒字化の目標（2002年以降の「改革と展望（構造改革と経済財政の中期展望）」）

（経済計画等）

- ・改革と展望（「構造改革と経済財政の中期展望について」、2002年、2002年度、2003年度、2004年度）

- ―経済社会のグローバル化に対応した改革、不良債権処理の促進、構造改革（規制改革、財政構造改革（プライマリーバランスの黒字化）、デフレの克服

## イ 雇用政策

2001年度まで不良債権額が増加して経済全体の回復力を弱める方向に作用する中で、不良債権処理も加速され、2002年初まで景気後退期が続いた。その後、景気は回復局面となったとはいえ弱い動きを続けたが、2003年以降は海外経済の復調による景気回復基調が鮮明となってきた。こうした中で、雇用情勢も、2002年に失業率（5.4%）、失業者数（359万人）とも過去最高値となった後、改善に向かっており、2004年には失業率は4%台（4.7%）に低下し、特に就業者数は1997年以来7年ぶりに前年比増加に転じるなど改善の動きを続けている

この時期には、2001年4月に成立した小泉政権の最重要課題の一つとして掲げられた不良債権処理が加速され、それに伴う雇用調整への対応<sup>18</sup>が推進された。この中では、特に厳しい状況にある失業者個人々人に対する再就職支援も強化された。また、1997年以降の政策の方向性に沿った施策が推進されるとともに、業種ごとの対策から個別企業ごとの対策、地域の自主性、創意工夫の活用、失業者の属性に応じたきめ細かな対応というように、集合的なものから個別の状況に対応した施策が推進されるようになった。

さらに、長期にわたって景気が低迷状態にあることや若年者における就業意識の変化などを背景に、若年失業率が高水準で推移し、いわゆるフリーターやNEETなど無業者の増加といった若年者問題への対応が政府全体の重要課題として認識されるようになり、関係省庁の連携による対応の充実強化が図られた。

（雇用政策上の主な対応）

- ・起業、新規事業展開等による新規雇用創出支援

- ―高年齢者の共同による事業創設と当該事業における継続的な雇用創出の支援（2001（平成

---

<sup>18</sup> 内閣府の2001年6月の推計では、主要銀行の破綻懸念先債権（既存分）の2年以内の最終処理によって、離転職者は39万人から60万人、失業者数は13万人から19万人発生するとされた。

13) 年、総合雇用対策)

- ―地域でのサービス分野における新設法人が 3 人以上常用雇用した場合の支援(地域雇用受皿事業特別奨励金)(2002(平成 14)年、改革加速プログラム)
- ・早期再就職の促進、多様な働き方への対応、雇用保険給付の重点化
  - ―雇用保険法改正(2003(平成 15)年)
    - 基本手当日額と再就職時賃金の逆転の解消、通常労働者とパートタイム労働者の所定給付日数の一本化、倒産等による非自発的離職者等再就職が困難な実態にある壮年層の所定給付日数の改善等
- ・官民一体となった労働力需給調整機能の強化、公共職業安定機関の情報提供機能の強化等
  - ―官民連携した求人情報のインターネットによる提供(2001(平成 13)年、総合雇用対策)
  - ―各種雇入れ助成について、民間職業紹介機関を利用した雇入れについても適用するなど民間職業紹介との連携による再就職の促進等(2001(平成 13)年、総合雇用対策)
  - ―民間の就職支援会社を活用して再就職支援を行う事業主への助成(2001(平成 13)年、総合雇用対策)
  - ―職業安定法等の改正(2003(平成 15)年他)
    - 科学技術者・経営管理者で年収 1200 万円を超える者について民営職業紹介会社により手数料を徴収できる労働者とした(2002(平成 14)年施行規則改正)
    - 手数料を徴収できる求職者として熟練技能者を追加するとともに年収要件を 700 万円超に引き下げ(2003(平成 15)年施行規則、告示改正)
    - 地方公共団体が自らの施策に関する業務に付帯して行う無料職業紹介事業について届出制化(2003(平成 15)年改正)
  - ―労働者派遣法の改正(2003(平成 15)年)
    - 派遣受入れ期間の延長(従来派遣期間が 1 年に制限されてきた一般的業務を最長 3 年に延長等)(2003(平成 15)年改正)
    - 派遣受入れ制限期間以降も派遣労働者を使用する場合等の直接雇用の申し込み義務化(2003(平成 15)年改正)
    - 派遣対象業務の拡大(製造業務、医療関係業務の紹介予定派遣)(2003(平成 15)年改正)
- ・カウンセリング・職場体験機会提供の強化など労働力需給調整機能の強化
  - ―各都道府県のキャリア形成支援コーナーやハローワーク等へのキャリア・カウンセラーの配置(2001(平成 13)年、総合雇用対策)
  - ―公共職業安定所に専任の早期再就職支援員(就職支援ナビゲーター)を配置し、個々人ごとのきめ細かな就職支援の実施(2002(平成 14)年、改革加速プログラム)
- ・高齢者の継続雇用の確保、定年の延長
  - ―高年齢者等雇用安定法改正(2003(平成 15)年)
    - 年金の支給開始年齢の引上げに連動した定年年齢の段階的延長等

- ・ 求人年齢制限の緩和
  - － 改正雇用対策法に基づく募集・採用の年齢制限緩和の努力義務化（**2001**（平成 **13**）年 **10** 月施行）
- ・ 業種ごとの対策から個別企業ごとの状況に応じた支援への転換
  - － 雇用調整の際の円滑な再就職の促進及び企業の雇用維持努力支援を、業種を対象としたものから個別企業を対象としたものへと転換（**2001**（平成 **13**）年、改正雇用対策法、改正雇用保険法、特定不況業種雇用安定法の廃止）
- ・ 地域の自主性、創意工夫を生かしつつ地域の実情に即した地域雇用開発の促進
  - － 地域雇用開発促進法の改正（**2001**（平成 **13**）年）
    - 地域指定に当たっては、都道府県が地域を提案し、国が同意する方式への変更、国と都道府県が連携して行う事業の新設等
- ・ 不良債権処理の加速への対応
  - － 就職支援特別パッケージの実施（**2001**（平成 **13**）年、総合経済対策）
    - 各種助成金の活用による雇用維持、労働移動、再就職支援、雇用の受皿としての創業支援等、バブル崩壊後の経済の低迷に大きな影響を与えている不良債権処理に伴う倒産等の増加による離転職者の増加への対応。特に、**2001** 年には、緊急経済対策において金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題を一体的に解決することが宣言され、内閣府から主要銀行の破綻懸念先以下債権の最終処理によって、離転職者が **39** 万人から **60** 万人、失業者は **13** 万人から **19** 万人に及ぶ可能性があるという推計が公表される等、雇用情勢への大きな影響が及ぶことが懸念されていたことに対応するもの。
  - － 不良債権処理雇用支援プロジェクトの実施（**2002**（平成 **14**）年、改革加速のための総合的対策）
    - 不良債権処理の加速に伴い、事業主が「雇用調整方針」を策定した場合の関係者への体系的再就職支援の実施
  - － 雇用再生集中支援事業の創設（**2002**（平成 **14**）年、改革加速プログラム）
    - 民間事業者への委託による再就職支援、企業への委託による職場体験学習、大学、専門学校、企業等の座学と企業実習からなる実践的職業訓練、離職者の直接・トライアル雇用、起業に対する支援。内閣府のレポートにより、**2003** 年 **1** 年間に **42**～**65** 万人の離職者が発生するとの試算が公表されるなど、不良債権処理の促進が雇用に大きな影響を与えることが予想されたことに対応するもの。
- ・ 若年者に対する就職支援、職場定着の推進、働く意欲が不十分な若者、無業者の増加など新たな課題に対応するための施策の実施
  - － 学卒未就職者等の試行就業支援を通じた能力付与（**2001**（平成 **13**）年、総合雇用対策）
  - － 未内定者に対するきめ細かい就職支援、学卒早期離職者・フリーターに対するセミナーやカウンセリング等の能力開発支援、若年者向けの適職選択支援のための体制整備（**2002**（平

成 14) 年、改革加速プログラム)

- －若年者ジョブサポーターの全国の公共職業安定所への配置による新規学卒者のマッチング機能の強化 (2003 (平成 15) 年、若者自立・挑戦プラン)
- －日本版デュアル・システムの導入 (2003 (平成 15) 年、若者自立・挑戦プラン)
- －地方地域の主体的取組みによる若年者のためのワンストップ・センター (ジョブ・カフェ) における就職支援の実施への関係府省との連携による支援 (2003 (平成 15) 年、若者自立・挑戦プラン)

(雇用対策基本計画等)

- ・雇用政策研究会報告 (2002 (平成 14) 年)
  - －多様選択可能社会の実現に向け、個人の新たな挑戦を支援する政策展開
- ・雇用政策研究会報告 (2005 (平成 17) 年)
  - －人口減少下における雇用・労働政策の課題

〔参考〕1990年代以降の短期的経済変動への対応策<sup>19</sup>にみる雇用政策の流れ（資料3参照）

短期的な経済変動への対応として実施される経済対策等における雇用関連施策においては、経済政策と雇用政策の関連及び施策の変化の動向をより詳細に見ることが可能である。

ここでは、バブルの崩壊により安定成長経済から低成長経済に転換するとともに、財政問題、不良債権問題の影響等から、経済政策の方向性の転換がなされた1990年代以降の経済対策及び雇用対策の方向性について参考までに概観した。

## 1 経済対策

### (1) バブル崩壊期 — 平成初期～平成9年頃（1990年代前半～1997年頃）

#### 〔1990年代前半～1990年代半ば〕

○従来型施策中心の対策

- ・公共投資の拡大、住宅投資の促進、民間設備投資の拡大（電力・ガス・通信等公的企業における追加投資を含む）、中小企業対策、雇用対策、金融システムの安定性の確保
- ・規制緩和（1993.4以降）

#### 〔1990年代中頃～1990年代後半〕

○規制緩和、省力化・合理化投資が対策の中心に

（1993.9 非自民党政権下の経済対策）

- ・規制緩和（1993年の緊急経済対策では、内需拡大、輸入拡大の観点から対策の柱とされた。）
- ・円高差益の還元
- ・公共投資、住宅投資、流通分野、省力化・合理化投資等構造調整に資する設備投資の促進、中小企業対策、雇用対策

（1994～1997年）

※これ以降、1997年以前に実施された経済対策は、1994.2の総合経済対策を踏襲。

- ・公共投資、住宅投資、省力化・合理化投資の促進、中小企業対策、雇用対策
- ・規制緩和
- ・不良債権処理の促進

---

<sup>19</sup> 補正予算を伴う「経済対策」という形で実施される例が多くなっている。一般的には、この中に雇用対策が含まれる形となっているが、雇用対策のみ単独で実施される場合もある。

## (2) 経済構造変革・構造改革期－平成9年頃～現在（1997年頃～現在）

### (1997.11)

○財政の危機的状況を踏まえ、公共事業中心の対策から民間活力の活用を中心に据えた経済政策への転換を明示した。

- ・規制緩和を中心とした構造改革
- ・市場アクセス改善、中小企業対策、雇用対策等

### (1998～2001年)

○自己責任原則を貫徹する条件整備、規制緩和の強力な推進など我が国経済の発展基盤の整備（1998・4）

- ・IT革命への対応
- ・規制緩和
- ・金融システム対策
- ・不良債権処理の促進
- ・社会資本整備（都市基盤整備等）、住宅投資促進、情報通信基盤整備
- ・新規開業促進、中小企業対策、雇用対策
- ・高齢化対策

### (2001年～現在（中央省庁再編後）)

○聖域なき構造改革の推進、公共投資等による従来型の追加需要策による対応の否定

- ・民間部門の活性化、構造改革（規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革）の推進
- ・新規開業促進、雇用対策、中小企業対策
- ・IT化への対応、少子高齢化対策
- ・都市再生

## 2 雇用対策（経済対策における雇用対策部分含む）

### (1) バブル崩壊期－平成初期～平成9年頃（1990年代前半～1997年頃）

#### [1993.4以前]

(対策の柱)

○雇用維持支援、失業なき労働移動－従来から実施されてきた雇用対策

(主な具体的施策)

- ・企業の雇用維持支援（雇用調整助成金の活用）

- ・事業主等による失業なき労働移動の円滑化
- ・ホワイトカラーを中心とした中高年齢者の雇用の安定（転職に必要な教育訓練等能力開発を含む）
- ・省力化、効率化投資による生産性の向上、労働時間の短縮

## (2) 経済構造変革・構造改革期 — 平成9年頃～現在（1997年頃～現在）

### [1997.11～2001.12]

(対策の柱)

- 労働力需給調整事業における規制緩和・官民の連携の強化
- 職業相談における専門的カウンセリングの実施と機動的職業訓練の実施
- 企業、労働者個人のニーズに沿った職業能力開発の実施
- 雇用情勢の悪化に対応した基金の造成による機動的対応

(主な具体的施策)

- ・官民一体となった労働力需給調整機能の強化
- ・雇用維持支援、失業なき労働移動の支援
- ・ホワイトカラー離職者の再就職支援の強化（職業相談カウンセラーの充実、公共職業訓練の機動的・弾力的実施、民間教育訓練機関が実施する教育訓練の自主選択）
- ・成長分野への円滑な労働移動支援
- ・労働者のエンプロイアビリティの向上（教育訓練給付対象の大学・大学院への拡大、産学官の集結による人材育成、ITに係る公共職業訓練の拡充等）
- ・中高年を対象とした雇用機会の提供（緊急雇用創出特別基金）
- ・高齢者の共同による起業と継続的雇用創出の支援
- ・国、地方公共団体による臨時・応急の雇用、就業機会の提供（緊急地域雇用特別交付金）
- ・大規模なリストラの実施により大きな影響を受ける地域における雇用創出（特定地域・下請企業離職者雇用創出特別奨励金）

### [2002.10～2003.6]

(対策の柱)

- 不良債権処理への対応、セーフティネットの整備
- 新規雇用創出
- 民間の活用による労働力需給調整機能の強化、実践的職業訓練の実施
- 個々人のニーズに対応したきめ細かな行政の対応
- 若者を対象としたきめ細かな職業能力開発、適職選択、職場定着の支援

(主な具体的施策)

- ・不良債権処理の促進に伴う離職者の再就職支援
- ・新たな雇用の創出（地域雇用創出、中高年齢者等の雇用機会の創出）
- ・民間の活用による労働力需給調整機能の活性化、多様な就業形態への対応（民間事業者への委託による再就職支援、企業・大学・専門学校等を活用した実践的職業訓練）
- ・離職者のトライアル雇用促進、起業支援等
- ・公共職業安定機関における就職緊要度が高い者に対する個々人ごとの求人開拓から就職までの一貫したきめ細かな就職支援（就職支援ナビゲーター）
- ・学卒未内定者に対するきめ細かな就職支援、若者向けの適職選択支援

### **[2003.6]（若者自立・挑戦プラン）**

(対策の柱)

○関係省庁等の連携による教育段階から職場定着に至るキャリア形成・就職支援

(主な具体的施策)

- ・全国の公共職業安定所における在学中からの職業理解の促進、就職支援、職場定着までの一貫した支援を行う者の配置（若年者ジョブサポーター）
- ・企業における実習訓練と教育訓練機関における座学を組合わせた教育訓練の実施（日本版デュアル・システムの導入）
- ・若年者トライアル雇用の実施
- ・都道府県による若年者のためのワンストップサービスセンターの設置支援（ジョブカフェ）

## むすび

本資料においては、**1990**年代の動きに焦点を当てながら、戦後の経済政策と労働力需給政策を中心とした雇用政策の動向を概観してきた。

**1990**年代、特にバブル経済の崩壊以降は、それまでの成長経済から低成長経済へと経済構造が変化し、さらには働き方に対する人々の意識が多様化する中で、我が国の雇用政策の基本的な考え方は、①雇用維持や失業なき労働移動を重視したものから雇用創出や円滑な労働移動の促進も重視したものへの転換、②業種単位の支援から経済変動の影響を受ける企業単位の支援への転換や企業を通じる形ではなく就職緊要度が高い個人を対象とした支援の充実に見られるように政策対応の個別化、③規制緩和、民間活力の活用促進という政府全体の政策の流れの中で、官民の連携の推進を図る、というものに変化してきた。

こうした雇用政策の基本的方向性の変化は、我が国経済社会構造の変化と政府全体の我が国の経済構造に対する認識や規制関連政策等の動きと流れを同じくするものであるといえる。特に、今後は、人口の減少、人口構成の高齢化、政策資源の制約、**IT**化の進展にみられるように情報通信技術の発展等が見込まれているところであり、経済社会構造の変化を的確に把握するとともに、労働市場のあるべき方向性も見据えながら効率的な政策を実施していく必要がある。

なお、以下の補論において、**OECD**、**EU**の雇用戦略、そしてそれに沿った政策を実施しているイギリス、フランス、ドイツの政策の動向を概観しているが、この中からは、**EU**諸国では、「フル就業」を最大の目標とする**EU**の雇用戦略に基づいて、各国の事情を勘案しながら、特に、就職困難者、若年失業者、長期失業者など労働市場から排除される傾向が強い人々を対象とした施策の強化が図られていることが見て取れよう。

我が国より厳しい雇用情勢にある国が多く、また、長年にわたり長期失業者問題への対応が重要課題とされてきた**EU**諸国における経験は、我が国との社会・経済構造の相違を踏まえた上で、参考にしていくことも有益であると考えられる。

### (参考文献)

- 有馬元治（**1966**）「雇用対策法の解説」、日刊労働通信社
- 有馬元治（**1967**）「雇用対策基本計画の解説」日刊労働通信社
- 有馬元治（**1968**）「雇用対策法とその施策の展開」雇用問題研究会  
労働省職業安定局他「雇用保険法」労務行政研究所
- 労働省職業能力開発局「職業能力開発法」労務行政研究所
- 労働省職業安定局「雇用対策法、職業安定法、緊急失業対策法」労務行政研究所
- 労働省職業安定局（**1980**）「雇用安定資金制度の解説」労務行政研究所
- 白井晋太郎（**1987**）「地域雇用対策の理論」労務行政研究所

労働省職業安定局雇用政策課（**1989**）「不況業種雇用安定法の解説」 日刊労働通信社  
労働省職業安定局（**1995**）「改正業種雇用安定法早わかり」  
労働省職業安定局（**1999**）「雇用調整助成金制度の実務解説」  
厚生労働省職業安定局（**2001**）「高年齢者雇用対策の推進」 労務行政研究所  
岡部晃三（**1999**）「国際化時代の雇用政策」 労務行政研究所  
濱口桂一郎（**2004**）「労働法政策」 ミネルヴァ書房  
経済企画庁「現代日本経済の展開 経済企画庁 **30** 年史」（**1976** 年）  
経済企画庁「戦後日本経済の軌跡 経済企画庁 **50** 年史」（**1997** 年）  
厚生労働省「雇用対策基本計画」  
厚生労働省「雇用政策研究会報告」（**2002**、**2005** 年）  
厚生労働省報道発表資料  
経済審議会「経済審議会活動の総括的評価と新しい体制での経済政策運営への期待」  
経済企画庁「経済白書」  
経済企画庁報道発表資料  
内閣府「経済財政白書」  
内閣府報道発表資料  
総務省公表資料  
外務省公表資料

## 補論 OECD、EU の雇用戦略の概要

### 1 OECD の雇用戦略の概要

#### (1) 経緯

1992年に、閣僚理事会において、深刻化する雇用・失業問題に対する総合的な研究を行うプロジェクト（**OECD Jobs Study**）をスタートさせた。

オイルショック後の1980年代の低調な経済成長の中で失業者が急増し、1990年代に入ってもこの状況に改善が見られなかったこと、特に、欧州諸国では法律や制度による賃金や雇用慣行の硬直性が強く、結果的に長期失業者や若年失業者の増加に繋がってきたことが問題とされたことが背景にある。

1994年には、**OECD Jobs Study** の報告書が公表され、その中で、以下の9（10）項目の雇用戦略分野が提示された。

- ①適切なマクロ経済政策の策定
- ②技術的ノウハウの創造と普及の促進
- ③労働時間の柔軟性の拡大
- ④企業家精神が発揮できる環境の醸成
- ⑤賃金と労働コストの弾力化
- ⑥雇用保証規定の改正
- ⑦積極的労働市場政策
- ⑧労働者の技能と能力の向上
- ⑨失業保険給付及び関連給付制度の改革
- ⑩製品市場の競争の向上（この項目は、9項目の策定後に追加）

この提言の中で **Jobs Strategy**（雇用戦略）という言葉が登場し、以降、「雇用戦略」という言葉が定着した。

さらに、1997年には、上記①～⑩の10項目について、加盟国に対して **EDRC**（経済開発検討委員会）が実施した審査の結果が閣僚理事会で報告され、一連の雇用失業研究・雇用戦略プロジェクトは、1999年に一応の収束を見た。

なお、**EDRC** においては、99年にテーマ別研究と2巡目の審査が行われたが、その後も毎年決められる様々なテーマに関する国別審査は継続しており、その結果は、「**Employment Outlook**」などで公表されている。その中では雇用戦略の柱と関連するものも扱われている。

#### (2) OECD Jobs Strategy の性格

1994年の戦略策定当初は、規制緩和、市場原理中心的な理念が前面に出されたものであったが、本プロジェクトの終了が近くなった1997年頃には、福祉国家的な発想も盛り込ま

れるようになり、「効率」一辺倒から、「効率」と「公平」の並存へと、当初の市場原理を中心に置いた主張は徐々に緩和されていった。

最近の **Employment Outlook** の記述により、**OECD** の基本的な方向性の変化を観察することが可能である。主なものは以下のとおり。

[2001年]

- ・サービス経済化に伴う賃金格差の拡大、雇用保証の低下に言及

[2003年]

- ・EUと同様に、雇用指標として「就業率」を使用した分析を掲載
- ・パートタイム労働の増加と雇用の安定性に対する危機感の高まりに言及
- ・一時的雇用 (**Temporary Employment**) の不利な側面に言及
- ・長時間労働の健康と生活の質に及ぼす影響に言及
- ・**Making Work Pay** (福祉から雇用) に関し、様々な観点から分析

このように最近の **Employment Outlook** を見ると、徐々に「社会的統合」を大前提とした **EU** の雇用戦略に似たものとなってきており、プロジェクトの開始当初の市場原理を強調した基本理念は修正されつつある。

当初の「効率性の向上」という概念は残しつつも、社会的統合、福祉の向上に関する観点も取り上げ、「公正」や「平等」といった概念も強く打ち出してきている。

## 2 EUの雇用戦略 (European Employment Strategy) の概要

**EU** 雇用戦略は、**OECD** 雇用戦略に対応して取り組まれ **1997** 年にまとめられた。

本戦略は、市場原理による激しい競争環境の下では、弱者が社会から排除される危険性が高いことを考慮し、排除ではなく仕事を通じて国民全体を社会的に統合する連帯の道を選択しようとするものである。

**1993**～**94** 年には、欧州における雇用戦略の基礎となる考え方が示された。

**1993** 年には、「成長、競争力、雇用—21世紀に向けての挑戦と進路」(通称「ドロール白書」)が公表され、労働市場の硬直性を構造的失業の原因とし、労働市場の柔軟性を高め、企業の競争力を高めるための措置について加盟国に対する提言がなされた。

さらに、**1993** 年には、「グリーンペーパー欧州社会政策：**EU**の選択肢 (白書)」、**1994** 年には、「欧州社会政策：**EU**の進路 (白書)」が公表され、これらにおいては、福祉国家の背後にある連帯という価値観は断固堅持すべきだとしつつ、それまでの所得の再分配という消極的な連帯の在り方から、経済活動に参加する機会のより良い分配という積極的な連帯方式にシフトしていくべきだとし、これからは雇用に最優先順位を与えて、全ての人を社会に統合していくことが目標にならなければならないとの提言がなされた。特に、これらにおいて

は、仕事とは、所得を提供するもののみならず、個人の尊厳であり、社会的繋がりであり、生活を組織する基礎であるとされた。また、社会問題は、社会の上層と下層の不平等にあるのではなく、「社会の中に居場所がある者」と「社会からのけ者にされてしまった者」との間にあるという新たな視点の提示がなされた。

1997年6月には「アムステルダム条約」が合意（発効は99年5月）され、同条約雇用政策条項において、欧州理事会の「結論」→閣僚理事会の「雇用指針」→加盟国の「年次報告」→閣僚理事会の「検査」と「勧告」→閣僚理事会と欧州委員会の「合同年次報告」→欧州理事会の「結論」という政策協調サイクルを明確に規定し、全加盟国が真剣に雇用政策に取り組まざるを得ない仕組みが確立された。なお、目標の達成についてのみ拘束するが、目標を達成するための手段については拘束はなされないのが、この政策協調の枠組みの特徴である。

同年11月には「EUルクセンブルグ雇用サミット」が開催され、雇用戦略の中核となる以下の①～④の4つの柱が示され、それ以降（1998年～）の雇用指針に明記された。

- ①エンプロイアビリティ（就業能力）
- ②起業家精神
- ③アダプタビリティ（適応能力）
- ④機会均等

翌1998年には、最初の雇用ガイドライン（1998年）においてエンプロイアビリティの向上に関連した目標、特に若年失業、長期失業者に対する積極的雇用政策の促進に関連する数値目標が設定された。

- ・全ての失業者に対し、若年者については失業から6ヶ月以内、成人では12ヶ月以内の職業訓練、再訓練、職場実習、就職その他のエンプロイアビリティを高める措置を、個別職業指導とカウンセリングを伴って提供することを求める。
- ・失業者に提供される教育訓練又は類似の措置の達成目標を、少なくとも20%と設定（これは、第1期の5年間にほぼ全加盟国が達成した）。

さらに、2000年には、リスボン欧州理事会において、「フル就業（full employment）」という目標が設定された。この目標は、1997年に示された上記①～④の4本柱の上位に位置付けられ、具体的には就業率という数値により測定されるものである。このフル就業という理念は、高齢者や女性、社会的弱者など非労働力化している人々を、広く仕事の機会を与えることによって労働市場に参入できるようにし、仕事を通じて社会統合を進めていくという政策理念である。

なお、2002年には、閣僚理事会で決定した雇用指針において、当時61%であった就業率を2010年までに70%に引き上げること、女性の就業率を現在の51%から2010年までに

60%に引き上げることが明示され、これに基づいて国別に目標を設定することとされた。

2003年には、2010年までの中期指針として新雇用指針が採択された。同指針の概要は以下のとおりである。

#### 第1部（全体的な目標）

フル就業、仕事の質と生産性の向上、社会的結束と統合の強化（2010年までにワーキングプアの割合の顕著な減少）

#### 第2部（以下の10分野について具体的な数値目標を設定）

- ①失業者及び非就業者への活性化・予防措置
- ②起業家精神の涵養と雇用創出の促進
- ③職場における変化への対応と適応能力の促進
- ④人的資本へのさらなる投資と生涯学習
- ⑤労働供給の増加と活力ある高齢化の促進
- ⑥ジェンダー均等
- ⑦労働市場で不利益を被っている人々の統合の促進と差別との戦い
- ⑧仕事の魅力を高めるインセンティブにより仕事を引き合うようにすること
- ⑨闇労働の正規雇用への転換
- ⑩職業移動及び広域移動の促進と職業紹介の改善

#### 第3部

関係者の総動員、労使団体の関与、行政サービスの効率化、十分な財政配分

### 3 EU主要国（イギリス、フランス、ドイツ）において導入された主な雇用政策の概要

#### (1) イギリス

EU雇用戦略の策定直前の1997年5月に発足した労働党政権は、雇用戦略の必要性について明確な考え方を持っていた。イギリスの場合、EU雇用戦略の策定に影響を受けたというより、逆に影響を与えたと見ることができる。

労働党政権発足当初からの雇用政策の基本的考え方として、以下のものが示されていた。

- ・雇用のレベルの向上が健全な経済と社会の実現のために最も重要。
- ・雇用が貧困からの脱出のためには最も効果的。
- ・雇用のレベルの向上を通して経済成長の恩恵が社会の少数者のみならず多数の者に行き渡る。
- ・失業は、人々の身体的、心理的な健康状態に悪影響を与え、高レベルの失業は高レベルの社会的緊張関係や犯罪の増加に繋がる。
- ・以上のように、社会の公正とフル就業は相互に関連している。

こうした考え方にに基づき、イギリスにおいては、①求職活動の確実な実施の確保と就職困難な者に対する職業訓練の実施を担保することを目的とした求職者給付制度、②若者及び成人の長期失業者を対象とした個人担当アドバイザーによるきめ細かな就職相談・支援と訓練・助成金付就業による就業能力の向上を図ることを目的としたニューディール政策等エンプロイアビリティ向上のための施策が実施されている。

## (2) フランス

1997年のEU雇用戦略の提示以前は、早期引退促進策（年金の早期支給）に代表されるように、高齢者の非労働力化を進めることも含めて失業率を低下させることを政策目標としてきた。

1997年以降の雇用政策は、EU雇用戦略の「仕事を通じた社会統合」等に影響を受け、同年に成立した左翼連立政権（～2002）の下で、①ワークシェアリング的色彩の強い法定労働時間の週35時間への短縮（注1）、②職業訓練費用や賃金の補助、社会保険料減免、最低賃金以下の賃金水準を認めるなど（注2）雇用契約と職業訓練を一体化させた特殊雇用契約、③就職が困難な若年者に継続的に職業斡旋し、職業経験を積ませるとともに訓練を実施することにより正規の雇用を得られるようにすることなどによる若年雇用対策、④失業者と公共職業紹介機関は、失業保険給付と再就職活動の一体化を図る一種の個別契約を締結し、この契約を通じて、失業者は、労働能力の評価、個人的なカウンセリング、訓練機会の付与、職業紹介など一連の支援措置を受けることとされた失業保険給付改革などが実施されている。

（注1）ラファラン内閣は、2005年からの残業時間の延長など本制度の見直しを表明した。

（注2）2002年に成立したラファラン内閣は、若年者契約について、従来の有期雇用契約を認めるものを無期雇用契約に限定し、賃金も最低賃金相当額以上の支払いに限定する改正を行った。

## (3) ドイツ

失業問題が長期にわたって問題となっていた中で、1997年に長期失業者対策の強化を主な内容とした雇用促進関連法の改革が行われ、また、1998年以降、従来の受動的措置（失業中の生活保障）重視から積極的労働市場政策（失業の予防と失業者の活性化）重視へと転換を図ってきている。

こうした中で、以下の政策が実施されている。

- ① 長期失業者に対する施策として、公共職業安定所の割当てにより就職困難な長期失業者を公共の利益に合致する措置により就労させる者（地方自治体、公的雇用促進会社、一定営利企業）に対して必要な貸付及び対象者の一部賃金助成（原則1年、最長3年）を行う雇用創出措置、

- ② 新規求職者の職業教育歴、就業適性に関する情報をプロファイリングし、長期失業となる可能性の高いグループへの集中的な職業斡旋（注）の実施、  
（注）労働局と対象失業者一人一人との間で労働局が実施する措置及び失業者の義務を明示した「再就職合意」を締結し、公共職業紹介及び公共職業訓練を実施するもの。
- ③ 若年失業者を対象とした企業外における職業訓練と企業内における養成訓練の実施促進・助成及び就職困難者を雇い入れた事業主に対する賃金助成等を内容とした若年者失業削減緊急プログラム、
- ④ 失業給付の年齢区分の簡素化と最長支給期間の短縮等の失業保険改革など。

#### 4 我が国の視点から見た EU 雇用戦略等の特徴

##### (1) EU 雇用戦略

###### ① エンプロイアビリティ

我が国においても、若年失業者対策、中高年失業者対策については、雇用情勢に対応し、従来より積極的な対応が行われてきた。なお、EU においては、長期失業問題が深刻化されている中で、生活保護等福祉や税制と連携した雇用促進政策（**make work pay**）が実施されていることが特徴的な点として挙げられよう。

なお、**make work pay** の観点からの政策というのは一般に理解が困難なようであるが、我が国で行われている政策について該当する例を挙げると、雇用保険基本手当所定給付日数の一定以上を残して再就職した者に対して支給される就職促進手当や再就職促進手当、年金支給対象年齢層の就労意欲に対して中立的なものとする観点からの在職老齢年金制度の見直しなどもこれに該当するものである。

###### ② 起業家精神

EU 雇用戦略においては、起業の際の雇入れ諸経費や行政負担を顕著に削減することを求めているが、特に、労働者の自営への移行や小企業開始の際の税制、社会保障負担の軽減を提言している点が特徴的である。なお、雇用創出が見込める分野としては情報通信分野、サービス分野、環境分野等が挙げられており、方向性としては我が国と類似したものとなっている。

###### ③ アダプタビリティ

EU 雇用戦略の柱となっているアダプタビリティについては、労働組織の柔軟化とも言えるものである。これは、企業はできる限り労働者を解雇せずに労働力を調整することにより、人的資源を最大限活用することが望ましいとするものである。また、「柔軟な企業」では、労働者は特定の「職務」（**job**）ではなく、「任務」（**task**）を果たすべきこと、操業時間と労働時間の分離など労働時間の柔軟化等が挙げられている。

現在の我が国企業において行われているような、労使の意思疎通を図った上で、労働

者の教育訓練や配置転換に柔軟に応じ、雇用の減少を防止するということも目標の一つになっているとも解される。また、我が国における雇用調整助成金による休業期間中の職業訓練の実施等の措置や事業主のニーズに沿った職業訓練への支援等が、EU 雇用戦略にいうアダプタビリティの向上施策に該当するものであると考えられる。

#### ④ 男女機会均等

EU においては、1970 年以来累次の男女均等立法が積み重ねられてきた。数値目標としては女性の就業率を 60%まで引き上げることが掲げ、また、各分野及び各職業において男女がバランスのとれた参加を実現することが目標とされている。

我が国に比べれば遥かに同一価値労働同一賃金が実現しているものの、未だ社会全体の機会均等が実現しているといえないという考え方からこの解消が最大の課題とされている。

## (2) その他

フランスにおいて、長期失業者を雇用する場合の社会保険料減免、最低賃金以下の賃金水準を容認する雇用契約と職業訓練を一体化した労働契約等が実施されているなど、長期失業者対策の手段として社会保障、税制等の施策も活用しているところが我が国と異なる主要な点として挙げられる。

### (参考文献)

労働政策研究・研修機構（2004）労働政策研究報告書 No.3 「先進国の雇用戦略に関する研究」

[http://europa.eu.int/comm/employment\\_social/employment\\_strategy/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/employment_social/employment_strategy/index_en.htm)

経済計画、雇対計画、主な雇用対策関係法律等年表

戦後復興期 昭和 20 年代 (1940 年代中頃 ～1950 年代中頃)	経済情勢等 第 2 次世界大戦での生 産設備の破壊や海外か らの復員引揚者による 労働力供給過剰	雇対計画・経済計画、雇対策等	主な雇用対策関係法律等
高度成長期 昭和 30-40 年 代後半 (1950 年代後半 ～1970 年代前半)	急速な工業化 高度成長 (国民所得倍増計画) 国際通貨不安 (ニクソンショックに よる円の切上げ(1971))	□ (経済計画、1955) 経済自立 5 年計画 — 経済の自立、完全雇用 □ (経済計画、1957) 新長期経済計 画	<input type="checkbox"/> 労働関係調整法 (1946) 労働委員会による労働争議等の斡旋・調停・仲介 <input type="checkbox"/> 労働基準法 (1947) 労働基準の設定、監督体制の整備 <input type="checkbox"/> 労働者災害補償保険法 (1947) 労災保険制度の創設 <input type="radio"/> 職業安定法 (1947) 公共職業安定所による職業指導・職業紹介 <input type="radio"/> 失業保険法 (1947) 失業保険制度の創設 <input type="checkbox"/> 職業訓練法 (1948) 技能労働者の育成 <input type="radio"/> 緊急失業対策法 (1949) 失業対策事業への失業者の吸収 <input type="checkbox"/> 労働組合法 (1949) 労働組合の結成・活動の保護、不当労働行為の禁止・ 労働委員会による救済
			<input type="radio"/> 駐留軍関係離職者臨時措置法 (1958) <input type="radio"/> 炭坑離職者臨時措置法 (1959) <input type="radio"/> 身体障害者雇用促進法 (1960)

経済情勢等	雇対計画・経済計画、雇用対策等	主な雇用対策関係法律等
	<p>□ (経済計画、<b>1960</b>) 国民所得倍増計画            一 極大成長、生活水準向上、完全雇用</p> <p>□ (経済計画、<b>1965</b>) 中期経済計画            一 ひずみ是正</p> <p>□ (経済計画、<b>1967</b>) 経済社会発展計画            一 <b>40</b>年代への挑戦(均衡がとれ充実した経済社会への発展)</p> <p>○ <b>第1次雇対計画(1967)</b>            一 完全雇用への地固め</p> <p>□ (経済計画、<b>1970</b>) 新経済社会発展計画            一 均衡がとれた経済発展を通じる住みよき日本の建設</p> <p>□ (経済計画、<b>1973</b>) 経済社会基本計画</p>	<p>・ 障害者の雇用促進(雇用率の設定)            ○ 職業安定法、緊急失業対策法改正(<b>1963</b>)</p> <p>・ 就職困難者として認定された中高年齢者等者に対する手当支給、職業指導・紹介、公共訓練、職場適応訓練等の個人の事情に応じた就職支援の計画的実施による重点的就職を促進。            ・ 当該措置によっても就職し得なかつた者の失業対策事業への就労を可能に。</p> <p>○ 雇用対策法(<b>1966</b>)            職業の安定、完全雇用の達成</p> <p>○ 中高年齢者等の雇用の促進に関する特例措置法(<b>1971</b>)            中高年齢者等就職困難者を対象とした諸施策の実施(求人者への指導・援助、職業紹介上の特別措置、中高年齢者(<b>45-65</b>歳未満)雇用率制度の設定、事業主への奨励措置等)            ※ 本法施行以降は、新たに発生する中高年齢者については、緊急失業対策法ではなく、本法による対応が軸とされることとなった。            ○ 雇用対策法改正(<b>1973</b>)</p>

	経済情勢等	雇対計画・経済計画、雇用対策等	主な雇用対策関係法律等
<p>第1次石油危機 ～安定成長への移行期 昭和40年代後半～50年代後半 (1970年代前半～1980年代後半)</p>	<p>第1次石油危機(第4次中東戦争(1973)に伴う原油価格の高騰) インフレーションの進行 第2次石油危機(イラン政変に伴う原油価格高騰(1979))</p>	<p>一活力ある社会福祉のために(国民福祉の充実と国際協定の推進の同時達成) ○第2次雇用対策基本計画(1973) 一ゆとりある充実した職業生活</p> <p>□(経済計画、1976)昭和50年代前期 経済計画 一安定した社会を目指して(我が国経済の安定的発展と充実した国民生活の実現) ○第3次雇対計画(1976) 一低成長率のもとでのインフレーション完全雇用の達成・維持</p> <p>□(経済計画、1979)経済社会7カ年計画 一安定した成長軌道への移行、国民生活の質的充実、国際経済社会発展への貢献 ○第4次雇対計画(1979)</p>	<p>定年の引上げの促進(5年間程度の間の60歳定年の一般化の目標)、工業の再配置に伴う労働者の職業の安定、定年に達する労働者及び移転工場労働者の再就職等の促進(再就職援助計画等の作成)等</p>
			<p>○雇用保険法改正(1974) 失業の予防(雇用調整給付金等)、雇用構造の改善、労働者の能力開発・向上、労働者の福祉増進を図るための雇用保険3事業の創設等雇用に関する総合的機能をも有する雇用保険制度を創設 ○中高年齢者等の雇用の促進に関する特例措置法改正(1976) 高齢者の選定職種への雇入れ促進、高齢者(55歳以上)雇用の設定 ○雇用保険法改正(1977) 景気の変動等に伴う失業の発生を未然に防止し、職業転換を促進するための雇用安定事業を創設。同事業を円滑に実施するため「雇用安定資金」を創設(雇用調整給付金の対象範囲拡大等)。 ○特定不況業種離職者臨時措置法(1977) 構造不況業種における失業の予防、再就職の促進 ○特定不況地域離職者臨時措置法(1978) 構造不況業種の影響を集中的に受ける地域における失業の予防、再就職の促進 ○雇用保険法改正(1979) 雇用開発事業の創設(中高年齢者を雇入れられる事業主への支援を行う中高年齢者雇用開発給付金の創設) ○雇用関係給付金等整備法(1980)</p>

	経済情勢等	雇対計画・経済計画、雇用対策等	主な雇用対策関係法律等
安定成長期～バブル経済期 昭和50年代後半～平成初期 (1980年代後半～1990年代前半)	大幅な対外収支の黒字 日米貿易摩擦の激化 プラザ合意による円高 バブル経済の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ (経済計画、1983) 1980年代の経済社会の展望と指針</li> <li>－平和で安定的な国際関係の形成、活力ある経済社会の形成、安心で豊かな国民生活の形成</li> <li>○ 第5次雇対計画 (1983)</li> <li>－今後の急速な高齢化、産業構造の転換等への対応、労働力需給のミスマッチ解消、ゆとりある職業生活の実現</li> <li>□ (経済計画、1988) 世界とともに生きる日本</li> <li>－経済運営5ヵ年計画(大幅な対外不均衡の是正と世界への貢献、豊かさを実感できる国民生活の実現、地域経済社会の均衡ある発展)</li> <li>○ 第6次雇対計画 (1988)</li> <li>－構造調整期における雇用の安定の確保、ゆとりある職業生活の実現</li> </ul>	<p>各種給付金の統合等(雇用安定事業)</p> <p>○ 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法 (1983)</p> <p>業種対策と地域対策の有機的連携の確保</p> <p>○ 雇用保険法改正 (1984)</p> <p>再就職促進手当の創設、勤続期間を考慮した雇用保険所定給付日数の見直し、高齢者求職者給付の創設等</p> <p>□ 職業能力開発促進法 (1985)</p> <p>技術革新の進展、高齢化社会の到来等社会経済の変化に対応した生涯を通じた職業能力開発のための制度の整備・充実</p> <p>○ 労働者派遣法 (1985)</p> <p>労働者の多様な就業ニーズに応えるため「労働者派遣」という新たな就業形態を制度化</p> <p>□ 男女雇用機会均等法 (1985)</p> <p>募集、採用、配置、昇進における男女の均等扱いの努力義務化、定年、退職、解雇等の差別禁止</p> <p>○ 高齢者等雇用安定法 (1986)</p> <p>21世紀の高齢化社会を展望した高齢者の雇用、就業についての恒常的、一般的措置(60歳定年の努力義務化等定年の引上げ等)による安定した雇用の場の確保等)</p> <p>※ 雇用率制度、職種選定に係る措置は廃止</p> <p>○ 地域雇用開発等促進法 (1987)</p> <p>現行の地域雇用対策を整理・統合。雇用機会の増大を図るための雇用開発の促進を推進。</p> <p>□ 労働基準法改正 (1987)</p>

	経済情勢等	雇対計画・経済計画、雇用対策等	主な雇用対策関係法律等
バブル経済崩壊 平成初期-9年頃 (1990年代前半 ～1990年代後半)	資産価格の下落 企業活動の低迷 低経済成長 完全失業率の上昇等雇 用情勢の悪化	<input type="checkbox"/> (経済計画、1992) 生活大国5カ 年計画 <input type="checkbox"/> 地球社会との共存をめざして(生活 大国への変革、地球社会との共存、 発展基盤の整備) <input type="checkbox"/> 第7次雇対計画(1992) <input type="checkbox"/> 労働力供給制約に対応するための 基盤整備、個性が尊重されその意欲 と能力が十分に発揮できる質の高 い雇用構造の実現	<p>週40時間労働制を目標に法定労働時間を段階的に短縮、労働時間規制の弾力化</p> <input type="checkbox"/> 雇用保険法改正(1989) <input type="checkbox"/> パートタイム労働者に対する雇用保険制度の適用拡大 <input type="checkbox"/> 高年齢者等雇用安定法改正(1990) <input type="checkbox"/> 60歳以上65歳未満の定年に達した者の再雇用努力義務等 <input type="checkbox"/> 中小企業労働力確保法(1992) <input type="checkbox"/> 中小企業の雇用環境改善等による人材確保支援 <input type="checkbox"/> 育児休業法(1992) <input type="checkbox"/> 育児休業制度を創設 <p><input type="checkbox"/> パートタイム労働法(1993)  <input type="checkbox"/> パートタイム労働者に対する労働条件に関する文書交付、雇用管理改善のための措置に関する指針の策定  <input type="checkbox"/> 労働基準法改正(1993)  <input type="checkbox"/> 週40時間労働制の原則化、変形労働制の導入、裁量労働制の対象業務拡大  <input type="checkbox"/> 高年齢者等雇用安定法(1994)  <input type="checkbox"/> 60歳定年の義務化、65歳までの継続雇用の促進  <input type="checkbox"/> 雇用保険法改正(1994)  <input type="checkbox"/> 労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進するための高年齢者雇用継続給付、育児休業給付の創設等  <input type="checkbox"/> 特定不況業種雇用安定法改正(1995)  <input type="checkbox"/> 従来からの構造不況業種対策に、円高、国際化の進展等経済事情により影響を受けている業種への対策を追加。  <input type="checkbox"/> 緊急失業対策法廃止(1995)</p>

	経済情勢等	雇対計画・経済計画、雇用対策等	主な雇用対策関係法律等
<p>経済変革期・構造改革期 平成9年頃～現在 (1990年代後半～現在)</p>	<p>アジア通貨危機 金融危機 デフレの深刻化 低経済成長 完全失業率が過去最高水準に達するなど雇用情勢の悪化 IT革命の世界的広がり グローバル経済化の進展</p>	<p>□ (経済計画、1999) 経済社会のあ るべき姿と経済新生の政策方針 —多様な知恵の社会の形成、少子・高 齢社会、人口減少社会への備え、環 境との調和 ○第9次雇対計画 (1999) 労働市場の構造変化に対応した雇 用の創出・安定、人々の意欲と能力 が活かされる社会の実現</p> <p>○雇用政策研究会報告 (2002) 「多様選択可能社会」の実現に向け 個人の新たな挑戦を支援する政策 展開</p>	<p>□育児休業法改正 (1995) 介護休業制度を創設 ○労働者派遣法改正 (1997) 派遣対象業務の拡大 (11→26 業務)、育児・介護休業 取得者代替派遣に係る特例 □男女雇用機会均等法改正 (1997) 募集・採用、配置・昇進における男女均等扱いを義務 化、セクシャルハラスメントの防止</p> <p>○雇用保険法改正 (1998) 労働者個人の職業能力開発の取組を支援する教育訓練 給付、介護休業給付の創設 □労働基準法改正 (1998) 契約締結時の労働条件の明示、退職時の退職事由の明 示、変形労働時間制の見直し、時間外労働の抑制、企 画業務型裁量労働制の導入等 ○職業安定法改正 (1999) 民営職業紹介事業が取り扱える職業を原則自由化、許 可の有効期間延長 ○労働者派遣法改正 (1999) 労働者派遣事業の対象となる業務を原則自由化 ○雇用保険法改正 (2000) 倒産・解雇等による中高年失業者への給付の重点化等 ○高年齢者等雇用安定法改正 (2000) 65歳までの継続雇用等確保の努力義務化、円滑な再就 職促進による65歳までの雇用の安定の確保 ○特定不況業種雇用安定法の廃止 (2001) 特定不況業種等だけでなく全ての業種を対象に円滑な 再就職を促進するための雇用対策法による対策の実施</p>

	経済情勢等	雇対計画・経済計画、雇用対策等	主な雇用対策関係法律等
		<p>○雇用政策研究会報告（2005） 人口減少下における雇用・労働政策の課題</p>	<p>に伴う法の廃止。</p> <p>○雇用対策法改正（2001） 募集・採用時の年齢制限緩和に向けた取組の推進、特定不況業種雇用安定法の廃止に伴う相当数離職予定者の在職中からの計画的な再就職支援</p> <p>○地域雇用開発等促進法改正（2001） 地方公共団体と連携した地域雇用開発（※2000.4 地方分権一括法施行）</p> <p>□職業能力開発促進法改正（2001） 職業能力評価制度を整備</p> <p>○雇用保険法改正（2003） 早期再就職の促進、多様な働き方への対応、非自発的離職者等再就職の困難な状況に対応した給付の重点化、制度の安定的運営の確保</p> <p>○職業安定法改正（2003） 地方公共団体や商工会議所等の行う無料職業紹介事業を一定の条件下で届出制に緩和</p> <p>○労働者派遣法改正（2003） 派遣期間の延長、物の製造の業務についての解禁</p> <p>○高齢者雇用安定法改正（2004） 年金の支給開始年齢の引上げに連動した定年年齢の段階的延長等</p>

資料出所：内閣府、厚生労働省資料その他

雇用対策に係る主な制度とその主な内容等  
(労働力需給調整関係、特定層を対象とした措置等を除く)

【戦後復興期－過剰労働力・失業対策】

○「職業安定法」制定（1947（昭和22）年）

－背景

- ・憲法の実現するために、公共職業安定所その他の職業安定機関が、各人に、その有する能力に適切な職業に就く機会を与えることによって産業に必要な労働力を充足し、もって産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに経済の興隆に寄与することを目的とする。

－内容

- ・職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導
  - …職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、その者に適切な職業の選択を容易にさせ、その職業に対する適応性を大きくするために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うことをいう。身体障害者、新たに就職しようとする者、就職するについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し職業指導を行わなければならない。
- ・民営職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業
  - …有料職業紹介事業は原則禁止（美術、音楽その他特別の技術を必要とする職業のみ労働大臣の許可を得て実施可。手数料は労働大臣が定める手数料のみ徴収可）
  - …労働者の募集は、文書募集、直接募集、委託募集の3種。
    - 文書募集は原則自由に実施可（但し、通勤圏外からの募集はその内容を公共職業安定所長に通報義務有）。
    - 直接募集は、通勤圏内での募集を除き、労働大臣又は都道府県知事の許可の義務有。
    - 委託募集については、募集地域にかかわらず、労働大臣の許可を要し、事業主の委託を受けて募集に従事する者に報償金を与えようとする時も労働大臣の許可を要す。
  - …労働者供給事業については、労働組合が労働大臣の許可を受けた場合に限り、無料の労働者供給事業を行うことができるが、その他の場合は全て禁止。（1948の第1次改正により、違法な労働者供給事業を行う者から労働者の供給を受けて使用することについても禁止）。

○「失業保険法」制定（**1947**（昭和**22**）年）

ー背景

- ・特に、第**1**次世界大戦後の生産過剰による恐慌の発生と大量の失業者の顕在化以来、生活困窮の日雇労働者の救済の観点等から検討されてきたが、戦前には失業保険法の制定には至らなかった。
- ・第**2**次世界大戦後、インフレと社会不安の中での失業問題は大きくクローズアップされており、**1947**年には推定失業者数**259**万人にのぼり、深刻な失業情勢にあった。
- ・**1947**年の緊急経済対策の中で、失業者の生活の安定のため、失業手当ないし失業保険制度を速やかに創設すべきことが明らかにされた。

ー内容

- ・政府を保険者、当然被保険者を製造業、鉱業、運輸業、サービス業、卸売・小売業の事業所で常時**5**人以上の従業員を雇用するもの、法人事務所で常時人**5**以上の従業員を雇用するもの、官公署等で雇用される者とする。
- ・保険給付は、被保険者が離職し、労働の意思と能力がありながら就職ができない場合は、受給要件に該当する場合、**180**日分の保険金を受給することができる。
- ・毎週の失業認定ごとに前**7**日分の失業認定日の保険金が支給される。正当な理由なく公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだ場合、重過失等により解雇された場合等は、給付制限がなされる。
- ・保険料は事業主と被保険者が折半負担する。

○「緊急失業対策法」制定（**1949**（昭和**24**）年）

ー背景

- ・約**600**万人の軍需工場からの動員解除、海外からの引揚げ、復員等による大量の失業者の発生
- ・第**2**次大戦終戦以降、我が国はインフレーションの進行により混乱していたが、**1948**年**12**月に連合軍司令部より、インフレーションを収束し経済の正常化を図るための「経済**9**原則」が指示され、翌年から超均衡予算と赤字金融禁止（いわゆるドッジ・ライン）が実施され、一転してデフレ経済へと転換することとなった。これに伴い、官公庁の行政整理及び民間では企業倒産による失業者の大量発生、公共事業の事業量縮小が余儀なくされる状況となった。
- ・政府は、大量失業の発生に対処するには民間企業の振興による雇用の増大が根本的方策であるが、公共事業における失業者吸収の現状に鑑み、失業者を一定数以上優先的に雇用させることとし、このため必要な場合は法律的措置を講じ、また、失業者救済を主たる目的とする失業対策事業を公共事業とは別途設けること等の考え方を示した。

#### －内容

- ・多数の失業者の発生に対処し、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに、経済の興隆に寄与する。
- ・従来実施されてきた公共事業を「失業対策事業」（失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、労働大臣が樹立する計画等に従って、国自ら又は国庫の補助により地方公共団体等が実施する事業）及び「公共事業」（災害復旧、道路、河川等公共的建設及び復旧）に分類。
- ・多数の失業者が発生し、または発生するおそれがあると認める場合には、あらかじめ、当該地域に必要な失業対策事業のための一般的計画を樹立。
- ・公共事業に対する失業者の比率（失業者吸収率）を設定（労働大臣と当該事業主務大臣との協議による設定）。

### 【高度成長期－失業対策中心から経済情勢の変化への即応が政策の中心に】

#### ○「職業安定法」、「緊急失業対策法」一部改正（1963（昭和38）年、高齢者関係）

##### －背景

- ・高度経済成長を背景に、雇用失業情勢は、雇用の大幅増加、労働市場の改善、失業者の減少等、全般的に改善し、1960年代初めには、全体的な労働力需給は均衡し、技能労働力の不足、従来の労働力の供給地であった地方における労働力の不足など、新たな問題も発生した。しかし、このような中でも、若年労働力に対する旺盛な需要に対比して、中高年齢層は、依然として就職難の状況にあった。

##### －内容

- ・中高年齢者、身体障害者であって、就職促進のための特別の措置を必要とすると認定された失業者に対して、手当を支給して生活の安定を図りつつ、職業指導、職業紹介、公共職業訓練、職場適応訓練等の措置をその者の事情に応じて計画的に実施するなど、重点的に就職促進の施策を講ずることにより一定期間内の就職を期する（職業安定法）。
- ・上記措置によってもなお就職しえなかったものに対し、失業対策事業に就労する途を開くこととした（緊急失業対策法）。

#### ○「雇用対策法」制定（1966（昭和41）年）

##### －背景

- ・戦後復興の中での雇用機会の増大と失業情勢の著しい改善（昭和30年代半ばより1%以下）と不完全就業層（所得が低すぎるため転職希望、副業希望等）の存在。
- ・第1次産業の就業者の減少と第2次・第3次産業就業者、特に製造業における増大、自

営業主、家族従業者の減少と雇用者の増加。

- ・ 製造業を中心とした雇用需要の急激な増大による労働力需給の逼迫の中での若年労働者（新規中卒者）の不足と中高年齢層の就職難、いわゆる太平洋ベルト地帯と開発が遅れた地域における雇用機会の格差など、年齢、地域、産業等における不足と過剰の並存。
- ・ 製造業、建設業、運輸通信業における中小企業を中心とした技能労働力の不足。
- ・ **1965年10月**の「雇用に関する基本的な施策の大綱」において、「国は、職業選択及び雇入れの自由を尊重しつつ、労働力の有効活用と適正な流動及び技能労働者の養成確保と社会的評価の確立を促進するための総合的な施策を促進し、もって近代的な雇用の機会の確保と国民経済の均衡ある発展に資する」とされた。

#### 一 内容

- ・ 雇用政策を国政全般の中に位置付け、政府全体が雇用対策を重視し、一体となってこれを推進する態勢を確立すること、関係施策の総合的实施とその実効性を確保すること等を規定。
- ・ 職業の安定、完全雇用の達成を目標とすること
- ・ 政府における雇用対策の重視及びその推進態勢の確立
- …完全雇用の達成が国の政策目標であることを明示。
- …雇用政策の総合性と実効性の確保を目的として、国による雇用対策基本計画の策定義務を明示。
- ・ 職業転換給付金制度の確立

従来、転離職者その他失業者の求職活動、技能の取得、地域間移動等を援助することを内容とする給付制度は、中高年齢失業者等就職促進措置対象者（職業安定法（1963年改正）、雇用情勢の厳しい中高年齢失業者等を対象に手当を支給しながら実情に応じた公共職業訓練、職場適応訓練、ケースワーク方式の就職指導等の措置の対象者）、身体障害者（身体障害者雇用促進法）、広域紹介地域求職者等対象者（雇用促進事業団法）、駐留軍関係離職者、炭鉱離職者等、失業保険受給資格者ごとに大別しても7つにわたる対象者ごとに支給根拠となる法令を設けた結果、同一の内容、趣旨の給付金について多数の系列が並存している状況にあり、給付の主体も国、都道府県、雇用促進事業団に3分されていたため、複雑なものとなっていた。

これを改善するため、本法により従来の各種給付金は、職業転換給付金制度の下に一元的に体系化された。求職活動、移転就職等の援助に関する給付金については国、訓練に関する給付金については都道府県が統一的に給付するよう整理された。

#### 一 職業転換給付金の給付の内容

従来の就職指導手当、訓練手当、職場適応訓練費及び就職のための移転資金について給付内容の充実・支給対象の拡大を行うとともに、広域求職活動費、訓練受講のため

の移転資金及び帰省旅費等が加えられた。

- ・中高年齢者及び身体障害者の雇用対策の確立  
…これらの者に対する特別援護対策として適職の選定、雇用率の設定、雇用促進のための国の援助の実施。
- ・不安定雇用の是正対策の強化  
…不安定な雇用状態（臨時労働者、季節出稼労働者、日雇労働者等）の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するための必要な施策の実施。
- ・その他  
…中小企業に対する援護対策、大量の雇用変動の公共職業安定所長への届出等

#### ○「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」制定（1971（昭和46）年）

##### 一背景

- ・1960年代半ば（昭和40年代）以降、ベビー・ブーム期に出生した者の労働市場への参入期を過ぎると進学率の上昇もあり新規学卒者は急減し、また、第1次産業から第2次及び第3次産業への移動も1961年をピークに減少の一途を辿った。こうした中、昭和40年代中頃（1970年前後）には、中学・高校新規学卒者に対する求人倍率は6～7倍となるなど、非常な高倍率となった。
- ・経済の高度成長に伴い、我が国経済は労働力過剰から労働力不足基調へと変わってきた。そのような状況の中でも年齢別、地域別にみた場合、かなりの不均衡がみられ、中高年齢者や雇用機会の乏しい地域の失業者については、なお就職が必ずしも容易ではないという状況の急速な解消は困難であると考えられた。
- ・1970年前後には、特に19歳以下の層では求人倍率は5倍程度、50歳以下の層では1倍以上となっている中で、56歳以上の求人倍率は0.2倍以下と若年者層と著しい対照を示していた。他方、平均寿命の伸長に伴う人口構成の高齢化による中高年齢層の大幅な増加が見込まれ、中高年齢者の雇用問題はますます重要かつ困難な問題になり、その解決は容易でないと考えられた。

##### 一内容

中高年齢者等の就職が必ずしも容易でない雇用失業情勢にかんがみ、中高年齢者等がその能力に適合した職業に就くことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定を図ることを目的とするもの。

※中高年齢者等とは、45歳の者。

- ・中高年齢者に対する特別措置

…適職の開発

労働大臣は、中高年齢者の適職、労働能力の開発方法等についての調査、研究及び資

料の収集の整備に努める。

…求人者等に対する指導及び援助

公共職業安定所は、中高年齢者の雇用を促進するため、求人者に対して年齢その他の求人条件について指導するとともに、事業主に対して、雇入れ、配置、作業環境等中高年齢者の雇用に関する技術的事項について必要な助言その他の援助を行うことができる。

…職業紹介施設等の整備等

国は、中高年齢者の就職の斡旋を行うに当たって、きめ細かな職業相談・職業指導を行うため公共職業安定所にこれらの業務を専門的に取り扱う就職指導官を配置するとともに、地方公共団体等が中高年齢者に対する職業相談施設を設置する等の場合には、必要な助言、指導等の援助を行うことができる。

・中高年齢者雇用率制度

中高年齢者の適職として選定された職種については、事業主に一定割合上の中高年齢者を雇入れるよう努力義務を課す制度。

本制度の実効性を確保するため、①求人者の申込みの受理に関する特例、②雇入れの要請の二つの規定が置かれた。①は、雇用率未達成の事業主が、中高年齢者でないことを条件として当該職種について求人申込みを行った場合、公共職業安定所はこれを受理しないことができるものとされた。求人者の申込みを受理しない場合は、事業主の事業活動にも事実上支障をきたすことにもなることから、本来は雇用率未達成事業主に対する一種の制裁としての意味も有するが、本旨とするところは、事業主の自主的努力により中高年齢者の適職とされた職種への中高年齢者の雇入れの促進を図り、雇用率設定の実効を確保しようとすることにあった。したがって、公共職業安定所は、求人者の年齢の条件、配置、作業環境等について助言、指導その他援助を積極的に行い、この指導等によってもなお求人者の年齢条件が変更されない場合に初めて求人受理を拒否する場合は生じるという運用がなされた。②については、労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進するために特に必要があると認める場合には常時 **100** 人以上の労働者を使用する事業所であって、雇用率が未達成であり、かつ、中高年齢の雇用者数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められる事業主に対し、雇用率を達成するために必要な措置をとることを要請できることとされた。

・中高年齢者の雇用奨励措置

国及び都道府県は、特に労働省令で定める範囲の年齢（**55** 歳以上 **65** 歳未満）の中高年齢者が雇用率設定職種の労働者として雇用されることを促進するため、当該中高年齢者について職場適応訓練<sup>1</sup>を行う事業主に対し、職場適応訓練費の額について特別の配慮を

---

<sup>1</sup> 実際の職場において、実地の作業手順、知識、技能等を習得させるとともに、作業環境になじませる訓練。

加えることとした。また、雇用促進事業団は、中高年齢者の雇用の促進を図るため、公共職業安定所の紹介により中高年齢者を雇入れる事業主への貸付けの基準等について特別の配慮を加えることとした。

・特定地域における措置

農山村地域や旧産炭地域など一部の中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域を「特定地域」として指定し、当該地域の中高年齢失業者等の雇用の促進するため、通常の施策よりも手厚い政策を講じることとされた。このため、労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等の雇用の促進に関する計画<sup>2</sup>を特に定め、その計画に基づき必要な措置を講じることとされた。

・失業対策法の効力

中高年齢者等についての雇用失業対策は、この法律による諸施策を軸として進められることとなり、本法施行後に新たに発生する失業者（そのうち特に就職が困難な者は、中高年齢者であると考えられた。）については、本法による諸施策により、民間企業への就職を促進することができると考えられ、これらの者を失業者対策事業へ就労させる必要はないとされた。したがって、緊急失業対策法は、本法の施行時における一定の失業対策事業の就労者のみについてその効力を有することとされた。

○「雇用対策法」改正（1973（昭和48）年）

ー背景

- ・当時の雇用の動向に鑑み、定年の引き上げの円滑な実施及び定年に達する労働者の再就職の促進を図るための措置、大量の雇用変動に対処するための措置、心身障害者の雇用の促進を図るための措置等を充実し、もって高年齢者、工業の再配置等に伴う大量の雇用変動に係る離職者、心身障害者等に対する雇用対策の充実を図ることが必要であるという認識がなされていた。

ー内容

- ・労働者が職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮することができるようにすることを本法の目的として明記。また、その趣旨に沿って、雇用に関する国の施策を講じ、雇用慣行の是正を期するよう配慮し、雇用対策基本計画を策定すべきことを明記。
- ・高年齢者の職業の安定のための施策  
国は、定年の引上げを円滑に促進するために必要な施策を総合的に講ずる。

---

<sup>2</sup> 失業者吸収率制度、特定地域の事情と中高年齢者の特性に応じた職業指導及び職業紹介並びに職業訓練の実施、特定地域開発就労事業の実施に関する事等を中心とするもの。

国は、定年の引上げの促進のため、資料の提供その他の援助を行うようにしなければならない。

公共職業安定所長は、一定年齢未満の年齢を定年としている事業所の事業主に対し、その定年に達する労働者の職業の安定を図るため必要があると認めるときは、その者の再就職の援助等に関する計画の作成を要請することができるものとする。当該要請を受けた事業主は、再就職援計画を作成し、これを公共職業安定所長に提出し、再就職援助担当者を選任し、当該担当者に計画に基づいて再就職の援助のための業務を行わせるものとする。

国は、職業安定機関が相互に連絡を緊密にし、広範囲にわたり、求人を開拓し、職業紹介を行うこと、知識及び技能を習得させるための措置が行われるようにすること等の措置を講じ、当該計画に係る労働者の再就職を促進するよう努める。

- ・工業の再配置に伴う労働者の職業の安定を図るための施策の充実

国は、工業の再配置に伴う労働者の職業の安定を図るため、労働者の地域間の移動を容易にすること等のために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

公共職業安定所長は、工業の再配置に伴い工場の移転を行おうとする事業主に対し、当該工場の労働者の職業の安定を図るため必要があると認めるときは、当該工場の労働者の移転又は再就職の援助等に関する計画の作成を要請できるものとする。当該要請を受けた事業主は、当該工場の労働者の移転又は再就職の援助等に関する計画を作成したときは、遅滞なく公共職業安定所長に提出し、再就職援助担当者を選任し当該担当者に計画に基づいて再就職の援助のための業務を行わせるものとする。

公共職業安定所長は、計画を提出した事業主に対し、当該計画の円滑な実施のため必要な助言その他の援助を行うことができるものとする。

国は、職業安定機関が相互に連絡を緊密にし、広範囲にわたり、求人を開拓し、及び職業紹介を行うこと、知識及び技能を習得させるための措置が行われるようにすること等の措置を講じ、当該計画に係る労働者の再就職を促進するよう努めるものとする。

雇用促進事業団は、工業の再配置に伴い住居を移転する労働者のための福祉施設の設置及び運営を行い、工業の再配置に伴い住居を移転する労働者を雇用する事業主に対し、福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行うものとする。

- ・その他

雇用促進事業団は、身体に障害がある者又は精神薄弱者を雇用する事業主であって一定の要件に該当する者に対して、その事業の用に供する設備の設置又は整備に必要な資金の貸付けを行う。

## 【第1次石油危機～安定成長への移行期－質量両面にわたる完全雇用、失業の予防】

### ○「雇用保険法」制定（1974（昭和49）年）

#### －背景

- ・ 給付面での不均衡の是正の必要性（失業保険給付対象の女子への偏り、季節的受給者の割合が大きく一般被保険者に比して著しい不均衡の存在、年齢別労働力需給の不均衡に給付が対応していないこと等への対応）、質量両面にわたる完全雇用の実現の必要性（雇用構造の改善、雇用調整・失業情勢の悪化への対応、職業能力開発、労働者の福祉の増進等の必要性）の高まり等
- ・ 第1次石油危機後に総需要抑制政策が実施され、雇用失業情勢が厳しさを増している中で制定。

#### －内容

- ・ 中高年齢者等就職困難者等を中心に失業補償機能を拡充（所定給付日数等）
- ・ 雇用調整給付金による失業の予防対策など不況に対する積極的対策
  - －雇用関係を維持する形での一時休業による雇用調整を助成
- ・ 雇用改善事業、能力開発事業、雇用福祉事業の3事業創設（付帯事業、事業主負担のみ）
  - …雇用改善事業（経済変動に伴う一時的休業に対する補助を行う雇用調整給付金による、企業の雇用維持支援、高齢者の雇用及び地域的な雇用並びに産業間の雇用の不均衡等の問題の改善）
  - …能力開発事業（労働者の能力の開発・向上）
  - …雇用福祉事業（雇用環境の整備改善）
- ・ 全産業、全規模を適用対象とする（農林水産業は段階的に強制適用－失業保険法では農林水産、教育研究調査以外が強制適用）

### ○「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」改正（1976（昭和51）年）

#### －背景

- ・ 1971年に制定された「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」により、中高年齢者全体の雇用情勢は、経済の高度成長と相俟って改善を見たが、高年齢者（55歳以上）については改善が遅れ、特に石油危機以降の不況下では0.1倍を下回るなど高年齢者の構造的な就職困難が見られた。
- ・ こうした状況の下、1973年の第1次石油危機を契機に経済情勢は大きく変化し、翌年にはマイナス成長となるなど経済が減速する中で、企業は人員整理を含む厳しい雇用調整を進めたが、その中で高年齢者を中心とする希望退職や解雇が行われるに至った。
- ・ このように、高年齢者は就職困難な状況にあるのみならず、就職している高年齢者につ

いてもその雇用が不安定であるという状況にあり、景気変動のしわ寄せを最も受けやすく、その雇用は、他の年齢層の者に比べて著しく不安定であった。

- ・高齡化社会の急激な進展に伴い、我が国の高年齢労働力人口は今後急激に増大すると見込まれ、これら高年齢者に安定した雇用の場を確保することは雇用対策上の最大の課題とされた。

#### －内容

- ・高年齢者雇用率の設定

**55** 以上の高年齢者雇用率の努力目標を **6%** に設定。

- ・職種にかかわらず従業員総数に高年齢者雇用率を乗じた数の高年齢者を雇入れる制度に改正（改正前の選定職種への雇入れの促進については、公共職業安定所において中高年齢者を対象外とする求人申込みがあった場合の指導に活用。）

- ・雇用関係に変動がある場合の高年齢者雇用率の達成の義務

事業主に対し、労働省令で定める雇用関係の変動（雇入れと離職等）がある場合には、企業単位で **55** 歳以上の高年齢者を高年齢者雇用率に相当する数以上の高年齢者の雇入れの義務を課した。

- ・高年齢者雇用率を達成するための措置

求人者の申し込みの受理に関する特例

公共職業安定所における高年齢者雇用率未達成事業主が、正当な理由無く高年齢者でないことを条件として求人者の申し込みを行った場合はこれを受理しないことができるとされた。

高年齢者雇用率の達成に関する計画

労働大臣は、高年齢者の雇用の安定に必要な場合には、常時 **100** 人以上の労働者を雇用する高年齢者雇用率未達成事業主に対し高年齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命じ、それを提出させることができる等とされた。

高年齢者の雇入れ等の要請

高年齢者の全般的な雇用失業情勢が悪化する場合など高年齢者の雇用の安定のための緊急の必要がある場合に、労働大臣は、高年齢者雇用率未達成の常時 **100** 人以上の労働者を雇用する事業主に対して高年齢者の雇入れその他高年齢者の雇用の安定に関して必要な措置をとることを要請（高年齢者を雇入れするための公共職業安定所への求人申込み、定年の延長、勤務延長、再雇用等離職時期の延期等（及びそのための人事制度の改善、高年齢者の配置転換、職業訓練、職務再構成等））することができるとした。

高年齢者の雇用状況についての報告

労働大臣が必要であると認める場合には、事業主から高年齢者の雇用状況について必要

な報告を求めることができるとされた。

○「雇用安定事業」、「雇用安定資金制度」の創設〔雇用保険法改正〕（1977（昭和52）年）

－背景

- ・第1次石油危機を契機とした総需要抑制政策、エネルギー制約の中での雇用情勢の悪化、産業構造の変化等の雇用への影響を最小限にする（失業の発生を予防する）必要性の高まり

－内容

〔雇用安定資金制度の創設〕

雇用調整に関する施策の実施のため、好況期に一定の資金を積み立て不況期に雇用安定のための経費として機動的・集中的に支出しえる基金的制度を確立する。

〔雇用安定事業の創設：経済変動に対応する事業。雇用調整給付金の対象範囲拡大等〕

- ・従来の雇用保険3事業に加えて4事業に

－景気変動等雇用調整事業

景気の変動等による短期的、一時的な不況時において事業主が行う雇用調整を助成。一時的休業に対応する雇用調整給付金制度を拡充し、企業の雇用調整の方法が一時休業、生産調整期間中の教育訓練の実施等多様化する等変化に対応する。

（支援内容）

- ・従来の一時的休業に加え、教育訓練による雇用調整も対象に給付金を支給
- ・高年齢者雇用安定給付金（高年齢者（55-64歳）の雇用割合を高めた場合の賃金の一部補助）

－事業転換等雇用調整事業

産業構造の変化等による中・長期的、構造的な不況に対処し事業主が行う雇用調整を助成。

今後の低成長経済への移行過程を中心に、構造的に衰退を余儀なくされる産業において事業転換や事業規模の縮小を余儀なくされる企業が発生した場合に対応し、職業訓練等職業転換対策の整備を図る。

（支援内容）

- ・教育訓練、一時休業、出向による雇用調整の実施を対象に給付金を支給

○「特定不況業種離職者臨時措置法」制定（1977（昭和52）年）

1978年1月から2年間の時限立法（1983年6月末まで期限延長）

－背景

- ・石油危機を契機とする安定成長への移行に伴う需要の低迷、エネルギー価格上昇に伴う原料コストの上昇、国際競争力の低下・輸出の減少等の中で構造不況業種<sup>3</sup>問題が発生し、一時に多数の離職者が発生することが懸念される等深刻な事態に立ち至った。このような状況に鑑み、失業の予防、再就職の促進等のための特別措置を講じることが必要とされた。

#### －内容

- ・国は、特定不況業種を指定（法令に基づく行為又は国の施策に基づき、事業規模の縮小等がなされ、これに伴い相当数の離職者の発生が見込まれる業種で、政令で指定する業種）。特に必要があると認められる業種について雇用の安定に関する計画を作成。
- ・失業の予防及び再就職の促進に関する国、地方公共団体、事業主の責務を明らかに。
- ・当該業種の事業主が再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の承認を受け、雇用保険上の事業転換等に係る雇用安定事業の対象となる教育訓練等を実施する場合、政府は雇用安定事業を実施。
- ・公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で再就職援助等に関する計画に含まれ、かつ、当該離職の日まで1年以上当該計画の認定を受けた事業主に雇用されていた等要件に該当すると認定された者に対し、特定不況業種離職者求職手帳を発給。
- ・国は、当該求職者に対し、就職指導を行い各種給付金を支給するとともに、手帳所持者を継続雇用する事業主に対し助成金の支給等を行う。
- ・都道府県は、手帳所持者に対し、訓練手当、職場適応訓練費を支給することができる。
- ・40歳以上の手帳所持者等で一定の要件に該当する者には個別延長給付を行うことができる。

※本法制定と同年に、特定不況産業について、安定基本計画の策定に基づく設備の処理の促進等による経営の安定を内容とする「特定不況産業安定臨時措置法」が成立。

#### ○「特定不況地域離職者臨時措置法」制定（1978（昭和53）年）

1978年1月から2年間の時限立法（1983年6月末まで期限延長）

#### －背景

- ・石油危機を契機とする安定成長への移行に伴う需要の低迷、エネルギー価格上昇に伴う原料コストの上昇、国際競争力の低下、輸出の減少等の中で構造不況業種問題が発生し、特定の地域に集中的な影響を及ぼしていた。
- ・当該地域において多数の離職者が発生等している状況に鑑み、失業の予防、再就職の促進等のための特別措置を講じることが必要とされた。

---

<sup>3</sup> 造船、繊維、平電炉製鋼業、アルミニウム精練業等

－内容

- ・国は、特定不況地域を指定（地域中小企業対策法に基づき政令で指定された市町村の区域及びその近隣地域のうち、本法で定める地域として労働大臣が指定する地域）。
- ・失業の予防、再就職の促進等に関する国、地方公共団体、事業主の責務を明らかに。
- ・特定不況地域離職者に対する国等による職業訓練、公共職業安定所による求人の開拓、職業指導、就職の斡旋を実施。
- ・40歳以上の特定不況地域離職者で一定の要件に該当する者に対する延長給付の支給。
- ・当該地域に所在する事業主が雇用安定計画を作成し、公共職業安定所長の承認を得た場合、雇用安定事業、雇用安定資金制度等及び雇用安定事業の特例を適用。
- ・特定不況地域において計画実施される公共事業への特定不況地域離職者の吸収率制度の設定。

○「雇用開発事業」の創設〔雇用保険法改正〕（1979（昭和54）年）

－背景

- ・雇用問題の解決のためには、景気の着実な回復を図ることにより、民間の雇用需要を刺激するとともに、雇用対策面からも民間の活力を活用し、積極的な雇用機会の開発に努めることが重要とされた。
- ・景気が回復する中で求人が増加する傾向にあり、これを特に就職の困難な中高年等失業者の就職に結びつけて雇用機会の増大を図ることを目的とする。

－内容

- ・職業転換給付金制度の一環として中高年齢者雇用開発給付金を創設（就職指導手当等の支給を受けている中高年齢者を雇入れる事業主を対象に支給。）

○「雇用関係給付金等整備法」制定（1980（昭和55）年）

- ・雇用安定事業として行われる景気変動等雇用調整事業と事業転換等雇用調整事業を雇用調整事業に統合。
- ・雇用安定事業の各種給付金の統合等制度の簡素化、充実  
…従来の雇用安定事業の各種給付金を雇用調整給付金と出向給付金の2種に整理。出向給付金については、景気変動に伴う出向も助成対象とした。

○「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」制定（1983（昭和58）年）

1983年7月から1988年6月末までの時限立法（1987年4月より地域雇用開発等促進法の施行により、「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」）

特定不況地域離職者臨時措置法の期限切れを機に、同法と特定不況業種離職者臨時措置法の両法を統合する形で制定。

#### －背景

- ・第2次石油危機を経て低成長経済が定着する中で、従来からの不況業種である電炉製鋼業、アルミニウム精錬業、合板製造業等の業種において産業・雇用調整が再び表面化したほか、石油化学等の基礎素材産業が新たに構造不況に陥り、雇用調整を余儀なくされる等の状況が生じた。
- ・これまで施行されてきた法律による施策の対象となる業種、地域の指定は、産業政策の先行的発動が要件とされていたため、雇用政策上の対応が限定されてきた。
- ・日本的雇用慣行の下では、一度離職・失業した場合には再就職が容易ではないにもかかわらず、中長期的に雇用減が避けられない構造不況業種における失業の予防策が必ずしも十分でなかった。このため、過剰労働者が結局失業者として大量に労働市場に排出され、地域の雇用失業情勢に悪影響を与えていた。
- ・不況地域において雇用機会を拡大するための施策が不十分であり、離職者が当該地域に滞留していた。
- ・一度特定不況業種、特定不況地域として指定されると、その指定解除規定がなかったため、施策の効果が十分に浸透した業種・地域においても指定が継続されていた。

#### －内容

- ・業種対策と地域対策の有機的連携を確保。業種及び地域の指定に当たっては雇用対策の観点から機動的に行い、施策の対象期間を設定。
- ・下請中小企業における雇用調整の実態に即し、適切に離職者対策を実施。
- ・構造不況業種における過剰労働者の失業期間の短縮のための雇用調整助成金制度を充実（離職前職業訓練を実施する特定不況事業主に対する助成、特定不況業種事業主の行う再就職斡旋により労働者を雇い入れる事業主に対する助成）。

### 【安定成長期～バブル経済期】

#### ○「雇用保険法」改正（1984（昭和59）年）

##### －背景

- ・労働力人口の高齢化、女性の職場進出、サービス経済化、技術革新等の進展や産業構造の転換等の進展により、労働力需給の両面にわたる構造変化が現れてきた。
- ・雇用保険受給者数が増加する一方、受給者の就職状況を見ると1970年代前半は初回受給者の約4割が就職していたが、1982年度には約1割に低下した。
- ・第5次雇用対策基本計画において雇用保険制度の見直しについて記述がなされた。

- ・中央職業安定審議会雇用保険部会における①主として年齢により決定される所定給付日数は、給付と負担の不均衡を招く、②引退過程にある高年齢者についてもそれ以外の者と同様の給付の仕組みとなっている、③基本手当額の算定基礎となる賃金に賞与等が含まれ、給付額は毎月の手取り賃金とほぼ同様、再就職賃金と比べ高くなる、④受給者の再就職を喚起する制度がない、等の問題点が指摘された。

#### －内容

- ・基本手当日額の引上げ及び賃金の算定方法の変更（賃金のうち臨時に支払われるもの等は含まないものとする）
- ・所定給付日数の変更（主として年齢により決定→算定基礎期間も要素として決定）
- ・給付制限期間の延長（自己都合退職等の場合につき、従来の1～2ヶ月→1～3ヶ月（原則3ヶ月））
- ・高年齢者求職者給付金の創設（65歳以降も引き続き雇用されている者で従来一般被保険者となっていた者を高年齢継続被保険者とし、基本手当に代えて高年齢者求職者給付金（一時金）を支給：労働の意思及び能力がある場合のみ支給）
- ・再就職手当制度の創設（受給資格者の基本手当支給残日数が一定以上の場合に支給）

### ○「労働者派遣法」制定（1985（昭和60）年）

#### －背景

- ・労働力需要側においては、マイクロ・エレクトロニクスを中心とする新たな技術革新が広範な分野に広がり、これに伴い企業内においても専門的な業務分野が増加していた。労働力供給側においても、自分の希望する日時等に合わせて専門的な知識、技術、経験を活かして就業することを希望する労働者層が増加していた。
- ・労働力需給両面にわたる構造的変化が進行する中で、他の企業の仕事を請け負い、自己の雇用する労働者を他の企業に派遣し、そこで就業させる形態の事業が増加している。
- ・このため、特定の業務分野については、労働者の保護と雇用の安定に配慮した上で、労働者派遣事業を制度化し、法的整備を図ることが必要となった。

#### －内容

- ・労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させることをいう。
- ・派遣労働の形態は、一般労働者派遣（特定労働者派遣事業以外の派遣事業）、特定労働者派遣事業（当該事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである派遣事業）。
- ・港湾運送業務、建設業務、その他一定の政令で定める業務以外の業務のうち、当該業務を遂行するために専門的な知識、技術、経験等を必要とする業務で政令で定める適用対

象業務に限り行うことができる。

適用対象業務…情報処理システム関係、機械設計関係、放送機器操作関係、放送番組制作関係（以上派遣期間**1**年）、事務用機器操作関係、通訳・翻訳・速記関係、秘書関係、ファイリング関係、調査関係、財務関係、貿易関係、デモンストレーション関係、添乗関係（以上**9**ヶ月）、建築物清掃関係、設備運転等関係、建築物サービス関係（以上派遣期間定めなし）の**16**業務

- ・一般労働者派遣事業の許可の有効期間は、**3**年

## ○「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（**1986**（昭和**61**）年）

### ー背景

- ・我が国の人口の高齢化は世界に類をみない速度で進展しつつあり、**21**世紀初頭には労働力人口の**4**人に**1**人を**55**歳以上の高齢者が占めると見込まれている。他方、高年齢者をめぐる労働市場の状況には極めて厳しいものがあり、今後の労働力人口の高齢化の進展に伴い、ますます深刻化することが懸念された。
- ・政府としては、従来から**60**歳定年の一般化を労働行政の最重要課題として取り組んできたが、今後、**60**歳定年を基礎に**65**歳程度までの継続雇用を促進すること、高年齢者の早期再就職の促進のための体制を整備すること、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業機会を確保すること等高年齢者の雇用・就業に関する施策を総合的に推進していくことが求められるとされた。

### ー内容

※高年齢者とは、**55**歳以上のものをいう。

- ・定年を定める場合の**60**歳定年の努力義務化（定年の引上げ等による高年齢者の安定した雇用の促進）  
**60**歳を下回る定年を定めている事業主に対する労働大臣による（公共職業安定所長を通じた）定年引上げの要請、当該事業主に対する労働大臣による定年引上げに関する計画の作成命令、当該計画作成命令をうけながら正当な理由がなくこれを作成しない場合等におけるその旨の公表等を定めた。
- ・再就職援助の努力義務（高年齢者の雇用の促進等）  
定年、再雇用制度等がある場合において、当該制度の定めるところによる退職等による離職者に対する求人の開拓その他高年齢離職者の再就職の援助に関し、事業主がその再就職の援助に努めるもの等とされた。
- ・高年齢者雇用安定センターの設立  
中央及び各都道府県において公益法人である高年齢者雇用安定センターを指定し、関係者に対する高年齢者継続雇用措置その他高年齢者の雇用に関する講習、情報・資料の収

集・提供、雇用改善業務その他福祉の増進等に関する業務を行わせることができた。

- ・シルバー人材センター等

定年退職者等に対する臨時的、短期的な就業の機会の確保、提供を行う仕組み、体制の整備を行うため、シルバー人材センター制度を創設。本事業の実施に適した既存の公益法人をシルバー人材センター協会として指定し、中核的機関として活用し、また、都道府県知事は、一定の基準を満たす公益法人をその市町村の区域ごとに1個に限りシルバー人材センターとして指定することができるとした。

- ・国による援助等

雇用する労働者のうち高年齢者の占める割合が労働省令で定める割合(60歳代前半層の者が6%)を超える事業主に対する助成を行うことができること、国が高年齢者に対して職業紹介等を行う施設の整備に努めるものとするとともに地方公共団体等が高年齢者についての職業相談施設を設置する等の措置を講ずる場合に国は必要な援助を行うことができること等とした。

## ○地域雇用開発等促進法(1987(昭和62)年)

### ー背景

- ・経済の低成長下で労働力需給の地域間格差が拡大し、同時に、特に1985年以降の円高の影響を受ける輸出型産地、造船、鉄鋼等の構造的な不況業種に強く依存している企業城下町、石炭政策の影響を受ける産炭地域、1987年4月の国鉄の分割・民営化に伴い多数の余剰人員の発生が見込まれる地域等、雇用情勢が厳しい地域が発生し、地域の雇用問題が深刻化した。

### ー内容

- ・従来の地域に着目した施策を整理・統合し、①3つの地域についての施策としてまとめ、②地域雇用対策として講ぜられる措置をi)地域雇用開発のための措置、ii)失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置の2つの措置として体系化し、雇用機会の増大を図るための雇用開発を推進。地域指定は期限を付して行う(期限延長可)。
- ・労働大臣は、地域雇用開発の基本方針等を内容とする地域雇用開発指針を策定し、都道府県は、地域雇用開発計画を策定することができるものとされた。

#### ー雇用開発促進地域(雇用機会が不足し、雇用開発の積極的促進が必要な地域)

- …指定地域内において事業所を新增設し、地域雇用開発計画に適合する形で求職者を雇い入れる事業主に対して雇入れ助成等を行う地域雇用開発助成金の支給、職業訓練施設の提供等
- …求職者に対する地域のニーズに応じた職業訓練、特別の求人開拓、きめ細かな職業

#### 相談及び就職の斡旋等

- 一 特定雇用開発促進地域（雇用開発促進地域のうち、景気の変動、産業構造の変化等に伴い雇用情勢が悪化し、又は悪化するおそれのある地域）
  - … 地域雇用開発助成金の特別措置の実施
  - … 指定地域内事業主等で一定以上の離職者を雇い入れる職業訓練施設の整備に対する貸付の実施
  - … 指定地域内事業主に対する雇用調整助成金の支給
  - … 指定地域内の離職者（**45-64**歳、（～**1988.3**は**35-64**歳））を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇い入れた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給
  - … 指定地域内の特定不況業種在職者及び離職者等を対象とした個人別能力開発プログラムの作成、専修学校、事業主団体等への委託も含めた職業訓練の実施及び訓練終了後の再就職先事業所の積極的斡旋等による地域雇用能力開発事業の実施
  - … **40**歳以上の指定地域離職者で一定の要件に該当する者に対する個別延長給付
  - … 指定地域内において実施される公共事業への雇用吸収率制度の適用
  - … 指定地域内に居住する求職者が当該地域内で再就職が困難である場合、求職者の他の地域における就職を促進するための関係都道府県知事及び公共職業安定所長に対する広域職業紹介活動の命令（対象求職者には広域延長給付、職業転換給付金を支給）
- 一 緊急雇用安定地域（景気の状態、国際経済環境その他の経済的事情の著しい変化により雇用情勢が急速に悪化し、又は悪化するおそれがある地域）
  - … 雇用している労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じる指定地域事業主に対する雇用調整助成金制度の適用
  - … 特定求職者雇用開発助成金制度の適用（**45**歳以上 **65**歳未満（**1988.3**までの間は**35**歳以上）の同地域離職者を特定求職者とする）等必要な助成・援助の実施
  - … **40**歳以上の離職者に対する雇用保険の個別延長給付の適用
  - … 離職求職者に対する地域ニーズに応じた職業訓練、特別の求人開拓、きめ細かな職業相談及び就職の斡旋等の実施

○「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」改正（**1988**（昭和**63**）年）業種雇用安定法の廃止期限を**7**年間延長（**1995**（平成**7**）年**6**月末まで）

#### 一 背景

- ・ 改正前の法の廃止期限当時の経済状況をみると、急激な円高を背景に**1987**年**6**月には失業率が**3**%を超え、石炭、造船、非鉄金属、海運等の構造不況業種においては大規模な雇用調整が実施されるなどの状況が続いていた。

- ・ 対外貿易摩擦や円高を背景に、内需主導型の産業構造への転換を図ることが国民的課題となっていたが、その過程において産業・職業間の労働力需給のミスマッチの拡大や雇用調整の増加など各種の雇用問題の発生が懸念されていた。
- ・ 構造不況業種の労働者や今後の産業構造の転換の過程において雇用面での影響を受ける労働者について、雇用の安定のための施策を進めることが課題になっていた。

#### －内容

- ・ 法改正により、産業構造の転換に伴う中長期的な観点からの雇用問題にも対処することを目的とする。
- ・ 産業構造の転換に伴う雇用面の影響等に対応するため、特定不況業種に係る事業所以外の事業所で、個々の事業所の事情等による事業規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職を余儀なくされるおそれがある事業所を個別に特例事業所として対象とする等、対象事業主を拡大する。
- ・ 事業転換による雇用機会の確保や職業の転換のための教育訓練を行う等産業構造の転換に対応した措置を講ずる事業主に対し、産業雇用安定助成金の支給措置を講ずるとともに、在職者の職業転換に必要な職業能力の開発・向上を促進するための職業訓練の充実等失業の予防のための措置を充実する。
- ・ 上述の失業の予防のための措置の充実に伴い、事業主が事業規模の縮小等に伴って作成する再就職援助等計画を雇用維持計画に改める、等。
- ・ 特定求職者雇用開発助成金制度の適用（45歳以上 65歳未満（1989.3 末までの間は 35歳以上）の指定業種離職者を特定求職者とする）等必要な助成・援助の実施

### ○「雇用保険法」改正（1989（平成元）年）

#### －背景

- ・ サービス経済化の進展、女子の就業意欲の高まりを背景とした就業形態の多様化の中で、特に、パートタイム労働者の著しい増加、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等が進展している。
- ・ 第 6 次雇用基本対策計画においても、「パートタイム労働者の雇用の安定、労働条件・福祉の向上を図るため、適正な雇用管理の実施等を推進する観点から法的整備を含めた総合的な対策を検討する」とされた。
- ・ 雇用保険制度においては、その時々々の経済情勢に即応して機動的対応をしてきたが、今後の構造調整期においては、経済変動と高齢者問題、地域問題等の雇用問題が密接に関連した問題が生ずることが予想され、雇用に関する各般の施策を総合的、一体的に実施していくとともに財政基盤の強化を図ることが必要となった。

－内容

- ・短時間労働被保険者に関する求職者給付の特例の創設（パートタイム労働者を対象：1週間の所定労働時間が、同一の事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、かつ労働大臣が定める時間数（33時間）未満である者）
- ・雇用保険4事業の再編（雇用安定事業と雇用改善事業を統合し、雇用安定事業とし、雇用保険3事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業）に再編）

○「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」改正（1990（平成2）年）

－背景

- ・技術革新や情報化の進展等を背景に、今後、大幅に増加することが見込まれる専門的・技術的職業従事者等の分野において労働力需要の若年志向が続くとすれば、労働力の過剰と不足が並存する事態になりかねないことが懸念された。
- ・従来のような強い若年志向を転換し、60歳定年の早期完全定着を基盤とした高年齢者の雇用環境の積極的な改善を図ることにより、高年齢者の安定した雇用機会を確保するとともに、その豊かな経験と意欲・能力を活かしていく必要があるとされた。

－内容

- ・定年後の再雇用の努力義務化  
60歳以上65歳未満の定年に達した者が当該事業主に再び雇用されることを希望するときは、原則として、その者が65歳に達するまでの間、その者を雇用するように努めなければならないとするもの。
- ・労働大臣による高年齢者等職業安定対策基本方針の策定  
高年齢者について、労使を始めとする国民全体に明確な目標、展望（65歳未満の者の雇用機会の増大の目標に関する事項等）を示すとともに、65歳までの雇用機会の確保に向けた労使の努力を促進するよう環境整備を進める観点から、事業主が講ずべき措置（職業能力の開発・向上、作業施設の改善その他）に関する指針を定める基本方針を策定するもの。
- ・諸条件の整備に関する公共職業安定所長の勧告
- ・その他  
多数雇用事業主に対する助成措置について、「基本方針」に従い高年齢者の雇用の機会の増大に資する措置を講ずることも要件の一つとした。  
事業主の、労働大臣に対する高年齢者の雇用状況に関する毎年1回の報告を義務化。

## 【バブル経済崩壊期】

### ○「高年齢者等雇用安定法」改正（1994（平成6）年）

#### －背景

- ・60歳定年制については、既に8割の企業で導入されている等普及が進展している中で、今後、65歳までの継続雇用を更に前進させる必要があるとされた。
- ・高齢化の急速な進展の下で、企業における継続雇用の推進と並び、高齢者の健康、体力等の面での個人差に対応した多様な就業形態の確保を図る必要性が高まっていた。

#### －内容

- ・60歳定年制の義務化と65歳までの継続雇用等による安定した雇用の促進
- ・高齢者に係る労働者派遣事業の特例の創設  
…港湾運送業務、建設業務、警備業務、物の製造の業務以外の業務について労働者派遣事業を行うことができるネガティブリスト方式を採用。派遣期間は1年。

### ○「雇用保険法」改正（1994（平成6）年）

#### －背景

- ・我が国における雇用を取り巻く諸情勢についてみると、今後、急速な高齢化や女性の職場進出が一層進み、また、産業構造の転換や技術革新がますます進展するとともに、中長期的には労働力の供給制約が見込まれた。
- ・雇用保険制度の雇用に関する総合的機能を一層発揮できるようにするとの観点から見直しを行い、職業生活の円滑な継続を援助・促進するとともに、失業中の生活の安定、再就職の促進に一層の実効を期していく観点から、高齢者や女性を中心とした雇用の継続を援助・促進するため雇用継続給付制度の創設等を行うこととした。

#### －内容

- ・法の目的規定の改正  
雇用保険の保険事故として従来の「失業した場合」に「雇用の継続が困難となる事由が生じた場合」を加え、これに対する保険給付の目的として「労働者の雇用の安定を図る」ことを掲げることとした（雇用継続給付の創設）。
- ・雇用継続給付（高年齢者雇用継続給付、育児休業給付）の創設  
…高年齢者雇用継続給付  
高齢期における労働能力の低下、通常勤務の困難化等に伴い、60歳以上65歳未満の雇用されている期間において、賃金が60歳時点の額に比して一定程度以上低下するような場合には、高齢者の労働意欲の減退や失業給付、年金等の受給の安易な選択等を招き、さらには失業に結びつきかねない状況にある。この賃金の低下を保険事故と

とらえ、高年齢者雇用継続給付を支給。

…育児休業給付

労働者が育児休業のために働くことができず、賃金収入の全部又は一部を喪失する状態を放置することは、子を養育する労働者が職業生活を円滑に継続するために必要とする育児休業の取得を困難とし、その後の円滑な職場復帰にも支障を生じることにより、失業に結びつきかねない状況にある。この育児休業の取得を失業に準じた職業生活上の事故ととらえ、育児休業給付を支給。給付額は、育児休業開始**6**ヶ月間の月平均賃金の**25%**相当額（養育する子が**1**歳に達するまで）。

- ・一般求職者給付の改正等

**60**歳定年制の定着状況に対応した年齢区分及び所定給付日数の変更等。

- 「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」改正（**1995**（平成**7**）年）業種雇用安定法の廃止期限を**6**年間延長（**2001**（平成**13**）年**6**月末まで）

—背景

- ・いわゆるバブル経済が崩壊した後の厳しい雇用失業情勢の中、円高による生産拠点の海外移転や製品輸入の増加等が加速し、これに伴う国内の産業の空洞化・国際化等の中で産業構造も変化するとともに労働力構成も大きく変化することが見込まれた。
- ・こうした中、従来の特不況業種を含む一定範囲の業種では、今後趨勢的に雇用量の減少が余儀なくされ、雇用調整の方法も新規採用抑制から企業外を含む労働移動に重点が移ることが見込まれた。
- ・このため、できる限り失業を経ることなく企業間・産業間労働移動が行われるようにし、労働移動の際の能力開発の支援施策を進めることが必要となった。

—内容

- ・従来からの特定不況業種（構造的な不況のため設備廃棄等により産業として縮小均衡を余儀なくされている業種を指定、援助内容は従前のおり）に加え、円高、国際化の進展等経済的事情により生産量が相当程度減少しその回復が見込めず雇用調整を余儀なくされる業種を特定雇用調整業種、これに準ずる状況にある事業所について、個々の事業所の事情等により特例事業所として認定。
- ・当該業種の事業主は、事業規模縮小等を行う場合は、その雇用する労働者の雇用の維持及び再就職の援助措置に関する計画（雇用維持計画、失業予防計画）を作成し、公共職業安定所長が認定。
- …認定事業主が出向・斡旋により労働者の受入先の確保の努力をする場合及び配置転換を行おうとする場合、認定業種事業主や労働者の受入を行う事業主に対し、教育訓練等に対する相談事業を実施。

- …雇用維持努力に対する雇用調整助成金の支給
- …認定計画に基づき、出向・再就職斡旋、配置転換等を行う場合、助成金（労働移動雇用安定助成金）を支給。この際に、能力開発を行う場合も助成金を支給（労働移動能力開発助成金）。（従来の産業雇用安定助成金の再編・拡充）
- …認定計画に係る労働者を雇い入れた事業主が必要な職業訓練を実施するための施設の設置・整備を行う場合、融資を実施。

○「緊急失業対策法」廃止（**1995**（平成**7**）年（廃止施行**1996.4**））

○「労働者派遣法」改正（**1996**（平成**8**）年）

－背景

- ・労働者派遣事業に対する新たなニーズの高まり、**1994**年**6**月に閣議決定された「今後における規制緩和の推進等について」で、労働者派遣事業の適用対象業務の範囲見直しについて言及されるなど規制緩和の観点からの議論があったこと、国が長期不況を経験する中で、労働者の保護等の観点からの問題点も指摘されるようになったこと等から、制度見直しの検討が開始された。
- ・さらに、**1995**年**2**月の規制緩和検討委員会からの意見報告において、労働者派遣法の適用対象業務を原則自由化し、非対象業務を限定列挙するネガティブリスト方式に改めるべき旨の意見、同年**3**月に閣議決定された「規制緩和推進計画」において、労働者派遣事業の適用対象業務について、見直しを進める等とされたことなどが挙げられる。

－内容

- ・派遣労働者の就業条件等の確保・整備のための措置について
  - …労働条件・就業条件の的確な明示、労働者派遣契約の中途解除に関する措置、派遣労働者の苦情処理体制の充実、教育訓練の充実、労働・社会保険の適用促進
- ・適用対象業務の拡大
  - …**11**業務を適用対象業務に新たに追加し、**26**業務に（**1**業務は既存の号の一部改正対応）
- ・育児・介護休業取得者の代替要員の業務処理に必要な場合は、港湾運送業務、建設業務、警備業務以外の業務について労働者派遣業務を可能に（派遣期間上限**1**年）。

○「高齢者等雇用安定法」改正（**1996**（平成**8**）年）

－背景

- ・超高齢社会の到来を目前に控え、シルバー人材センター事業は、その役割がますます大きくなっており、今後一層その事業を発展・拡充するためには、以下の課題に対応する必要があった。

- ①シルバー人材センター間における会員の就業機会の不均衡等を調整し、シルバー人材センター事業の活性化を図るため、市町村ごとに設置され市町村ごとに業務を行うこととされているシルバー人材センターに係る制約を解消し、シルバー人材センター間で就業機会のやり取りができるようにすること、
- ②シルバー人材センター未設置地域（全市町村の7割）に居住する高齢者のために就業機会を確保、提供できるようにすること、
- ③シルバー人材センターと同様の事業を行いながら、その事業規模が小さい等の理由によりシルバー人材センターとしての指定を受けていない、いわゆるミニシルバーの労働政策上の位置づけを明確にするとともに、都道府県の指導等により、高齢者の就業機会を提供していくための健全な団体として育成できるようにすること。

#### ー内容

##### ・シルバー人材センター連合関係

都道府県知事は、定年退職者等に対し、臨時的かつ短期的な就業の機会を提供すること等を目的とする2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人をシルバー人材センター連合として指定できることとした。

##### ・全国シルバー人材センター事業協会関係

労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展を図ること、その業務について連絡調整を図ること等を目的とする公益法人を全国シルバー人材センター事業協会として指定することができることとした。

### 【経済変革・構造改革期】

#### ○「雇用保険法」改正（1998（平成10）年）

##### ー背景

- ・1997年の職業能力開発促進法の改正においては、事業主が労働者の主体的な職業能力開発の取組に係る環境整備に努めるべきこととされ、また、その場合の事業主に対する助成措置を講ずることにより労働者の主体的な職業能力の開発・向上を促進することとされた。
- ・我が国経済社会が今後とも活力を持ちつづけるためには、国際的にみて競争力のある、あるいは、高付加価値な新製品やサービスを供給できる独創性に富んでいる人材や独創的な技術が重要に。また、今後の企業の人事・労務管理についてもより能力を重視した方向に向かうと見込まれた。
- ・このような状況の中、今後の経済社会における労働者の職業能力開発の重要性に鑑み、個々人の主体的な職業能力開発に係る環境を整備し、その促進を図ることが重要な課題

になると見込まれた。

- ・急速な高齢化の進展等に伴い要介護者の数が増大することが予想される中で、家族介護の問題が労働者が雇用を継続していく上での制約要件となっていることを踏まえ、**1995**年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が制定され、**1999**年**4**月から義務化されることとなった。
- ・急速な高齢化に進展の中、寝たきりや痴呆性の高齢者の数も飛躍的に増大し、雇用の継続が困難となる事由として、家族の介護を行うことの割合が増加。社会の活力を維持していくためには、仕事と介護の両立を支え、家族の介護を行う労働者各人が働き続けることができるようにすることが重要な課題となった。

#### 一 内容

- ・教育訓練給付制度の創設  
…労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該課程を修了した場合、当該教育訓練の受講に係る費用の**80%**を**20**万円を限度として支給（教育訓練開始の日までの雇用保険被保険者期間が**5**年以上の者が対象）。
- ・介護休業給付制度の創設  
…配偶者、父母及び子その他労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫の対象家族を介護するため介護休業を取得した被保険者に対して**3**ヶ月を限度に休業開始前の賃金額の原則**25%**相当額を支給（介護休業開始前**2**年間にみなし被保険者期間が**12**ヶ月以上ある者が対象）。

#### ○「労働者派遣法」改正（**1999**（平成**11**）年）

##### 一 背景

- ・**1996**年改正作業中の**1995**年**12**月に、行政改革委員会において「規制緩和の推進に関する第**1**次意見」が取りまとめられ、労働者派遣事業の対象業務について、「業務全般を視野に置き、労働者派遣が適切な業務と不適切な業務を区別する基準を明確化し、労働者派遣が不適切な業務を列挙することにより、それ以外は、労働者派遣事業の対象業務とすべき」との提言がなされ、**1996**年**3**月に閣議決定された規制緩和推進計画の改定及び**1997**年**3**月の同計画再改定の際も、同趣旨が盛り込まれた。
- ・**1996**年**6**月の**ILO**総会において、民間労働力需給調整機関の役割をより積極的に位置付けるべく**ILO**第**96**号条約（民間職業仲介事業所条約—有料職業紹介の漸進的廃止、一定の監督、規制等の下での有料職業紹介所の存続等を規定）の改定について議論がなされ、**ILO**第**181**号条約が**1997**年**6**月の総会において採択された。
- ・**1998**年の中央職業安定審議会の法改正に係る建議において、**ILO181**号条約が採択され、労働者派遣事業についての新たな国際基準が示されたことを踏まえるとともに、社会経

済情勢の変化への対応、労働者の多様な選択肢の確保等の観点から、常用代替のおそれが少ないと考えられる臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策として労働者派遣事業を位置付けることを基本的考え方として示された。

#### －内容

- ・適用対象業務をネガティブリスト化  
…港湾運送業務、建設業務、警備業務、医師等政令で定める医療関連業務、物の製造業務は適用除外。
- ・派遣受入期間
  - ①臨時的・一時的な労働力の需給調整システムとして拡大された適用対象業務：同一業務への派遣継続期間上限 **1** 年
  - ②現行制度における適用対象 **26** 業務：行政指導上 **3** 回の更新まで可。
  - ③事業の開始、転換、拡大、縮小または廃止のための業務であって一定の期間内に終了することが予定されているもの（有期プロジェクト）：**3** 年を上限
  - ④派遣先に雇用されている労働者の産前産後、育児休業等取得の際の代替要員：**2** 年を上限
- ・派遣期間の制限の効果を徹底するため、違反する派遣先は、派遣労働者からの希望があれば当該派遣労働者を雇用する努力義務が課せられる。

#### ○「職業安定法」改正（**1999**（平成 **11**）年）

##### －背景

- ・**1996** 年改正作業中の **1995** 年 **12** 月に、行政改革委員会において「規制緩和の推進に関する第 **1** 次意見」がとりまとめられ、有料職業紹介事業の対象業務について、「業務全般を視野に置き、労働者保護に配慮しつつ、民間が扱うことが適切な職業と不適切な職業を区分する基準を明確化し、労働者派遣が不適切な業務を列挙することにより、それ以外は、民間が扱えることとすべき」との提言がなされ、**1996** 年 **3** 月に閣議決定された規制緩和推進計画の改定、**1997** 年 **3** 月の同計画再改定の際も、同趣旨が盛り込まれた。
- ・**1996** 年 **6** 月の **ILO** 総会において、民間労働力需給調整機関の役割をより積極的に位置付けるべく **ILO** 第 **96** 号条約（民間職業仲介事業所条約－有料職業紹介の漸進的廃止、一定の監督、規制等の下での有料職業紹介所の存続等を規定）の改定について議論がなされ、**ILO** 第 **181** 号条約が **1997** 年 **6** 月の総会において採択された。
- ・労働力需要面では、専門的な知識、能力を有する即戦力となる人材を迅速に採用したいとするニーズ等の高まりがみられた。
- ・労働力供給面では、リストラ等により転職を余儀なくされている労働者、自己の有する

専門的な知識、能力を発揮できる仕事を求める労働者等の増加が見られるようになった。

- ・労働力需給に係るニーズの変化に的確に対応し、労働者の雇用の安定を図っていくためには、長期雇用システムの下における能力開発、配置転換等による雇用の維持と併せ、労働市場について労働需給のミスマッチを解消し、失業期間の短縮が図られるよう、「公正かつ効率的でセーフティネットを備えた労働力需給調整機能の整備」を図る必要性が増大していた。
- ・公共職業安定機関の職業紹介機能を充実・強化するとともに、民間機関が活力や創意工夫を活かし適切に労働力需給調整の役割を果たしえるようにすることが必要となっていた。

#### －内容

- ・公共職業安定所及び職業紹介事業者等に共通するルールの整備
  - …労働条件等の文書明示の義務化
  - …個人情報の保護規定の追加 等
- ・職業紹介事業等に係るルールの見直し
  - …有料職業紹介事業における取扱職業のネガティブリスト化（建設業務、港湾運送業務）
  - …有料職業紹介事業の手数料制度の見直し
    - 届出制手数料の容認、求職者からの手数料徴収の原則禁止等
  - …事業許可の有効期間の延長
    - 有料職業紹介事業：1年→新規3年・更新5年
    - 無料職業紹介事業：3年→5年
  - …労働者の募集に係る通勤圏外からの直接募集の届出の廃止

#### ○雇用保険法改正（2000（平成12）年）

##### －背景

- ・雇用保険制度は、それまで、我が国の長期継続雇用慣行にも支えられ、財政的にも安定した運営が行われてきたが、単年度で年間保険料収入に匹敵する赤字（1兆円超）が見込まれるなど、赤字幅が急速に拡大。これに対し、バブル経済期に蓄積された積立金の取り崩しで対処していたが、いずれ積立金が枯渇し、給付に支障をきたす状況に。
- ・この要因としては、直接的には厳しい雇用失業情勢を反映した受給者の増加、好景気等を理由として保険料率を暫定引下げたこと等が挙げられるが、根源的には、産業構造の変化等に伴う雇用慣行の変化、労働移動の増加、少子・高齢化の進展など、構造的な変化を背景とした失業率の高止まりの中で、給付体系の枠組みが雇用保険制度創設当時のものであったことにあった。
- ・制度見直しの検討に当たっては、給付面において早期再就職という目的に照らして現行

の給付日数の体系が適当であるが、給付面においては、①最近の雇用慣行の変化、労働移動の増大等、他の再就職を容易にするための施策の整備が図られつつあること等を踏まえると、今後、再就職の難易度の判断に当たっては、「年齢」より「離職が予想できたか否か」を考慮する方が合理的ではないか、②定年退職者の多い60歳以上65歳未満の年齢層では、真に失業状態になってはいない者が失業給付を受給していることが推測され必ずしも早期再就職に結びついていないのではないか、等の問題意識に基づいて議論がなされた。

#### 一 内容

- ・ 倒産・解雇等による中高年失業者等への失業者給付の重点化（**2001.4** 施行）
  - …従来年齢と被保険者であった期間に応じて一律に給付日数が増加する所定給付日数の体系（**90-300**日）→  
離職前からあらかじめ再就職の準備ができるような者に対する所定給付日数を圧縮（**90-180**日）、中高年層を中心に倒産、解雇等により離職し「特定受給資格者」であると認定された者に対する十分な所定給付日数の確保（**90-330**日）
- ・ 個別延長給付の廃止（**2001.4** 施行）
  - …従来個別延長給付（特定の地域、年齢等の要件を満たす者で公共職業安定所長が認定した者）→今回の改正で、特定受給資格者として一般化
- ・ 再就職手当の見直し（**2001.4** 施行）
  - …従来所定給付日数及び支給残日数の区分に応じた階段状の支給額決定の仕組み→再就職手当の額を所定給付日数の支給残日数に応じてきめ細かく設定することによる再就職の促進（原則支給残日数の**1/3**に相当する分の基本手当の額）
- ・ 教育訓練給付の充実（**2001.1** 施行）
  - …教育訓練給付金の支給額の上限を**20**万円→**30**万円に引上げ
- ・ 雇用形態の多様化への対応（短時間就労者等の適用条件の見直し）（**2001.4** 施行）
  - …就業形態の多様化に対応するため、短時間就労者等（短時間就労者及び登録型派遣労働者）が収入の多寡によらず経済社会における重要な労働力であることが反映されるよう、従来、年収**90**万円以上が見込まれることとしていた適用基準を廃止。  
（① 1週間の所定労働時間が**20**時間以上、② 原則**1**年以上引き続き雇用させることが見込まれる、の適用条件については従来通り）
- ・ 育児休業給付、介護休業給付の充実（**2001.1** 施行）
  - …従来給付率：休業前賃金の**25%**→**40%**に引上げ
- ・ 雇用保険**3**事業の見直し
  - …雇用安定事業  
中高年齢者の在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対して助成・援助がで

きることとした（改正高年齢者雇用安定法における施策の充実への対応）

…雇用福祉事業

本事業から宿舍・福祉施設の建設、運営の事業を削除

- ・雇用保険財政の見直し（財政基盤の強化等）

## ○「高年齢者等雇用安定法」改正（**2000**（平成**12**）年）

－背景

- ・今後における急速な高齢化の進展の下で、我が国経済の活力を維持していくためには、高齢者の能力の有効な活用を図ることが重要な課題であり、中高年齢者の雇用環境の深刻化への的確な対応を図りつつ、将来的には、高齢者が、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現をめざす必要があるとされた。
- ・こうした政策課題にかんがみ、高齢者雇用対策の理念と方向を明確化した上で、当面对応すべき事項として、i) **65**歳までの雇用の確保に向けた定年の引上げ、継続雇用、雇用延長、再雇用等の促進、ii) 中高年齢者の厳しい雇用環境に対応した再就職の援助・促進、iii) 高齢者の多様な雇用・就業ニーズへの的確な対応等について、法的整備を行う等が必要とされた。

－内容

- ・法律の目的に、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保、高年齢者等の再就職の措置を規定。
- ・この法律にいう「高年齢者等」の範囲に、中高年齢者である在職の求職者（**45**歳）以上の者を含めるものとする。
- ・**65**歳未満の定年の定めをしている事業主は、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の高年齢者の**65**歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置（高年齢者雇用確保措置）を講ずることを努力義務として規定（労働大臣による継続雇用制度の導入又は改善に関する計画の作成の指示に関する規定を廃止）。これらの措置に関し、高年齢者等職業安定対策基本方針において定める。
- ・事業主が、定年、解雇等により離職する中高年齢者について再就職援助計画を作成したときは労働者にこれを交付し、公共職業安定所は、同計画の内容を参酌し、求職者に必要な助言その他の援助を行う。さらに、中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対する助成金の支給に関する所要の規定の整備を行う。
- ・中央及び都道府県高年齢者雇用安定センターの業務に、**45**歳以上**55**歳未満の在職求職者の雇用の安定等に関する業務を加える。
- ・シルバー人材センターが高年齢退職者に提供する就業の範囲を臨時的かつ短期的な就業

及び労働大臣が定めるその他の軽易な業務に係る就業に拡大する。

○「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」廃止（**2001**（平成 **13**）年）

－特定不況業種等だけでなく全ての業種を対象に再就職を促進するための対策を雇用対策法に基づいて講ずることとしたため、本法を廃止。

○「雇用対策法」改正（**2001**（平成 **13**）年）

－背景

- ・経済・産業構造が大きく転換する中で、労働移動が増加し、失業率が高止まりすることが懸念された。
- ・円滑な再就職を促進し、職業生活の全期間を通じて労働者の職業の安定を図っていく必要がある。

－内容

- ・在職中からの計画的な再就職援助の実施  
…事業等規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる者を相当数生じさせる事業主に再就職援助計画<sup>4</sup>の作成を義務づけ、計画に基づく再就職援助措置を国が支援〔業種によらない支援〕
- ・募集・採用時の年齢制限緩和に向けた取組の促進  
…事業主は、原則、年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう努めることとする。

○「雇用保険法」改正（**2001**（平成 **13**）年）

－背景（雇用対策法に同様）

－内容

- ・雇用安定事業に、事業等規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者を相当数生じさせ、再就職援助計画に基づく再就職支援を行う事業主に対する助成措置を追加。〔業種によらない支援〕

---

<sup>4</sup> 事業主は、相当数の離職者が見込まれる事業規模の縮小を行おうとするときは、当該労働者の再就職の援助の措置のための計画（再就職援助計画）を作成しなければならない。当該計画は、公共職業安定所長の認定を受けなければならない。

○「地域雇用開発等促進法」の一部改正（2001（平成13）年）

題名を「地域雇用開発促進法」に改めた。

－背景（雇用対策法に同様）

－内容

- ・雇用機会増大促進地域<sup>5</sup>、能力開発就業促進地域<sup>6</sup>、求職活動援助地域<sup>7</sup>、高度技能活用地域<sup>8</sup>内に居住する労働者に関し、就職の促進等の措置を講じる。
- ・地域の自主性、創意工夫を生かしつつ、地域の実情に即した地域雇用開発を促進するため、地域指定に当たっては、都道府県が地域を提案し、国が同意する方式に変更。
- ・国と都道府県が連携して行う事業を新設。

○「職業能力開発促進法」改正（2001（平成13）年）

－背景（雇用対策法に同様）

－内容

- ・労働者の自発的な職業能力開発を促進するために事業主が講ずべき措置として、業務に必要な職業能力についての情報提供、相談その他の援助を追加するとともに、国は事業主が講ずべき措置の有効な実施を図るために必要な指針を策定することとする等による、労働者のキャリア形成への支援。
- ・民間機関の活用による適正な職業能力評価を促進するため、技能検定について、試験業務の対象となる民間機関の範囲及び当該民間機関に行わせることのできる試験業務の範囲の拡大等を通じた職業能力評価制度の整備。

○職業安定法施行規則の一部改正（2002（平成14）年）

- ・有料職業紹介事業者が手数料を徴収できる求職者として、科学技術者・経営管理者（賃金が年収1200万円超）を追加。

---

<sup>5</sup> 地域内求職者数に比して相当程度に雇用機会が不足し、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる等の地域。

<sup>6</sup> 地域内に就職を促進することが適当である職業への就職を希望する求職者が多数居住しているにもかかわらず、当該職業に適合する能力を有する者が少なく、当該求職者の就職が困難な状況にあり、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる等の地域。

<sup>7</sup> 地域内に求職者等が多数居住しているが当該地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報が適切に提供されていないため、当該求職者が地域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあり、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる等の地域。

<sup>8</sup> 高度技能労働者を雇用する事業所が集積している地域であり、当該地域内に所在する事業所に関し産業構造又は国際環境の変化により製品又は役務の減少を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる等の要件に該当する地域。

○「雇用保険法」改正（**2003**（平成**15**）年）

－背景

- ・前回改正以降も、構造的摩擦的失業率の上昇が続く中で雇用保険受給者が増加する一方、常用雇用労働者の減少、パートタイム労働者の増加、賃金水準の低下などによる保険料収入の減少等により雇用保険制度は厳しい状況に置かれていた。
- ・こうした状況の下で、給付について、受給者の早期再就職の促進、多様な働き方への対応、再就職の困難な状況に対応した重点化等を図る等の対応が必要とされた。

－内容

- ・早期再就職の促進に向けた見直し（基本手当日額と再就職時賃金の逆転現象の解消）
  - …賃金日額・基本手当日額の引下げ、高賃金・高給付層を中心とした給付率の引下げ）
  - …高齢求職者の**60**歳時賃金日額の算定の特例（離職時賃金と**60**歳到達時賃金の高い賃金日額を基本手当日額の算定の基礎とする）の廃止
- ・就職促進給付の整備（多様な就業形態による早期再就職の促進）
  - …就業手当の創設（改正前の制度では、所定給付日数の**1/3**以上を残して「安定した職業」に再就職した場合等に一時金として再就職手当を支給→短時間労働や派遣労働等安定した職業以外の職業についても基本手当日額の**30%**相当額を支給する制度も創設）
- ・多様な働き方に対応するための見直し
  - …通常労働者とパートタイム労働者の給付内容の一本化（所定給付日数の一本化）等
- ・再就職の困難な状況に対応した給付の重点化等
  - …就職が困難な実態にある壮年層の所定給付日数の改善（**35**歳以上**45**歳未満の離職者のうち一定条件に該当する特定受給資格者への給付日数の上乘せ）
  - …訓練延長給付制度における複数回受講制度の拡充  
従来の対象年齢：**45**歳以上**60**歳未満（**2001**年～**2004**年度末までの臨時措置）→**35**歳以上**60**歳未満の拡大（**2007**年度末まで）
- ・在職者への給付の見直し
  - …教育訓練給付  
従来の制度：雇用保険被保険者期間**5**年以上の者、給付率**8**割、上限額**30**万円  
見直し後：雇用保険被保険者期間**3**年以上の者、給付率**4**割、上限額**20**万円
- ・受給者の求職活動努力義務
  - …求職者給付の受給者が、職業能力の開発・向上を含め、誠実かつ熱心に求職活動を行い、職業に就くよう努めることを努力義務として法律上明記。  
（運用としては、**2002**年**9**月より、**4**週に**1**回の失業認定の際、申告書に求人への応募状況や職業紹介、職業指導状況等の求職活動の具体的記述がない限り失業の認定を

行わないこととしている。)

## ○「職業安定法」改正（2003（平成 15）年）

### －背景

- ・総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第 2 次答申」（2002.12）において、「雇用・労働」の分野について、経済・社会の構造変化に対応して雇用・労働市場の規制のあり方も、より市場を通じた雇用保障を拡充し、多様な就業・雇用形態に対応し得るような形に改革していくことが必要であることから規制改革の推進を図ってきたところであり、また、不良債権処理の加速に伴う雇用面のセーフティネットの拡充が急務であり、雇用情報の充実という観点から、職業紹介等の等の規制改革の早期実施が急務であるとされた。
- ・厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化等への対応するため、労働力需給の、迅速、円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、当該事業に係る規制の見直し等所要の措置を講じることとされた。

### －内容

- ・職業紹介事業の許可・届出制の見直し
  - …有料職業紹介事業・無料職業紹介事業の許可について、事業所単位から事業主（会社）単位に。
  - …特別の法律により設立された法人（商工会議所、商工会、農協等）が構成員のために行う事業について、届出制に緩和。
  - …地方公共団体が、自らの施策に関する業務に付帯して行う無料職業紹介事業について、届出で実施可能に。
  - …手数料徴収の対象となる求職者の範囲の拡大（熟練技能者の追加、科学技術者・経営管理者・熟練技能者についての年収要件を 1200 万円超→700 万円超に引下げ）
  - …兼業禁止規制の廃止（料理店業、飲食店業、旅館業、古物商業、質屋業、貸金業、両替業等について）

## ○「労働者派遣法」改正（2003（平成 15）年）

### －背景

- ・総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第 2 次答申」（2002.12）において、「雇用・労働」の分野については、「経済・社会の構造変化に対応して雇用・労働市場の規制のあり方も、より市場を通じた雇用保障を拡充し、多様な就業・雇用形態に対応し得るような形に改革していくことが必要であることから規制改革の推進を図ってきたところであり、この結果、一定の前進はあるが、労働者派遣制度、有期労働契約、裁量労

働制等に大きな課題が残されており、その改革が不可欠である。」とされた。また、「不良債権処理の加速に伴う雇用面のセーフティネットの拡充が急務であり、雇用情報の充実という観点から、職業紹介等の等の規制改革の早期実施が急務である。」とされた。

当該答申において、具体的には、①派遣期間の延長・撤廃、②派遣対象業務の拡大、③労働者派遣事業に関する規制緩和、④紹介予定派遣制度の見直しが挙げられた。

- ・労働政策審議会における改正法案建議の際、平成 11 年の労働者派遣法改正の際の基本的な考え方である労働者派遣事業制度の位置付けを維持する（臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策としての位置付け、派遣期間の一定の限定は、引き続き維持することが適当）との立場が示された。
- ・厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化等への対応するため、労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、当該事業に係る規制の見直し等所要の措置を講じることとされた。

#### 一 内容（派遣対象業務、派遣期間中心）

- ・派遣受入期間の延長（派遣受入期間が 1 年に制限されてきた業務について、最長 3 年まで派遣を受入れることが可能に）

…①一般的派遣業務（以下の②～⑧以外） 現行：1 年→最長 3 年まで

②ソフトウェア開発等政令で定める業務（専門的 26 業務）

現行：同一の派遣労働者について 3 年→制限なし

③3 年以内の有期プロジェクト 現行：プロジェクト期間内は制限なし：変更なし

④日数限定業務 現行：1 年→原則制限なし

⑤産前産後、育児休業を取得する労働者の業務

現行：2 年→制限なし

⑥介護休業を取得する労働者の業務 現行：1 年→制限なし

⑦製造業務 現行：適用対象外→2007 年 2 月末までは 1 年

（2007 年 3 月以降は最長 3 年）

⑧中高年齢者（45 歳以上の派遣労働者のみを従事させる業務）

現行：3 年（2004 年度末までの特例）→3 年

- ・派遣労働者への直接雇用の申し込み義務

…①派遣受入期間の制限がある業務

受入制限期間への抵触日以降も派遣労働者を使用しようとする場合は、派遣先には、抵触日の前日までに当該労働者に対して雇用契約の申し込み義務が発生。

②派遣受入期間の制限がない業務

同一の業務に同一の派遣労働者を 3 年を越えて受入れ、その業務に新たに労働者を雇入れようとする場合、派遣先には、当該派遣労働者に対して直接雇用契約申し込

み義務が発生。

・派遣対象業務の拡大

…①製造業務 2007年2月末までは1年（2007年3月以降は最長3年）

②医療関係業務 紹介予定派遣に限定

※港湾運送業務、建設業務、警備業務、紹介予定派遣以外の病院等における医療関係業務については、従来同様禁止。

・紹介予定派遣の見直し

①派遣就業開始前又は派遣就業期間中の求人条件の明示、②派遣就業期間中の求人・求職の意思の確認及び採用内定、③派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等の派遣先が派遣労働者を事前に特定することを目的とする行為、が可能となった

一方、④紹介予定派遣の場合は、同一の派遣労働者について6箇月を超える派遣が禁止され、⑤派遣先が紹介予定の派遣労働者を雇用しない場合等の理由の明示が義務化された。

・派遣労働者への労働・社会保険の適用促進、派遣労働者の職業訓練・能力開発に対する協力等

○「高年齢者等雇用安定法」改正（2004（平成16）年）

－背景

- ・少子高齢化の急速な進展に伴い、今後労働力人口の減少が見込まれる中で、我が国の経済社会の活力を維持するためには、高い就業意欲を有する高齢者がその知識・経験を活かし社会の支え手として活躍し続けることが重要。そのためには、高齢者が少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働きつづけることができる環境の整備が必要であるとされた。

－内容

- ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務化（平成18年4月1日施行）  
以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）の義務化

①定年の引上げ

年金（定額部分）の支給開始年齢引上げスケジュールに合わせ、平成25年4月1日までに段階的引上げ

I 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 62歳

II 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで 63歳

III 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで 64歳

V 平成25年4月1日以降 65歳

②継続雇用制度の導入

現に雇用している高年齢者が希望しているときは、事業主は、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度を導入しなければならない。但し、労使協定により対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、本措置を導入したものとみなす<sup>9</sup>。

### ③定年の定め廃止

- ・解雇等による高年齢離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化（平成 16 年 12 月 1 日から施行）

事業主都合の解雇等により離職することとなっている高年齢者等（45 歳以上 65 歳未満）が希望するときは、事業主は、当該高年齢者等の希望を聴き、その職務の経歴や職業能力等キャリアの棚卸しに資する事項や再就職援助措置等を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、交付しなければならない。

- ・労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化（平成 16 年 12 月 1 日から施行）

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合、やむを得ない理由により上限年齢（65 歳未満のものに限る。）を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければならない。

※やむを得ない理由…「労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針」（平成 13 年厚生労働省告示第 295 号）において限定的に列挙された同指針第 3 の 1 から 10 までのいずれかの場合に該当する理由。

- ・シルバー人材センター等が行う一般労働者派遣事業の手続きの特例（平成 16 年 12 月 1 日から施行）

シルバー人材センターが、届出（労働者派遣法の特例）により、臨時的かつ短期的又は軽易な就業に関する一般労働者派遣事業を行うことを可能とする。

---

<sup>9</sup> 事業主が労使協定締結のために努力したにもかかわらず調わないときは、大企業の事業主は、平成 21 年 3 月 31 日まで、中小企業の事業主は、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、就業規則等により高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入できることとされた。

## 1990年代の経済対策・雇用対策の概要

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
緊急経済対策	1992.3	<p>◎労働力需給が引締まり基調で推移する中、在庫、生産、企業の業況判断などに減速観が見られる中で決定。</p> <p>◎公共投資の促進、公的色彩を持つ民間企業の投資、省力化投資、住宅投資を促進し、個人消費の多様化、中小企業対策、資金調達環境の整備等により、調整過程にある我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共事業等の施行促進</li> <li>○民間設備投資の促進</li> <li>・電力・ガス事業における上乗せ・繰り上げ発注</li> <li>○省力化投資の促進</li> <li>・政府系金融機関の融資制度の創設・拡大等</li> <li>○個人消費、住宅投資の促進</li> <li>・労働時間短縮、住宅金融公庫融資制度の拡充等</li> <li>○中小企業対策</li> <li>○資金調達環境の整備</li> </ul>				
総合経済対策	1992.8	<p>◎我が国経済は、個人消費、設備投資など最終需要を中心に停滞しており、資産価格の下落もあって厳しい状況に直面。労働需給も一部に緩和の動き。</p> <p>◎株価と不動産価格の大幅な低下から金融機関の不良債権が増大し、金融機関の融資対応能力の低下や金融システムの安定性の問題、その実体経済への影響が懸念されるに至った。こうした中で、1993年3月末のBIS自己資本比率8%以上の基準への対応も必要。</p> <p>◎総合経済対策は、現在調整過程にある我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共投資等の拡大</li> <li>○住宅投資の促進</li> <li>・住宅金融公庫等の融資制度の拡充</li> <li>○民間設備投資の促進</li> <li>・設備投資減税、政府系金融機関の活用等</li> <li>・電力・ガス・NTT・KDD等の設備投資の追加等</li> </ul>	<p>総規模 10.7兆円(公共投資等 8.6兆円)</p>	(「総合経済対策」に盛り込まれた事項)		<p>○企業の雇用維持支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金の支給対象となる業種指定基準に暫定措置を設け、業種指定を機動的に行う。事業転換や能力向上のための教育訓練、出向、一時休業により雇用維持努力を行う事業主に対し助成する。</li> <li>○産業・企業間における「失業なき労働移動」の円滑化</li> <li>・事業主等に対する出向等に係る情報の収集・提供及び産業別団体の取組みを推進し、失業を経ない労働移動を円滑化。</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
総合的な経済対策の推進について	1993.4	<p>○中小企業対策</p> <p>○雇用対策</p> <p>○金融システムの安定性の確保</p> <p>・金融機関の不良債権問題への対応等金融システムの安定性の確保のための自己資本充実手段の拡充及び証券市場の活性化、金融制度改革等</p> <p>◎我が国経済は、バブル経済の崩壊の影響もあって、依然として低迷。</p> <p>◎経済対策は、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させる。</p> <p>○公共事業等の施行促進・拡大</p> <p>○社会資本整備の新たな展開</p> <p>・都市再開発や快適な生活環境の形成に資する下水道等事業、大学、研究所、情報化、医療、社会福祉、官庁や宿舍の整備等社会資本整備、財政投融资の活用</p> <p>○住宅投資の促進</p> <p>・住宅金融公庫融資、税制等の拡充</p> <p>○民間設備投資の促進</p> <p>・政府系金融機関の融資の活用、税制上の措置</p> <p>・電力・ガス、NTT・KDD等の設備投資の追加等</p> <p>○中小企業対策等</p> <p>○雇用対策</p> <p>○規制緩和</p> <p>・公的規制の目的・内容の緊急見直し、許認可等の大幅整理</p> <p>○金融システムの安定性の確保</p>	総規模 13兆円超	(「総合的な経済対策」に盛り込まれた事項)		<p>○企業の雇用維持支援</p> <p>・雇用調整助成金制度の助成率の引上げ、対象事業主の拡大等制度の活用、充実</p> <p>○中高年齢者などの雇用の安定を図る</p> <p>・特に中高年齢者などの雇用に重点を置いた雇用就業機会の確保、教育訓練等能力開発対策の充実</p> <p>・ホワイトカラーの職務分析と教育訓練手法の開発、モデル的な教育訓練、キャリアアカウゼン等々のモデル事業を推進し、成果を全国に発信する「生涯能力開発センター」の設置、遠隔教育訓練の実施、中高年齢者自らが行う能力開発を支援するため中高年齢労働者受講奨励金の拡充等</p> <p>○省力化、効率化投資による生産性の向上、労働時間の短縮</p> <p>・事業主に対する指導援助</p>
緊急経済対策	1993.9	<p>◎非自民党政権の細川政権下の経済対策。経済対策として初めて規制緩和が前面に打ち出された。</p> <p>◎我が国経済は、個人消費や民間設備投資の低迷に加え、急激な円高や災害、異常気象による影響もあって、回復に向けた動きにも足踏みがみられる。</p> <p>◎経済の先行きに対する中期的な不透明感も広がるなど今後の景気回復には予断を許さないものがある。</p> <p>◎経済の緊急状況を克服し、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させていくことは喫緊の課題。</p> <p>◎生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構</p>		(「緊急経済対策」に盛り込まれた事項)		<p>○企業の雇用維持努力の支援。</p> <p>・雇用調整助成金の支給対象となる業種指定の緩和措置を延長する等</p> <p>○中高年齢ホワイトカラー労働者の雇用の安定等</p> <p>・転職に必要な職業訓練の実施、出向に係る情報提供・出向先の斡旋の支援等を図り、産業、企業間における失業を経ない円滑な労働移動を図る</p> <p>・リストラの進展による雇用不安を招かないよう、事業主に對する適切な指導援助</p> <p>・職種転換のための能力開発を支援する給付金制度を拡充</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
		<p>築、活力ある社会を創造するための経済発展基盤の整備、調和ある対外経済関係の形成等中長期的課題の解決に向けて一歩を踏み出す。</p> <p>○規制緩和等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内需の拡大、輸入の拡大の観点からの、幅広い分野にわたる公的規制の緩和（これまでのように個別分野に限定せず）</li> <li>○円高差益の還元</li> <li>・公共料金、一般輸入消費財等</li> <li>○厳しい経済情勢への対応と調和ある対外経済関係の形成</li> <li>・社会資本の整備</li> <li>・住宅投資の促進</li> <li>・構造調整に資する設備投資の促進（流通構造の改善、企業の構造調整（省力化・合理化・省エネルギー、環境保全、研究開発等の分野）等）</li> <li>・中小企業対策</li> <li>・雇用対策 等</li> </ul> <p>●これまでの経済対策においては、民間設備投資の促進については、電力・ガス事業、通信事業を中心とした公共的事業実施企業について言及されてきたが、本対策以降、こうした言及はなされなくなった。</p> <p>●本対策は、これ以前の対策と比較すると、規制緩和の重視と併せて公的企業への影響力の縮小という点で方針を転換するものといえる。</p>		雇用対策トータルプログラム	1994.1	<p>○雇用機会が不足している地域において新分野開拓等を行う企業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模雇用開発促進助成金(大規模雇用開発プロジェクト計画に基づいて事業所を設置し、50人以上の雇用の場の開発を行った事業主に対する助成)、地域雇用環境整備助成金（労働大臣の認定を受けた雇用構造改善プロジェクト計画に基づいて事業所を設置・整備し、良質で魅力ある雇用の場を開発する事業主に対する助成）の活用</li> <li>○新規学卒者の雇用の確保を図るための求人開拓</li> <li>○求職者の早期再就職を図るための機動的な職業紹介等運営の改善</li> <li>○省力化、効率化投資等による生産性の向上、労働時間短縮</li> <li>・事業主に対する指導援助の拡充</li> </ul>
-	-			雇用支援トータルプログラム	1994.1	<p>○企業の雇用維持努力が限界に達し、希望退職、解雇等激しい雇用調整が懸念される中、中高年齢者を中心とした雇用不安の拡がり、新規学卒者等の雇用機会の減少など全般的な不況の下での新たな雇用機会の不足</p> <p>○雇用維持支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金の業種指定基準の緩和、失業なき労働移動の支援、職業能力開発による雇用維持支援 等</li> <li>○離職者の再就職促進</li> <li>・高齢者、障害者など就職困難者の雇入れを対象とした特定求職者雇用開発助成金制度の拡充（年齢要件 55歳→45歳、助成率の引上げ）、未就職卒業生相談コーナーの拡充、再就職促進手当拡充 等</li> <li>○新たな雇用機会の開発の支援</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
総合経済対策	1994.2	<p>◎バブル経済の崩壊の影響もあって、ストック調整が長期化する一方、雇用情勢にも厳しさが見られることに加え、内外経済環境の変化が経済の中期的な不透明感、閉塞感を生み出し、民間部門の心理を大きく萎縮させている。</p> <p>○景気浮揚のための内需拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・住民税の特別減税（1994年度限り）</li> <li>・公共投資等の拡大</li> <li>・住宅投資の促進（住宅金融公庫融資、税制の拡充等）</li> <li>・民間設備投資を促進するための税制上の措置（中小企業設備投資、省力化・合理化投資）</li> </ul> <p>○課題を抱える分野における重点的施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の有効利用の促進</li> <li>・中小企業対策等</li> <li>・雇用対策</li> <li>・金融・証券市場に関する施策（不良資産の処理促進等）</li> </ul> <p>○経済活力の喚起のための発展環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制緩和等の推進（公的規制の計画的緩和等）</li> <li>・新規産業創出の促進と発展への支援</li> <li>・地域の視点に立った経済の活性化（各地域の実情を踏まえた公共投資の拡大、地方拠点都市地域の整備等）</li> <li>・調和ある対外経済関係の形成（輸入の促進等）</li> </ul> <p>●本対策以降、バブル崩壊後の資産価格の下落の中でも、一貫して掲げられてきた「インフレなき成長経路への移行」は記載されなくなった。</p> <p>●本対策以降、1993年9月の「緊急経済対策」の基本的方針が踏襲されるようになった。</p> <p>一国民の生活の質の向上や研究開発基盤等の充実に配慮した公共事業の実施、住宅投資の促進、中小企業対策、雇用対策等従来から実施されてきたものに加え、規制緩和の促進、不良債権処理を中心とした金融・証券市場に関する施策が対策の柱に。</p>	総規模 15兆円超（公共投資事業規模7.2兆円）	（「総合経済対策」に盛り込まれた事項）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用開発助成金（雇用機会が不足している指定地域内に事業所を設置・整備して当該地域の居住者等を雇入れる事業主に対し、新規雇用労働者に関する賃金助成、機械・設備購入等費用等の助成）等の拡充、中小企業の雇用環境整備支援、労働時間短縮支援等</li> </ul> <p>◎本対策による経済の活性化を通じ雇用の拡大を図るとともに、最近の雇用失業動向を踏まえ、雇用の安定に万全を期するため、「雇用支援トータルプログラム」を速やかに実施するなど、総合的雇用対策を推進。</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
緊急円高・経済対策	1995.4	<p>◎最近の急激な為替レートの変動は、緩やかながら回復基調をたどっている我が国経済の先行きに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>○機動的な内需の振興（景気の先行きに生じている不透明感を払拭し、回復基調をより確実なものとする、中長期的発展を確保する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業等の積極的施行</li> </ul> <p>○規制緩和の前倒し、輸入促進等（縮小傾向にある經常収支黒字をさらに大幅に削減するとともに、市場アクセス改善を促進する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○円高メリットの迅速な浸透、円高の被害対策、経済フロンティアの拡大、金融・証券市場対策</li> <li>・中小企業対策、雇用対策等</li> <li>・研究開発のインフラ整備、高度情報通信社会の推進等</li> <li>・金融機関の不良債権処理の早期処理等（概ね5年の間に積極的処理、問題解決の目処をつける等）</li> </ul>	1995年度補正予算を編成			<p>◎雇用調整助成金の特例措置の継続</p> <p>○「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」の施行（1995.7.1）後直ちに事業主が法に基づき助成・援助措置（認定を受けた事業主が事業転換等に係る雇用安定事業の対象となる教育訓練を実施する場合の支援、特定不況業種離職者求職手帳所持者を継続雇用を予定して雇入れる事業主に対する助成金の支給等）を活用できるよう措置する。</p> <p>○高付加価値分野、新分野創造を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主の訓練ニーズに沿ったコースの公共職業能力開発施設での設定</li> </ul>
緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策（報告）	1995.6	<p>◎4月に策定された対策を補強等するもの。新規に追加された主な事項は下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別減税（1996年度における所得税及び個人住民税の特別減税の継続）</li> <li>○新総合的雇用対策の実施</li> <li>○金融システムの安定性の確保</li> <li>・金融機関の破綻処理等については、公的資金など公的な関与のあり方を含め、検討を開始</li> </ul>	1995.7	（「緊急円高・経済対策」の具体化・補強を図るための諸施策」に盛り込まれた事項）		<p>◎「新総合的雇用対策」の実施</p> <p>円高による国民生活への影響に配慮した雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな失業の発生防止（雇用維持）</li> <li>・雇用調整助成金の特例措置の継続</li> <li>・「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」の施行（1995.7.1）後直ちに事業主が法に基づき助成・援助措置を活用できるような措置（高炉製鉄、自動車部品製造等42業種、対象103万人）</li> <li>・雇用維持の方策について労使を含む都道府県レベル、地域レベルのコンセンサスを形成するため、それぞれ「円高等雇用対策協議会」、「円高等雇用対策連絡協議会」を開催</li> <li>○新規学卒者、未就職学卒者の就職対策の促進</li> <li>・職場実習等の体験を通じた就業機会の拡大、職業訓練の実施等</li> <li>○高付加価値分野、新分野創造を担う人材の育成</li> <li>・事業主の訓練ニーズに沿ったコースの公共職業能力開発施設での設定</li> </ul>
経済対策	1995.9	◎景気回復スピードは過去の景気回復局面と比較しても極めて緩やかであり、最近の景気は足踏み状態が続	事業規模 14.22兆円	（「経済対策」に盛り込まれ		◎中小企業の活力を活かした雇用機会の創出・人材確保 ・雇用管理の改善に関する計画を作成し、認定を受けた

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
		<p>くなかで、弱含みで推移。特に、雇用面や中小企業分野では厳しい状況が続いている。</p> <p>◎これまでの累次の経済対策にもかかわらず景気が十分回復していない理由としては、<u>資産価値の下落が家計、一般企業の負担感を高め、金融機関の不良債権の増大を招いたこと、内外価格差、生産性の部門間格差等の構造的な問題の存在や急激な円高等があげられる。</u></p> <p>○思い切った内需拡大（先行き不透明感の払拭と消費者・企業マインドの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業の推進、住宅投資の促進、財政投融资資金の活用による公共事業の円滑な実施等</li> <li>○直面する課題の克服</li> <li>・土地の有効利用の促進、中小企業対策等、雇用対策等</li> <li>○経済構造改革の一層の推進</li> <li>・研究開発、情報化の推進（インフラ整備）、新規事業の育成、規制緩和、輸入・対日投資の促進等</li> </ul>	(公共事業費 <b>12.81兆円</b> )	た事項)		<p>中小企業事業主に対する助成金支給等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材高度化支援事業等新分野展開を担う人材育成の推進</li> <li>・公共職業能力開発施設において、事業主団体等のニーズに応じたオーダーメイド型訓練の実施、事業主団体による訓練実施への助成等</li> <li>○新規卒卒者、未就職者の就職支援</li> <li>・全都道府県への学生職業相談室の設置による相談、情報提供の実施</li> <li>○失業なき労働移動の支援</li> <li>・業種雇用安定法に基づく特定不況業種事業主に対する支援等</li> <li>○早期再就職のための特別対策</li> <li>・中高年失業者の事業主への委託訓練対象年齢の引下げ（55歳→45歳）</li> </ul>
21世紀を切り開く緊急経済対策	1997.11	<p>◎公共事業の追加等からなる累次の経済対策によって景気を下支えしてきたにもかかわらず、景気回復の軌道には乗っていない。その結果、我が国財政は主要先進国の中で、最悪の危機状況に。</p> <p>◎旧来の発想を、<u>180度転換し、民間活力を中心に21世紀に向けた新たな経済政策の展開を図ることが必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○規制緩和を中心とした構造改革</li> <li>○その他、土地の取引活性化・有効活用、中小企業対策、科学技術の振興、市場アクセス改善の加速化、税制の見直し、民間活力を活用した社会資本整備その他の施策</li> </ul>		「21世紀を切り開く緊急経済対策」に盛り込まれた雇用対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働者派遣事業、有料職業紹介に関する規制緩和</li> <li>・労働者派遣事業については、対象業務のネガティブリスト化、派遣期間、労働者保護措置等全般的な見直しを進める。有料職業紹介については、取扱業務の拡大等について検討を開始する。</li> <li>○雇用調整金制度の活用による機動的な雇用対策の実施</li> </ul>
総合経済対策	1998.4	<p>◎我が国の資本、人材、技術等の優れた経済資源が最も適に活用され、時代のニーズに円滑に対応できる柔軟で創造的な経済構造を構築する必要がある。民間部門がその活力を最大限に発揮できるようにするとともに、弱者の保護にも配慮しつつ自己責任の原則を貫徹する条件を整えるなど、我が国経済の発展基盤を整備する。そのため、<u>規制緩和を強力に推進するの</u>に加え、ベンチャー企業育成、中小企業対策、雇用対策等を講じる。</p>	事業規模 <b>16.7兆円</b> (社会資本整備 <b>7.7兆円</b> 、減税 <b>4.6兆円</b> )	「総合経済対策」に盛り込まれた雇用対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「緊急雇用開発プログラム」の実施により、雇用の安定や人材の育成を図り、雇用の先行き不安を払拭するための施策を講じる。</li> <li>・雇用維持支援（雇用調整助成金拡充）、失業なき労働移動の支援、企業内における職業能力開発、労働者の主体的能力開発支援</li> <li>・「ホワイイトカラエ等雇用支援ネットワーク」等の強化（専門資格を有する職業相談カウンセラーの拡充、特定求職者雇用開発助成金の拡充等離職者の再就職の</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
緊急経済対策	1998.11	<p>○短期的に十分な需要喚起、21世紀の多様な知恵の時代にふさわしい社会の構築に向け、供給サイドの体質強化</p> <p>○財政構造改革法の凍結</p> <p>○金融システム安定・信用収縮対策等</p> <p>・金融機関の資本増強制度の実効ある運用等</p> <p>○21世紀型社会の構築に資する景気回復策</p> <p>・先端電子立国の形成</p> <p>・住宅投資促進（住宅金融公庫融資の拡充等）</p> <p>・新規開業促進を含む産業再生・雇用対策</p> <p>・社会資本整備</p> <p>○恒久的な減税等</p> <p>・個人所得税の最高税率50%への引下げ等 4兆円規模の恒久減税、法人課税の99年度から実効税率40%への引下げ</p> <p>○アジア諸国の通貨危機等への対応</p>	事業規模 17.9兆円（社会資本整備 8.1兆円、他に減税 6兆円超）	（「緊急経済対策」に盛り込まれた雇用対策）		<p>促進、公共職業訓練の機動的・弾力的実施等）</p> <p>・ベンチャー企業等中小企業、雇用環境の厳しい地域における雇用創出支援</p> <p>・労働行政関係機関における夜間等の緊急雇用労働相談・支援窓口の設置、未払賃金立替払の迅速化、地域における育児・介護情報提供機能の強化等</p> <p>○労働者派遣事業、労働者募集の見直し</p> <p>・労働者派遣制度について、ネガティブリスト化の範囲の限定、育児休業特別労働者派遣における派遣期間の制限の見直し、高齢者特別派遣における派遣期間の制限及び対象業務の見直し</p> <p>・通勤圏外の労働者の直接募集に係る許可制の見直し</p>
						<p>○失業者を増やさない雇用と起業の促進（100万人規模の雇用の創出・安定）</p> <p>○雇用活性化総合プランの実施、労働移動に対応するための施策（労働者派遣法の改正、職業安定法の見直し等）を通じた労働力需給調整機能の強化等）の実施</p> <p>○「雇用活性化総合プラン」の概要</p> <p>1 総量としての雇用の場の拡大（新規雇用創出対策）</p> <p>・新分野進出等を行う中小企業の支援強化</p> <p>・緊急雇用創出特別基金による雇用情勢に応じた中高年の非自発的失業者への雇用機会の提供</p> <p>・成長15分野（医療・福祉、情報通信、環境、住宅等）への円滑な労働移動のための支援の実施</p> <p>・人材マッチングや情報提供等ベンチャー企業等振興のための総合的な支援の実施、女性・高齢起業家支援等</p> <p>2 労働者の就職支援対策（エンプロイアビリティの向上）</p> <p>・中高生労働者雇用対策（各種講習・カウンセリング、ミスマッチ解消モデル事業、民間教育訓練を活用した職業訓練等（中高年求職者就職支援プロジェクト））</p> <p>・若年者雇用対策（早期離転職者のための相談等積極的就職支援）</p> <p>・障害者雇用対策（医療機関との連携、雇用と福祉の連携、在宅就労支援）</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用対策</li> <li>・能力開発対策（公共職業訓練機関における夜間コースの導入等離職者訓練の拡充、主体的能力開発支援等）</li> </ul> <p>3 労働力需給のミスマッチの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済団体と連携した求人情報のネットワーク化、公共職業安定所における求職者の自己検索端末の導入等による職業紹介の円滑化、高齢者マッチング支援事業による高齢者の就業の増大が見込まれる業種への就職促進等）</li> </ul> <p>4 失業中のセーフティネットの確保（失業給付期間の訓練中の給付延長措置（訓練延長給付）の拡充等）</p> <p>5 「緊急雇用開発プログラム」の更なる推進</p>
				緊急雇用対策 （産業構造転換・雇用対策本部）	1999.6	<p>◎70万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の拡大</p> <p>〔雇用対策部分〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間企業による雇用の創出と迅速な再就職の推進</li> <li>・民間企業による雇用機会の創出</li> </ul> <p><u>新規開業ベンチャー企業への紹介の強化、新規・成長分野において非自発的失業者を前倒し雇用する場合等の支援、緊急雇用創出特別基金の活用等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミスマッチの解消、円滑な労働移動</li> </ul> <p><u>改正職業安定法、労働者派遣法改正案の早期成立、民間職業紹介を活用した雇用情報ネットワークの構築、中高年齢者の失業なき労働移動支援の強化等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な再就職の促進</li> </ul> <p>中高年齢者等の再就職の促進（「キャリア交流プラザ」の主要都市への設置による民間の職業紹介機関と公共機関等との連携）、中高年齢者就職支援プロジェクトの拡充、公共職業安定所と労働基準監督署の連携による求人開拓、雇用創出への相談・支援</p> <p>○国、地方公共団体による臨時応急の雇用、就業機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急地域雇用特別交付金の創設（地方公共団体における臨時・応急の雇用就業機会の確保、NPOの活用）等</li> <li>○人材資源の活性化</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
経済新生対策	1999.11	<p>◎昨年来、大規模かつ迅速な経済政策によってデフレスパイラルに陥りかねない厳しい経済状況からの脱却に努めてきた。</p> <p>◎公需から民需への円滑なバトンタッチが行われ、民需中心の本格的な回復軌道に乗せるための新規需要を創出（民需喚起、公的投資拡充、雇用不安払拭等）</p> <p>◎構造改革の方向を決定的にし、情報化・高齢化に対応</p> <p>◎戦略的重点的技術開発の推進（ミレニアムプロジェクト等）</p> <p>◎規制緩和・制度改革</p> <p>◎その他（中小企業・ベンチャー企業新興（中小企業法の理念の転換）、雇用対策、少子化・高齢化対策等、年金改革、21世紀の新たな発展基盤の整備（公共事業、住宅投資促進、情報通信基盤整備等）、金融市場の活性化</p>	<p>事業規模 18兆円程度（社会資本整備 6.8兆円程度、介護対策 0.9兆円程度）</p>	<p>（「経済新生対策」に盛り込まれた雇用対策）</p> <p>〔対象期間 15ヶ月間〕</p>		<p>◎70万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の拡大</p> <p>○中小企業の創業支援等による雇用創出・安定対策</p> <p>・中小企業の創業支援による雇用機会の創出</p> <p>地域の特性を活かした成長分野や地場産業など先導的な中小企業の人材開発、労務管理支援等による雇用機会創出支援、創業についての意識啓発、離職者の創業による再就職のための能力開発の推進等</p> <p>・中小企業の基盤強化による雇用機会の拡大と安定</p> <p>新規成長分野に係る事業所や求職者に対する総合的な支援を行う「新規・成長分野人材サービスセンター」の設置による人材の確保、円滑な労働移動の促進、雇用管理支援、中小企業の個々具体的な人材ニーズに応じた専修学校等を活用した能力開発の推進、創業中小企業に対する人材育成プラン作成による支援等</p> <p>○「21世紀人材立国計画」の推進等</p> <p>・地域において産学官が集結し、各人の有する多様な職務経歴等に応じた最適な教育訓練機会の開発整備</p>
		<p>主なる内容</p> <p>・自主選択方式に対応できるようにするための能力開発事業の実施</p> <p>中高年ホワイトカラー等の非自発的失業者が専修学校等の民間教育訓練機関が実施する教育訓練の中から自主選択により受講できる制度の実施、教育訓練給付制度における大学、大学院等で行われる科目等履修コースへの対象拡大等</p> <p>・学卒未就職者に対する早期就職支援・能力開発支援事業の実施</p> <p>学生職業センター等において一人一人の希望・適性を踏まえた求人確保、実践講習、面接会の実施、民間教育訓練機関等の訓練の無料提供</p> <p>・長期リフレッシュ休暇制度の早期導入の検討</p> <p>○雇用保険の改革</p> <p>・失業給付の見直しと雇用保険の安定的運営の確保</p> <p>リストラ等により離職を余儀なくされた中高年齢者など再就職の緊要度の高い者への給付の重点化</p> <p>・雇用調整助成金の重点化</p> <p>対象業種を景気の変動等による一時的な雇用調整への対応に重点化</p>				<p>主なる内容</p> <p>・自主選択方式に対応できるようにするための能力開発事業の実施</p> <p>中高年ホワイトカラー等の非自発的失業者が専修学校等の民間教育訓練機関が実施する教育訓練の中から自主選択により受講できる制度の実施、教育訓練給付制度における大学、大学院等で行われる科目等履修コースへの対象拡大等</p> <p>・学卒未就職者に対する早期就職支援・能力開発支援事業の実施</p> <p>学生職業センター等において一人一人の希望・適性を踏まえた求人確保、実践講習、面接会の実施、民間教育訓練機関等の訓練の無料提供</p> <p>・長期リフレッシュ休暇制度の早期導入の検討</p> <p>○雇用保険の改革</p> <p>・失業給付の見直しと雇用保険の安定的運営の確保</p> <p>リストラ等により離職を余儀なくされた中高年齢者など再就職の緊要度の高い者への給付の重点化</p> <p>・雇用調整助成金の重点化</p> <p>対象業種を景気の変動等による一時的な雇用調整への対応に重点化</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<p>・各人・各企業のニーズに応じた最適な教育訓練の斡旋を行うシステムを先導的に構築。特に、新たな事業展開を担う人材の育成を図る中小企業や自ら新たな雇用機会（事業）を創出する高齢者に対する特別の支援の実施等</p> <p>○雇用機会の創出、就職支援対策</p> <p>・大規模なリストラの実施により大きな影響を受ける地域における雇用創出を図るため「特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金（仮称）」を創設（当該対象事業所を離職した労働者を雇入れた場合の助成措置）。</p> <p>・介護分野での雇用機会の創出等を強力に進めるため、介護分野での雇用機会創出支援、介護労働者の能力開発等の総合的実施（法改正）。</p> <p>・早期離職者の就職促進を図るため「若年早期離職者相談コーナー」を増設</p> <p>○早期再就職の促進とセーフティネットの確立</p> <p>・官民一体の労働需給調整機能の強化（改正職業安定法、改正労働者派遣法による民間部門の活動促進、公共職業安定所の情報提供機能の充実、失業なき労働移動の支援等）</p> <p>・雇用保険の安定的運営の確保、一層の就職促進に資するものとするための法改正の実施</p> <p>・中高年齢者の再就職の援助、定年の引上げ等の導入による65歳までの雇用の確保を図るための法改正の実施</p> <p>○安心して働けるゆとりある勤労者生活の実現</p> <p>・長期休暇制度の早期導入への取組み（国民的な運動、調査研究等）</p> <p>○少子化・高齢化対策、年金改革</p>
				ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策	2000.5	<p>○緊急雇用対策（1999.6）の「70万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の拡大」をより確実なものとする（今後1年間において少なくとも35万人程度の雇用・就業機会の増大の現実化を図る）。</p> <p>○雇用情勢は、完全失業率が過去最高水準となるなど、依然として厳しい状況。景気の回復を雇用の回復に結びつけることが重要。情報通信技術や介護関連の分野等において、大幅な求人増が見られる。これら今後成長の見込まれる新たな産業に必要な人材を早期育成し、その就</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<p>職促進を図ることが重要。(今後1年間に集中して実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職業能力、産業界のミスマッチの解消－成長分野等に重点を置いた就職促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練の拡大による働く人すべてのIT化対応の促進と就職の促進</li> <li>-<u>専修学校・各種学校との連携強化、夜間訓練コース開設等による情報通信関連等コースの拡充強化</u>等</li> <li>-<u>新規・成長分野雇用創出特別奨励金（新規・成長15分野の事業主が前倒し雇用等を実施した際に支給）の抜本的拡充</u></li> </ul> </li> <li>助成対象に職業訓練受講者、学卒未就職者を従来からの非自発的離職者に追加、年齢要件の緩和（30～59歳→60歳未満）、助成金額の増額</li> <li>○雇用機会創出支援対策の強化</li> <li>・中小企業労働力確保法や改正介護労働者法に基づく支援措置</li> <li>○学卒未就職者対策の強化</li> <li>・<u>学卒未就職者を対象とした事業主や民間教育訓練機関への委託訓練</u></li> <li>・<u>学卒未就職者の採用後の能力開発の支援の創設</u></li> </ul> <p>○雇用維持、非自発的失業者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間尊重の観点から、企業が社会的責務を果たすよう労使への働きかけの強化</li> <li>・緊急雇用創出特別奨励金の全国発動要件の緩和等</li> <li>-全国発動要件の単月で5.0%以上への緩和等</li> </ul> <p>○ミスマッチの解消－官民の労働力需給調整機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>官民の情報を一元的に提供できるネットワークの構築（官民連携し中高年ホワイトカラーの主體的な求職活動を支援するキャリア交流プラザにおいて一元提供。段階的に官民情報の一元提供システムの構築を検討）</u></li> <li>・求人年齢制限の緩和に向けた指導・啓発</li> <li>・民間機関の活用による労働力需給調整機能の強化（改正労働者派遣法、改正職業安定法の施行）</li> </ul> <p>○雇用保険制度の改革等によるセーフティ・ネットの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高年リストラ層への求職者給付の重点化（雇用保険</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
日本新生のための新発展政策	2000.10	<p>◎一昨年以来の大規模かつ迅速な経済対策により、デフレスパイラルに陥りかねない危機的状況を脱却</p> <p>◎景気に今一押し活力を与え、しっかりとした自律的回復軌道に乗せる(急激な公需の落ち込みを避ける)</p> <p>◎我が国が多様な情報と個性の沸き立つ知恵の社会に飛躍するための構造改革と意識変革の方向を明確にする。</p> <p>○IT革命の飛躍的推進</p> <p>○循環型社会の構築など環境対応</p> <p>○高齢化対策</p> <p>○都市基盤整備</p> <p>○産業新生のための事業環境整備(企業法制等整備(商法改正)、構造変化に対応した雇用システムの整備、創造的技術革新のための基盤整備(大学の競争力強化、競争的資金の拡充、産学官連携のための人材流動化)、中小企業対策、金融システムの安定化・金融市場の活性化等)</p>	事業規模 11兆円程度(社会資本整備 4.7兆円程度)	(「日本新生のための新発展政策」に盛り込まれた雇用対策)		<p>制度改革)</p> <p>・在職中からの再就職支援の強化(改正高年齢者雇用安定法の円滑な施行)</p> <p>○IT革命の飛躍的推進のための施策</p> <p>・ITに係る公共職業訓練の拡充等</p> <p>○活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高年齢化対応のための施策</p> <p>・中高年齢者を一定期間試行的に受け入れる事業主への支援、職場のバリアフリー化の推進等</p> <p>○ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備</p> <p>・インターネットを活用した職業紹介の推進</p> <p>・公共職業安定所と民間職業紹介事業者の連携による求人・求職情報の一元化を図り、2001年度から運用を開始</p> <p>・良好な雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進による雇用の安定を確保する等の観点から国と地方の連携強化を図りつつ雇用対策法等の雇用関連法改正案の次期通常国会への提出</p> <p>・雇用保険3事業の各種給付金の助成内容の重点化・体系化等の見直し</p> <p>・個人主導の能力開発の支援の強化(キャリア形成支援、評価の仕組みの構築の促進)</p> <p>・求人と求職のミスマッチの解消の促進(中高年失業者等に対する求人未充足分野に係る高度な専門知識・技能の訓練機会の確保、中高年ホワイトカラー非自発的失業者の再就職支援、高校新卒者に対する就職準備講座等)</p> <p>・雇用形態の多様化に対応した労働者派遣の充実の検討</p>
緊急経済対策	2001.4	<p>◎財政金融両面にわたる政策努力もあり、1999年初の景気の谷以降の景気の緩やかな改善。生産・企業収益、民間設備投資など企業部門の復調にもかかわらず、雇用・所得環境の改善は遅れ、個人消費の回復は見られない。</p> <p>◎バブル崩壊後における証券市場や不動産市場の低迷は、バランスシート調整を長引かせる要因となったが、同時に構造的な問題を浮き彫りにした。</p> <p>○資産市場の抱える構造問題の解決のための対策(金融再生と産業再生、証券市場の構造改革、都市再生、</p>		(「緊急経済対策」に盛り込まれた雇用対策)		<p>○雇用の創出とセーフティネットの整備</p> <p>○雇用面のセーフティネットの整備</p> <p>・緊急雇用創出特別奨励金の要件緩和及び新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充措置の延長</p> <p>・介護・福祉分野等の新規・成長分野を中心とした中高年ホワイトカラー・離職者向け民間委託訓練コースの充実等</p> <p>・IT関連の能力開発機会の確保、提供事業の拡充、ITインストラクターの計画的育成による中小企業のIT訓練体制整備の支援</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
		<p>土地の流動化等)</p> <p>○長期的な経済活力を引き出す規制・制度改革やイノベーションへの取組み、それらによる新市場の開拓と雇用の創出 (IT、医療システム、保育・介護、循環型社会)、雇用のセーフティネットの整備 (雇用対策) 等</p>				<p>中高年齢者を中心に倒産・解雇等による離職者に対し、一般の離職者より手厚い給付日数を確保すること等を内容とした改正雇用保険法の円滑な施行 (20014.1 施行)</p> <p>・大量離職者発生事案等の場合の在職中からの支援の実施による失業なき労働移動の援助</p> <p>・官民連携した雇用情報システム (「しごと情報ネット」) の早期実施</p> <p>・経済社会の変化に対応し、円滑な再就職を促進し、職業の安定を図っていくため、事業主による離職予定者の計画的な再就職支援の促進や募集・採用時の年齢制限緩和に向けた事業主の取組の促進を図ること等を内容とする雇用対策法等改正案の早期成立</p> <p>○調整機能強化のための規制改革</p> <p>・労働者派遣事業の対象業務・派遣期間等の規制の在り方に係る検討</p> <p>・高齢者、障害者等就職困難者を雇い入れた場合に助成する特定求職者雇用開発助成金等の公共職業安定所紹介要件の緩和</p>
				<p>総合雇用対策 (「産業構造改革・雇用対策本部」、雇用対策部分)</p>	<p>2001.9.20</p>	<p>◎7月の完全失業率が5.0%となるなど、雇用情勢を始めとして一層厳しさを増している。今後、不良債権処理の進展に伴い、雇用情勢が更に悪化する可能性も否定できない。痛みを最小限に抑えながら、新しい成長の基盤を構築していくことが必要。</p> <p>◎雇用の受け皿整備のため、思い切った規制・制度改革を通じた新市場・新産業の育成 [雇用対策部分]</p> <p>○雇用のミスマッチ解消のための施策</p> <p>・ミスマッチ解消のための官民の連携の強化 (官民連携した求人情報のインターネット (「しごと情報ネット」) による提供、民間職業紹介事業所との連携による再就職の促進等</p> <p>・個人の主体的な能力開発を推進するシステムの整備</p> <p>-各都道府県のキャリア形成支援コーナーやハローワーク等へのキャリア・カウンセラーの配置</p> <p>-中高年離職者を主な対象として5年間で5万人程度のキャリア・カウンセラーの養成、教育訓練給付指定講座の拡充 (大学、大学院等における高度な社会人向け</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<p>教育訓練コースの指定拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活力を活かした多様な能力開発機会の確保・創出</li> <li>-大学・大学院、事業主、NPO等を含むあらゆる教育訓練資源の最大限の活用を通じた中高年離職者の雇用に結びつく効果的な職業能力開発</li> <li>-離職者向けのIT化に対応した職業能力開発の拡充</li> <li>-起業や新分野展開を支援するための人材養成及び相談援助</li> <li>-インターンシップの活用、学卒未就職者等の試行就業支援を通じた能力付与</li> <li>・中高年齢者等の就業促進</li> <li>-改正雇用対策法に基づく募集・採用の年齢制限緩和の努力義務の10月1日からの施行の周知</li> <li>-中高年齢者の共同による事業創設とそこでの継続的な雇用創出の支援</li> <li>-職場適応援助者（ジョブコーチ）の支援による障害者の雇用促進</li> <li>・女性が働き続けられる経済社会基盤の構築</li> <li>-地域における育児の相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの設置促進</li> <li>・就業形態の多様化に対応した環境整備</li> <li>-有期雇用契約及び裁量労働制については、契約期間の上限が3年とされている特例対象となる専門職等の範囲の拡大のための告示改正の実施、制度全体の見直しのための検討を早急に関係審議会を進める</li> <li>・労働者派遣制度の見直し</li> <li>-再就職が厳しい状況にある中高年齢者について、派遣期間の上限を1年から3年に延長する臨時特別の措置を創設</li> <li>-紹介予定派遣制度について、派遣先、派遣元、派遣労働者の合意により派遣期間を短縮し直接雇用を促進するよう運用の見直しの実施</li> <li>-派遣期間3年が認められる業務範囲（現行26業務）の見直し</li> <li>-労働者派遣制度全体のあり方を見直しについて、派遣期間の延長、物の製造業務への派遣禁止の撤廃について、関係審議会でも検討し結論を得る</li> <li>・職業紹介制度の見直し</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
						<p>-無料職業紹介事業の許可制の届出制への移行、職業紹介責任者に係る要件緩和等職業紹介事業制度全体のあり方等について関係審議会で検討し結論を得る</p> <p>-求職者から手数料を徴収できる範囲の拡大及び求人企業からの手数料の上限規制の見直しについて結論を得る</p> <p>○セーフティネット整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズを踏まえた雇用創出</li> <li>-新たな緊急地域雇用特別交付金の創設（公的部門における緊急かつ臨時的雇用創出、要件緩和等）等</li> <li>-「地域・産業雇用対策プログラム」の推進（地方労働局と経済産業局の連携）等</li> <li>・就業支援特別パッケージの実施</li> </ul> <p>-不良債権処理等の推進に伴って生ずる雇用への影響を最小限に抑え、雇用の安定を図っていくための各種助成金の積極的活用等</p> <p>-各種雇入れ助成について、民間職業紹介機関を利用した雇入れにも適用</p> <p>-新特定求職者雇用開発助成金による再就職支援（全国的に雇用情勢が悪化した場合の再就職援助計画対象者雇入れ助成等）</p> <p>-新雇用調整助成金による業種にかかわらずの雇用主維持支援（個々の事業主の状況に着目した対象事業主の指定）</p> <p>-建設業界技術者等の移転受け入れ助成による支援</p> <p>-企業グループ内での中高年齢者の労働移動等支援</p> <p>-中小企業・ベンチャー企業の創業支援助成措置</p> <p>-退職予定者の退職前長期休暇制度を設けた事業主に對する助成による大量の失業発生の激変緩和・失業なき労働移動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業なき労働移動の強化</li> </ul> <p>-民間の就職支援会社を活用して再就職支援を行う事業主への助成（再就職援助計画制度の活用促進）</p> <p>-産業雇用安定センターを活用した建設・不動産・流通等の業界と連携した人材情報収集・提供機能の充実</p> <p>-大量に離職者が発生する企業における臨時相談コーナー（アシストはロワーワーク）の機動的設置</p> <p>-緊急雇用創出特別奨励金、新規・成長分野雇用創出特</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
改革先行プログラム	2001.10	<p>◎景気は悪化を続けており、失業率も5%台とこれまでの最高水準で推移。さらに、いわゆるデフレ（持続的な物価の下落）の状況にあり、これは企業経営の先行きを不透明にするほか、企業や債務の実質的な増大をもたらしている。</p> <p>◎政府は、「今後の経済財政運営及び社会経済の構造改革に関する基本方針」(2001.6.26)に基づき、聖域なき構造改革を進めている。景気は、厳しい状況にあるが、単なる公共投資等による従来型の需要追加策による対応し、日本経済にとって必要とされる構造問題の解決を先送りにはならず、このような時期にあっても構造改革を加速させていくことが必要。</p> <p>○経済を活性化させ、民間部門がいきいきと活動できるようにする（規制改革、証券市場・金融システムの構造改革）</p> <p>○雇用や中小企業等への影響に配慮して、セーフティネットの整備に万全を期す（雇用対策、中小企業対策）</p> <p>○IT化や少子高齢化といった時代の流れに対応（電子政府の実現、都市再生を含む）</p>	事業規模 5.8 兆円程度	（「改革先行プログラム」に盛り込まれた雇用対策）		<p>別奨励金について民営職業紹介機関を利用した雇入れも支給対象とするなど支給要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業者の生活の安定と就業の促進</li> <li>-訓練延長給付制度の拡充</li> <li>-自営廃業者、雇用保険給付期間が切れた者等に対する生活資金貸付制度の創設</li> <li>-未払賃金立替払制度の充実</li> <li>・緊急雇用対策法の制定</li> <li>-訓練延長給付制度の拡充(45歳以上の中高年齢者について訓練の受講終了後、訓練延長給付を受けつつ再度の受講可に)</li> <li>-経営革新を行う中小企業に対する雇入れ等助成（中高年齢者の雇入れ、中小企業労働力確保法）</li> <li>-労働者派遣に関する臨時特別措置の創設（中高年齢者の派遣期間上限1年→3年）</li> </ul>
緊急対応プログラム	2001.12	◎米国における同時多発テロ事件（2001.9.）後の経済	事業規模(改)	-	-	◎「総合雇用対策」(2001.9)に盛り込まれた施策のうち、早急に必要な実施すべき施策を盛り込んだ。

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
プログラム		<p>環境の急激な変化を踏まえ、「改革なくして成長なし」との決意の下、構造改革をより一層加速しつつ、デフレスパイラルに陥ることを回避するため、本プログラムを策定。</p> <p>○改革推進公共投資特別措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能の一層の高度化・国際化、環境に配慮した活力ある地域社会の実現、科学技術・教育・ITの推進による成長フロンティアの拡大、少子・高齢化への対応</li> </ul> <p>※本プログラムの1年間のGDPへの効果は実質年0.9%増程度、雇用者数11万人程度、失業率0.1%程度の改善が見込まれるとの試算が示された。</p>	<p>改革推進公共投資)4.1兆円程度</p>			
改革加速のための総合対策	2002.10	<p>○金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、不良債権処理を加速することにより、金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にし、金融及び産業の早期再生を図るための取組みを強化。</p> <p>○金融システム改革、規制改革、規制改革、歳出改革の4本柱の構造改革を加速。</p> <p>○不良債権処理を加速する過程における影響に対応し、雇用や中小企業のセーフティネットには万全を期す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○金融・産業の再生</li> <li>・不良債権処理の加速策</li> <li>・産業・企業再生への早期対応</li> </ul> <p>○経済活性化に向けた構造改革加速策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続的な経済社会の活性化のための税制改革の推進</li> <li>・法人課税、相続税・贈与税、住宅税制、土地、金融・証券、中小企業税制による1兆円超規模の減税を検討</li> <li>・資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化</li> <li>・民間投資・消費を誘発する都市再生の促進</li> <li>・潜在需要を喚起する規制改革の加速</li> </ul> <p>規制改革特区の早期具体化・充実、公的サービスのアウトソーシング等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○セーフティ・ネットの拡充</li> <li>・雇用対策の推進</li> </ul>	<p>既存予算の活用等</p> <p>法人、試算課税を中心とした1兆円超の減税</p>	<p>(「改革加速のための総合対策」における雇用対策)</p>		<p>○不良債権処理の加速への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不良債権処理雇用支援プロジェクトの実施</li> <li>不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるを得ない事業主が「雇用調整方針」を策定した場合、関係者に体系的再就職支援を行うもの。</li> </ul> <p>○新たな雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における雇用機会の創出（緊急雇用創出特別基金の活用）</li> <li>・中高年齢者等の新たな雇用機会の創出</li> <li>・新設会社が再就職を希望する中高年齢者を受入れ、共に貢献する事業を実施した場合の支援</li> <li>・新規・成長分野の事業主が中高年非自発的離職者等を前倒し雇用する場合等の助成</li> <li>・高齢者が共同して起業することによる自らの継続的な就業機会の創出への助成対象年齢要件の緩和（55→45歳）</li> </ul> <p>○民間による労働力需給調整の活性化・多様な就業形態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の活力等を活かした労働力需給の迅速、円滑、的確な調整・多様な就業形態への対応</li> <li>・職業紹介事業について、有料職業紹介事業に係る手数料規制や兼業禁止規制の緩和、無料職業紹介に係る届出制の範囲拡大、地方公共団体における無料職業紹介について検討・措置する</li> <li>・労働者派遣事業について、対象業務の製造業務への拡大、原則1年とされている派遣期間の延長について換</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
経済対策		<p>中小企業対策の推進</p> <p>○不良債権の集中的な処理が行われる間における政策金融の活用</p>				<p>計・措置</p> <p>-有期労働契約について、原則<b>1年</b>とされている契約期間の上限の延長、<b>3年</b>の契約が認められている専門職の範囲の拡大について検討・措置</p> <p>-裁量労働制について、適用対象事業場又は業務の拡大・運用に係る手続きの緩和について検討・措置等</p> <p>・民間教育訓練機関等における歴学と企業における実習をセットにした実践的な職業訓練や開業に向けた職業訓練を実施</p> <p>○雇用保険制度の見直し</p> <p>・雇用保険制度の安定的な運営の確保</p> <p>-早期再就職の促進、再就職の困難な状況に対応した給付の重点化、多様な働き方への対応</p> <p>○離職者に対する対応</p> <p>・再就職を支援するための生活資金の貸付の活用</p> <p>・住宅ローン返済困難者対策の実施</p> <p>・未払貸金立替制度の活用</p> <p>○産業再生・雇用対策戦略本部の設置</p> <p>-不良債権処理を加速し、産業再生と雇用対策を一体的に推進するため、産業構造改革・雇用対策本部を抜本的に改組。</p>
改革加速プログラム	2002.12	<p>◎景気の先行きを巡る環境は不透明さを増している。今後、「金融再生プログラム」に基づき、不良債権処理を加速する過程における影響には、万全の対応を講ずる必要がある。</p> <p>◎本プログラムにおける施策は、構造改革の加速に併せて緊急に措置することが必要な施策及びデフレ抑制に直接的に資する施策とした。</p> <p>○経済・社会構造の変革に備えたセーフティネットの構築</p> <p>・雇用対策の強化</p> <p>・中小企業等対策の充実</p> <p>中小企業対策、ベンチャー企業育成施設の整備等</p> <p>・創業、新規開業等の支援等（新産業育成）</p> <p>産学官連携による研究開発、人材育成、IT活用起業促進等</p> <p>・少子・高齢化の進展に備えた公平で安心な社会の確立</p>	事業規模 <b>4.4兆円</b> 程度（公共投資 <b>2.6兆円</b> 程度）、融資・保証規模を含めた事業規模等 <b>14.8兆円</b>	（「改革加速プログラム」に盛り込まれた雇用対策）		<p>◎経済社会構造の変革に備えたセーフティ・ネットの構築</p> <p>不良債権処理を加速する過程における影響に対応し、早期再就職を強力に促進するとともに、これまでのハローワークを中心とした取組に加え、民間活力を最大限に活用した再就職支援や市場のニーズに沿った能力開発など、失業の実態と転職可能性に応じたきめ細かい対応を行いながら、労働市場の構造改革を進める。</p> <p>○雇用対策の強化</p> <p>・雇用再生集中支援事業の創設（不良債権処理による大量離職者発生への懸念：内閣府レポートで、<b>2003年1年</b>間に<b>42～65万人</b>の離職者が発生する可能性があるとの試算もなされた）</p> <p>-民間事業者への委託による再就職支援</p> <p>-企業への委託による職場体験学習、大学、専門学校、企業等における歴学と企業実習からなる実践的職業訓練</p>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
若者自立・挑戦プラン	2003.6.10 -2006 年度	<p>保育所、特別養護老人ホーム、公共施設のバリアフリー化等</p> <p>○構造改革推進型の公共投資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生及びこれを促進する都市機能高度化の推進</li> <li>・民間部門の都市開発投資の促進、大都市拠点空港や中枢港湾等の物流拠点等の整備推進</li> <li>・魅力ある都市と地方の再生に向けた基盤整備</li> <li>・環境問題等課題への対応</li> </ul> <p>※公共投資による1年間の効果は、実質GDPを0.7%増程度、雇用者数9万人程度、失業率0.1%程度の改善が見込まれるとの試算が示された。</p>				<p>主なる直接又はトライアル雇用、起業、起業に対する支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期再就職者支援基金事業の創設</li> <li>-失業期間の短縮化を図るため、離職者の早期再就職を図るための支援金の支給 等</li> <li>・市場のニーズに沿ったキャリア形成の支援、マッチング機能の強化</li> <li>-求人能力要件の明確化、効率的・効果的な職業訓練委託先の開拓等民間活力を活かした多様な能力開発実施体制の強化</li> <li>-ハローワークに専任の支援員（就職支援ナビゲーター）を配置し、個人々々ごとのきめ細かな就職支援</li> <li>-ITを活用した雇用関係情報の提供、キャリア・コンサルティングの実施</li> <li>・新たな雇用の創出及び雇用の安定確保</li> <li>-地域でのサービス分野における新設法人が3人以上雇用した場面の支援(地域雇用受皿事業特別奨励金の創設)</li> <li>-地域における雇用機会の創出の更新要件の見直し等拡充（緊急雇用創出特別基金事業の拡充）</li> <li>-建設業の成長分野進出を円滑化するための人材育成に対する支援 等</li> <li>・雇用環境が特に厳しい層のための就職支援の強化</li> <li>-未内定者に対するきめ細かい就職支援、学卒早期離職者・フリーターに対するセミナーやカウンセリング等の能力開発支援、若年者向けの適職選択支援のための体制整備 等</li> </ul>
若者自立・挑戦プラン	2003.6.10 -2006 年度	<p>○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の連携による施策</p> <p>○若年人材対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高い失業率、増加する無業者、フリーターなど、若者を取り巻く雇用情勢は極めて厳しい状況。このような状況が続けば、若者の職業能力の蓄積がなされず、中長期的な競争力・生産性の低下等経済社会の崩壊や社会保障システムの脆弱化、社会不安の増大等深刻な社会問題を惹起しかねない。</li> <li>・以上の問題意識に基づき、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気ある若年者の職業的自立を促</li> </ul>		（「若者自立・挑戦プラン」に盛り込まれた厚生労働省関連事項）		<p>○教育段階から職場定着に至るキャリア形成・就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業人を講師として学校に派遣する職業意識形成支援</li> <li>・若年者ジョブポーター（在学中からの職業理解の促進、就職支援、職場定着まで一貫した支援を行う者）の全国の公共職業安定所への配置による新規学卒者のマッチングの強化</li> <li>・日本版デュアルシステムの導入（企業における実習訓練と教育訓練機関（公共・民間）における座学とを一体的に組み合わせた教育訓練の実施により一人前の職業人に育てることを目的、訓練対象は高校在籍学生、高卒未就職者、無業者、フリーター）</li> </ul>

経済対策	決定時期等	主な内容	規模	雇用対策	決定時期等	主な内容
		<p>進し、若年失業者の増加傾向を転換させることを目的として、<u>教育・雇用・産業政策の連携を強化し、国民一体となった総合的な人材対策を強化。</u></p> <p>○文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育総合計画</li> <li>・学校段階からの勤労観、職業観の醸成、企業実習と組み合わせた教育の実施、いわゆるフリーターの再教育、高度な専門家の養成など、それぞれの立場に応じた支援策の実施</li> </ul> <p>○経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者のためのワンストッブサービス（ジョブカフェ）の支援</li> <li>・IT、技術経営、事業再生等の分野において、能力評価基準、カリキュラム開発等の環境整備</li> <li>・新事業の創出・育成による就業機会の創出</li> </ul> <p>総合的起業支援サービス、創業を志す者に対する短期集中研修</p> <p>○厚生労働省 → 右欄雇用対策を参照</p>				<p>○若年労働市場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に短期間雇用させ、実践的な能力を取得させ常用雇用に移行するための若年者トワイアル雇用の実施</li> <li>○地域の主体的取組による若年者ワンストッブサービスマスター（ジョブカフェ）の整備</li> <li>・都道府県が、産業界、教育界、地域社会、行政と連携して、若年者のためのワンストッブサービスマスター（情報提供、適性・適職診断、カウンセリング、カリキュラム作成、研修、職場体験、職業紹介を実施）を設置する場合、関係府省と連携して支援（企業説明会の実施、カウンセリング等の委託、公共職業安定所の併設等）</li> </ul>

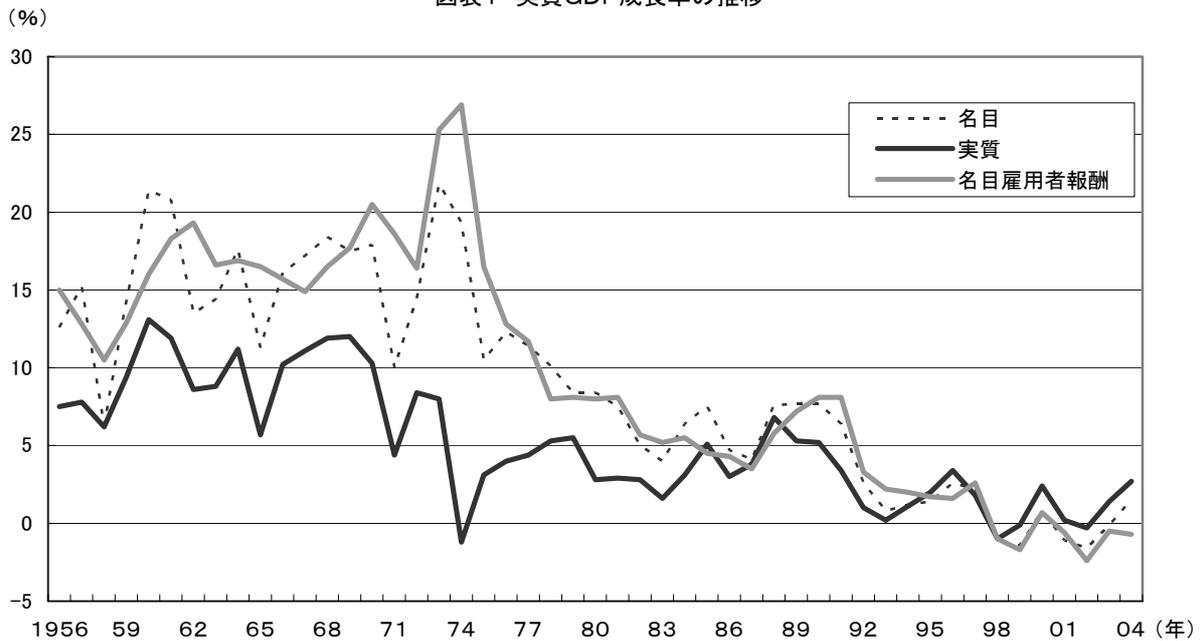
資料出所：内閣府、厚生労働省公表資料その他  
(注) 下線 1990年代以前から示されてきた代表的政策運営方針及び施策等  
下線 1990年代以降示されるようになった代表的政策運営方針及び施策等（初出のみ）



## 付録図表目次

- 図表 1 実質 GDP 成長率の推移
- 図表 2 GDP デフレーター、国内企業物価上昇率、消費者物価上昇率の推移
- 図表 3 経常収支の対 GDP 比率の推移
- 図表 4 国・地方の長期債務残高の対 GDP 比率の推移
- 図表 5 日経平均株価の推移
- 図表 6 地価の推移
- 図表 7 主要銀行不良債権比率の推移
- 図表 8 企業倒産件数、負債総額の推移
- 図表 9 完全失業率、有効求人倍率の推移
- 図表 10 年齢別完全失業率の推移
- 図表 11 地域別完全失業率の推移
- 図表 12 年齢別有効求人倍率の推移（各年 10 月）
- 図表 13 地域別有効求人倍率の推移
- 図表 14 労働力率の推移
- 図表 15 雇用者比率の推移
- 図表 16 就業者数、雇用者数、完全失業者数の推移
- 図表 17 男女別就業者数及び雇用者数の推移
- 図表 18 第 1 次、第 2 次、第 3 次産業別就業者数の推移
- 図表 19 第 1 次、第 2 次、第 3 次産業別就業者構成比の推移
- 図表 20 「第 1 次＋第 2 次産業」及び第 3 次産業の就業者数前年比増減の推移

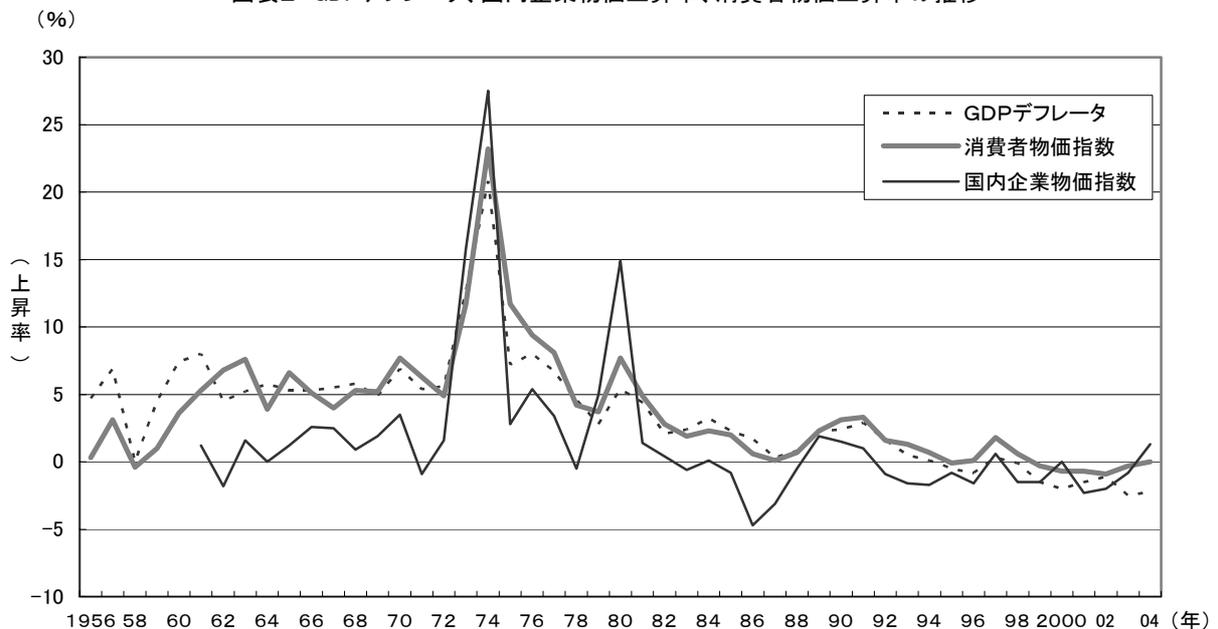
図表1 実質GDP成長率の推移



資料出所：内閣府「国民経済計算」による。

- (注) 1. GDP 前年比は 1980 年以前は「平成 2 年基準改訂国民経済計算(68SNA)」、1981～94 年は「平成 7 年基準改訂国民経済計算(93SNA)」、1995 年以降は「平成 17 年 1-3 月期四半期別 GDP 速報(2 次速報値)」による。  
 2. 名目雇用者報酬前年比は 1980 年までは「平成 2 年基準改訂国民経済計算(68SNA)」に基づく名目雇用者所得を用いている。それ以降は「平成 7 年基準国民経済計算(93SNA)」及び「平成 17 年 1-3 月期四半期 GDP 速報(2 次速報値)」による。

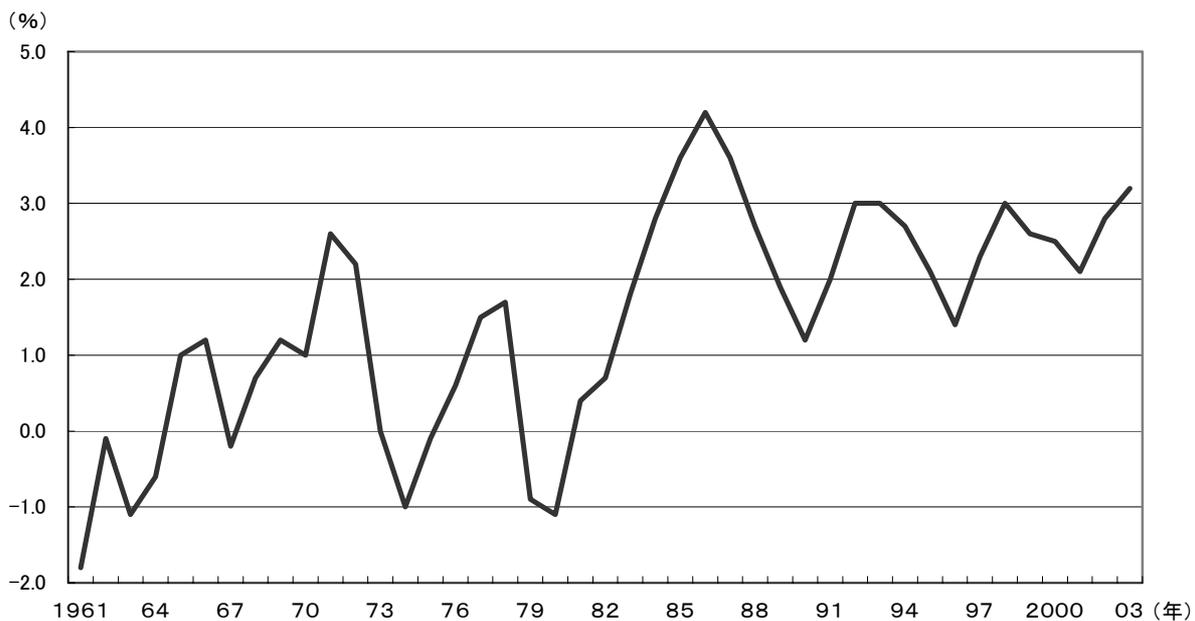
図表2 GDPデフレーター、国内企業物価上昇率、消費者物価上昇率の推移



資料出所：日本銀行「企業物価指数」、総務省「消費者物価指数」

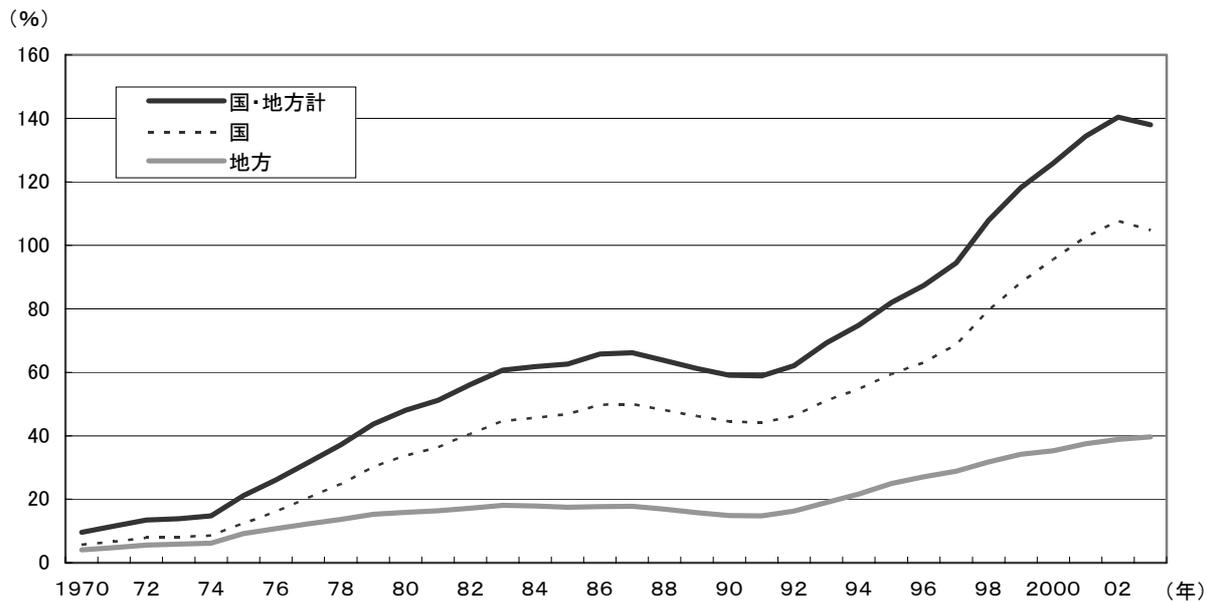
- (注) 消費者物価上昇率は、1970 年までは持家の帰属家賃を除く総合、1971 年以降は総合の前年比上昇率。

図表3 経常収支の対GDP比率の推移



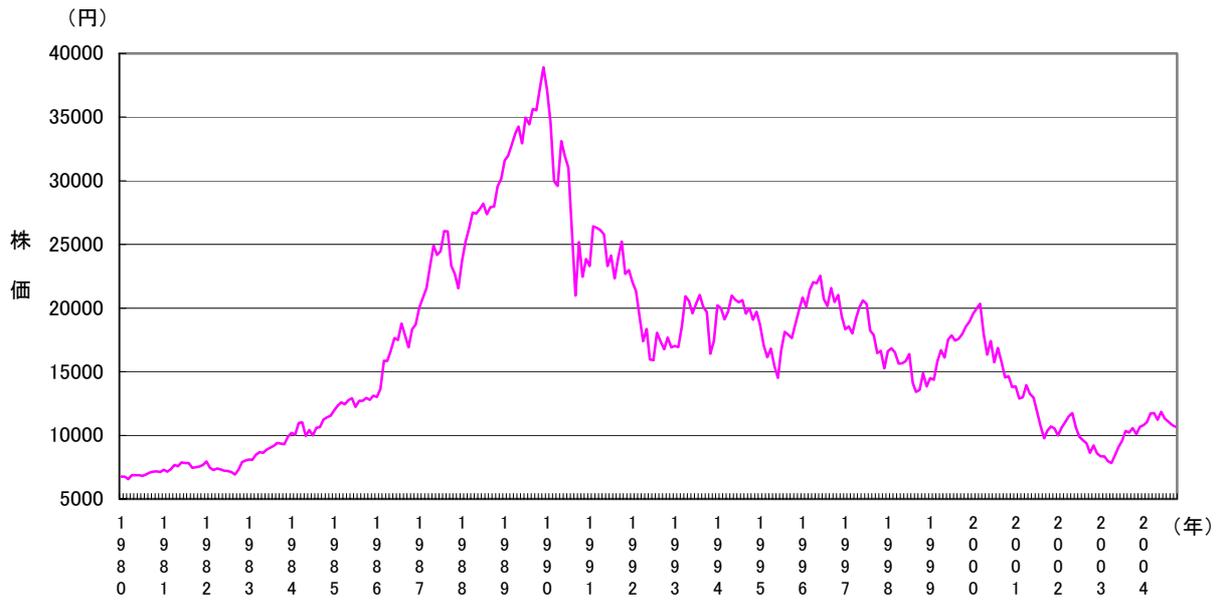
資料出所：内閣府「国民経済計算」、日本銀行「国際収支統計月報」

図表4 国、地方の長期債務残高の対GDP比率の推移



資料出所：財務省資料

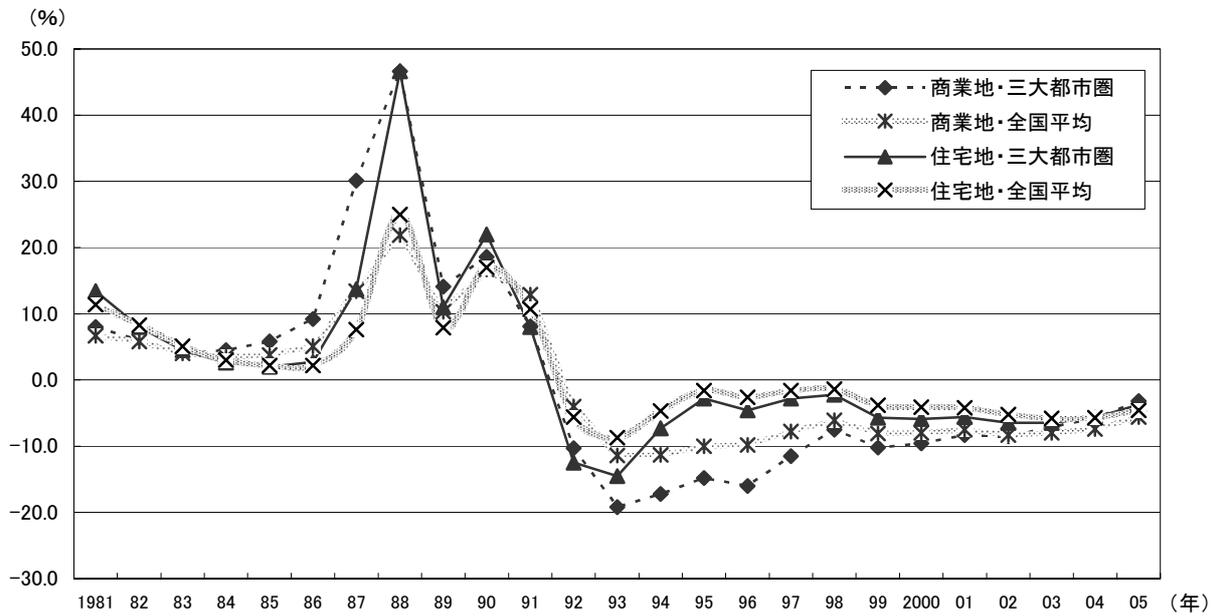
図表5 日経平均株価の推移



出所：日本経済新聞

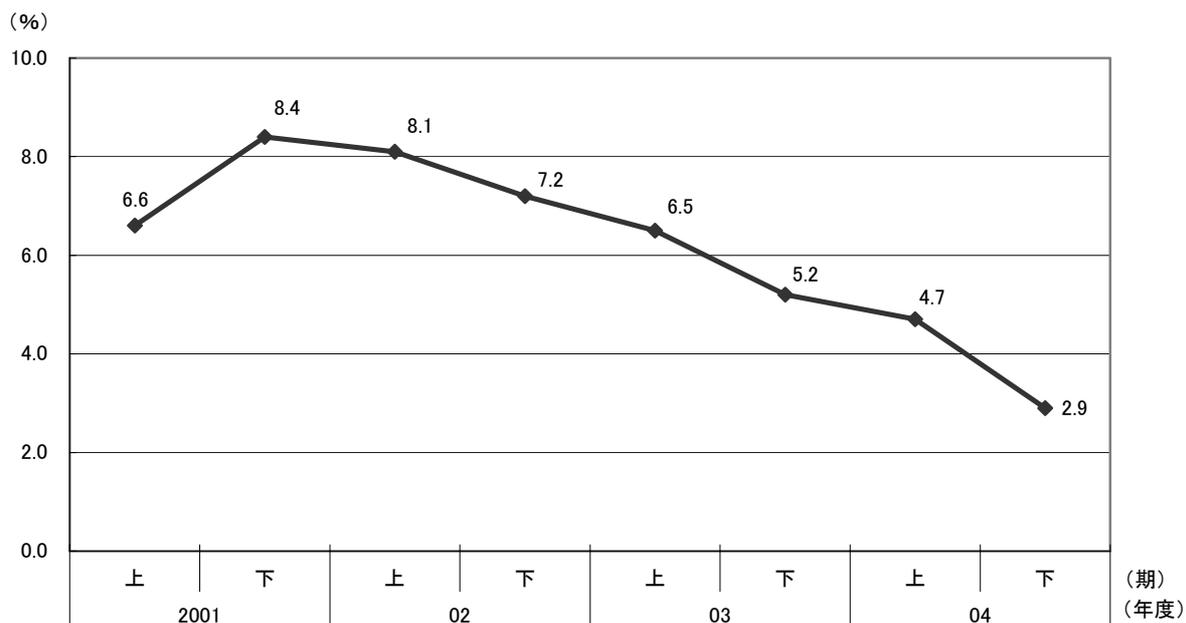
(注) 日経平均株価各月終値

図表6 地価の推移



資料出所：国土交通省「地価公示」により作成。

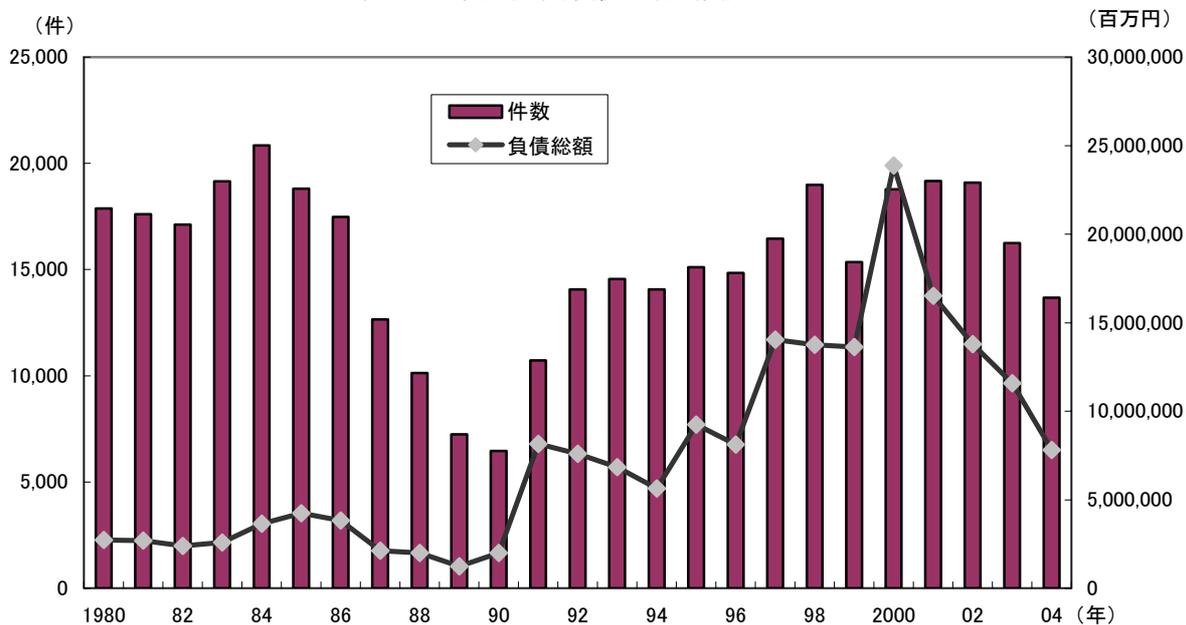
図表7 主要銀行不良債権比率の推移



資料出所：内閣府「平成 17 年 経済財政白書」

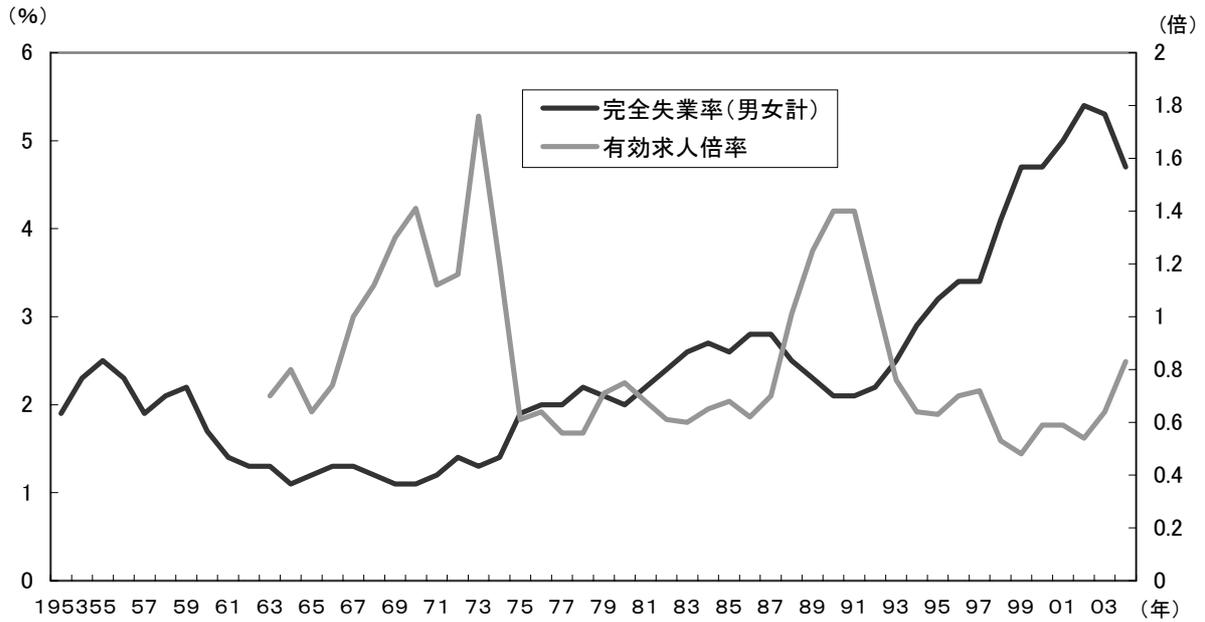
(注) 各行決算資料（大手 11 行、2002 年度上期以前のりそな銀行は 2 銀行合算）、金融庁「不良債権の状況等」により作成。

図表8 企業倒産件数、負債総額の推移



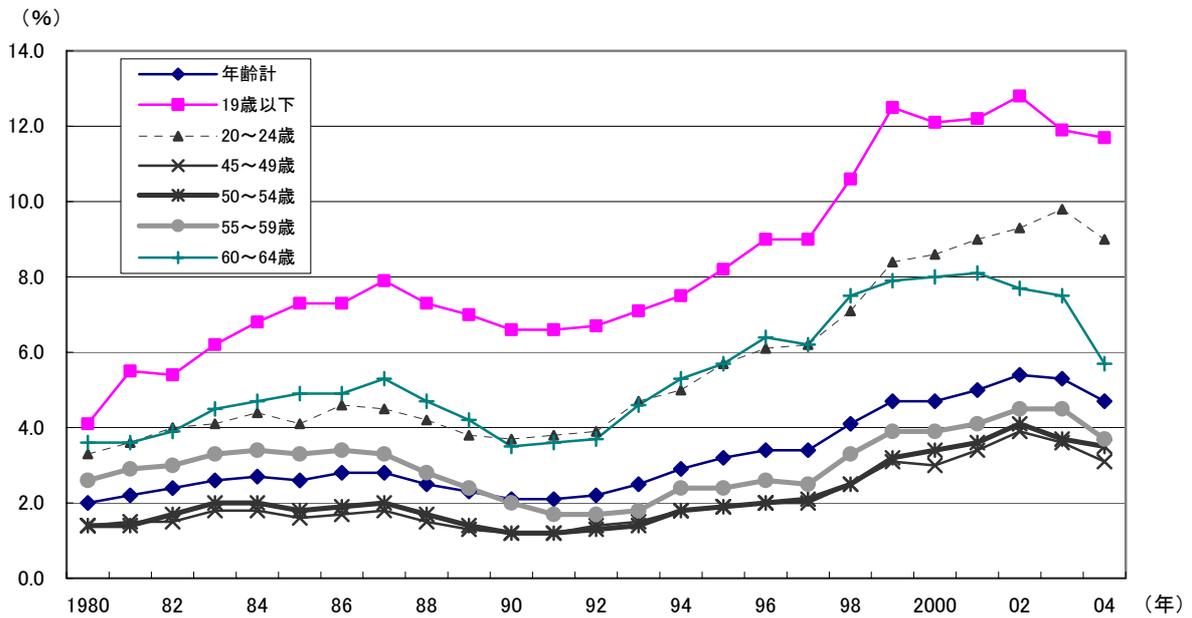
資料出所：日本商工リサーチ「全国企業倒産白書」

図表9 完全失業率、有効求人倍率の推移



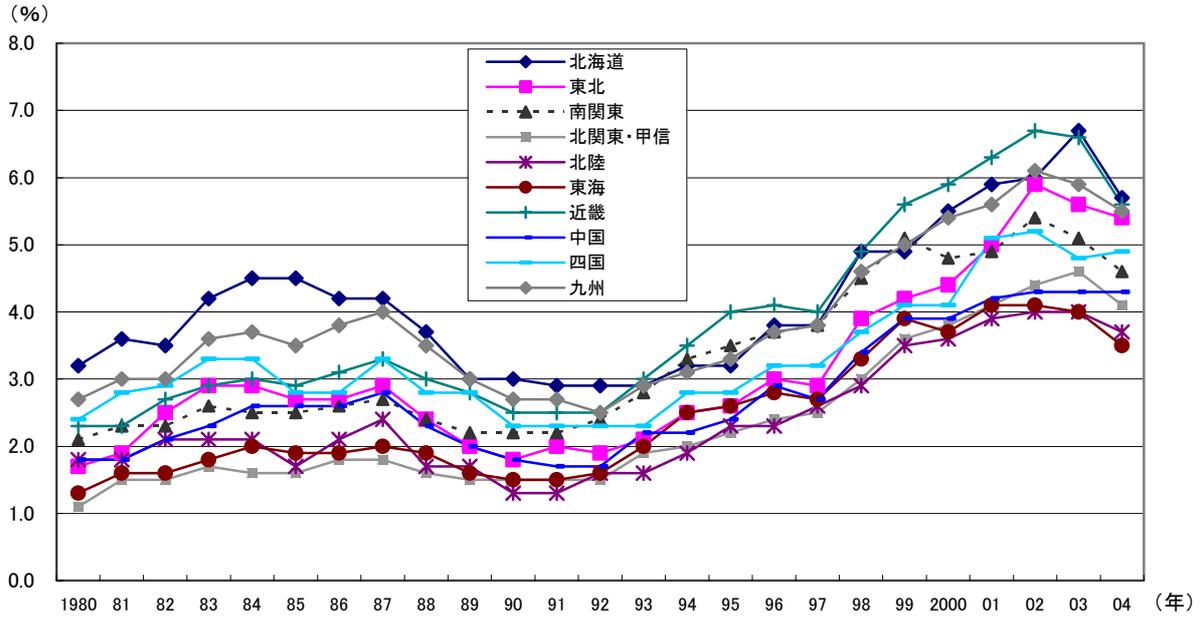
資料出所：総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

図表10 年齢別完全失業率の推移



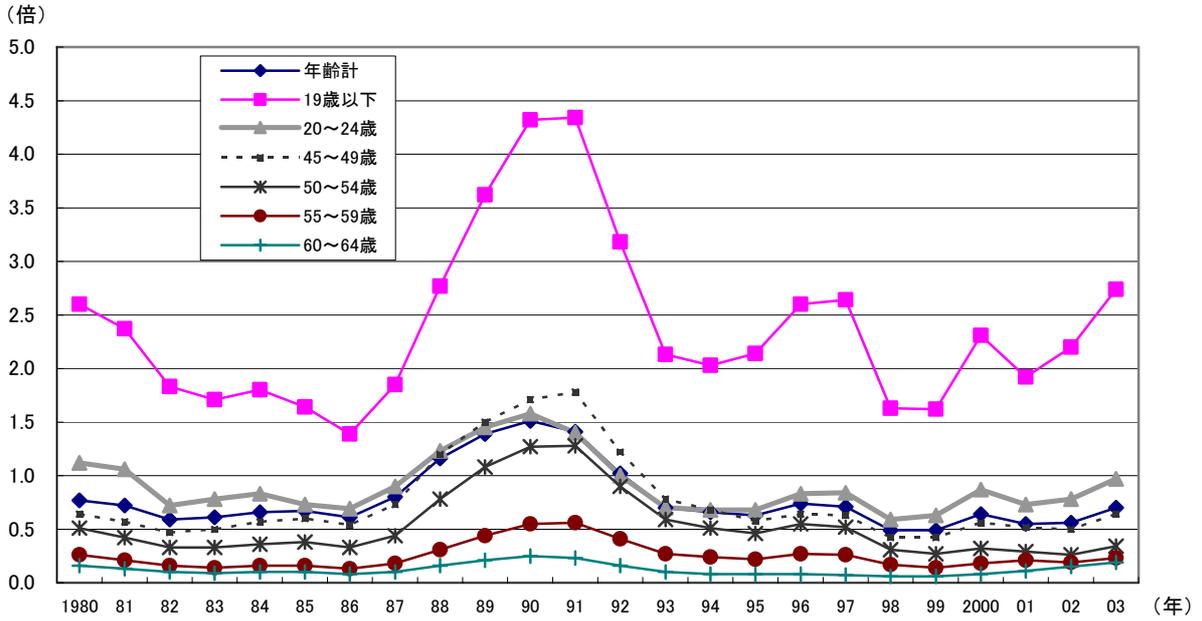
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

図表11 地域別完全失業率の推移



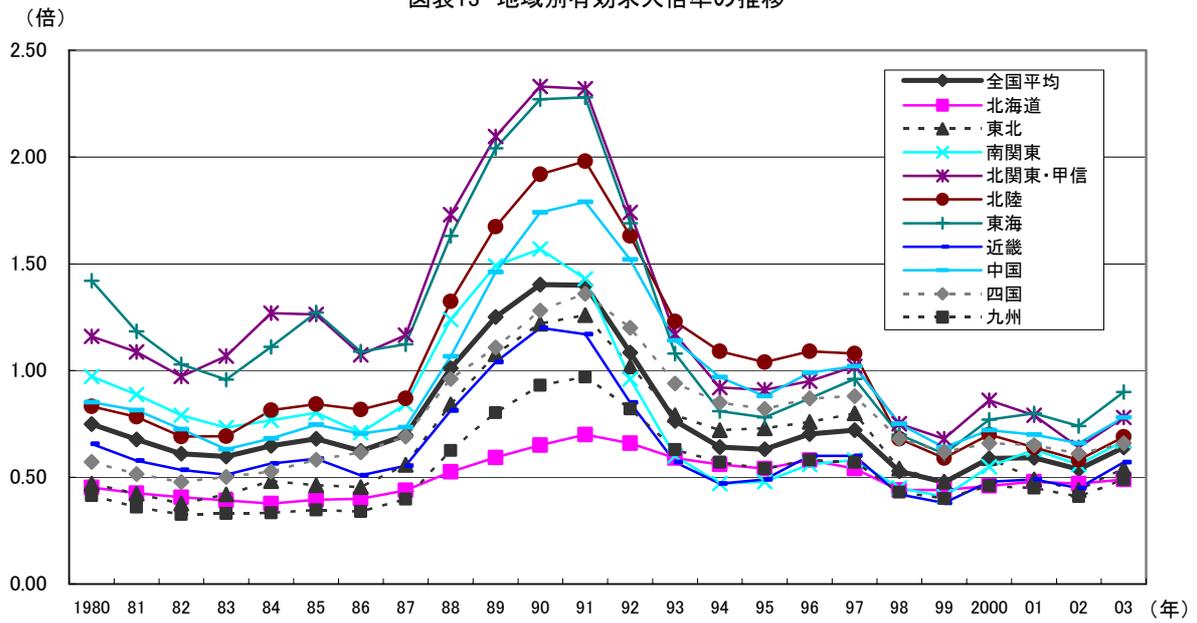
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

図表12 年齢別有効求人倍率の推移(各年10月)



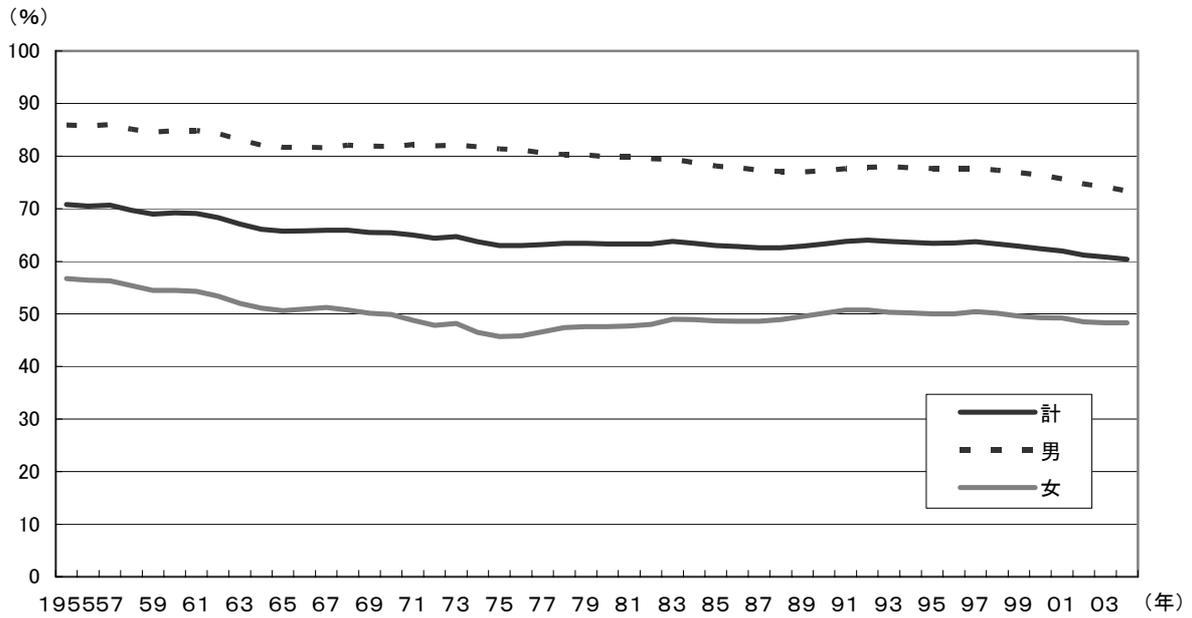
資料出所：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

図表13 地域別有効求人倍率の推移



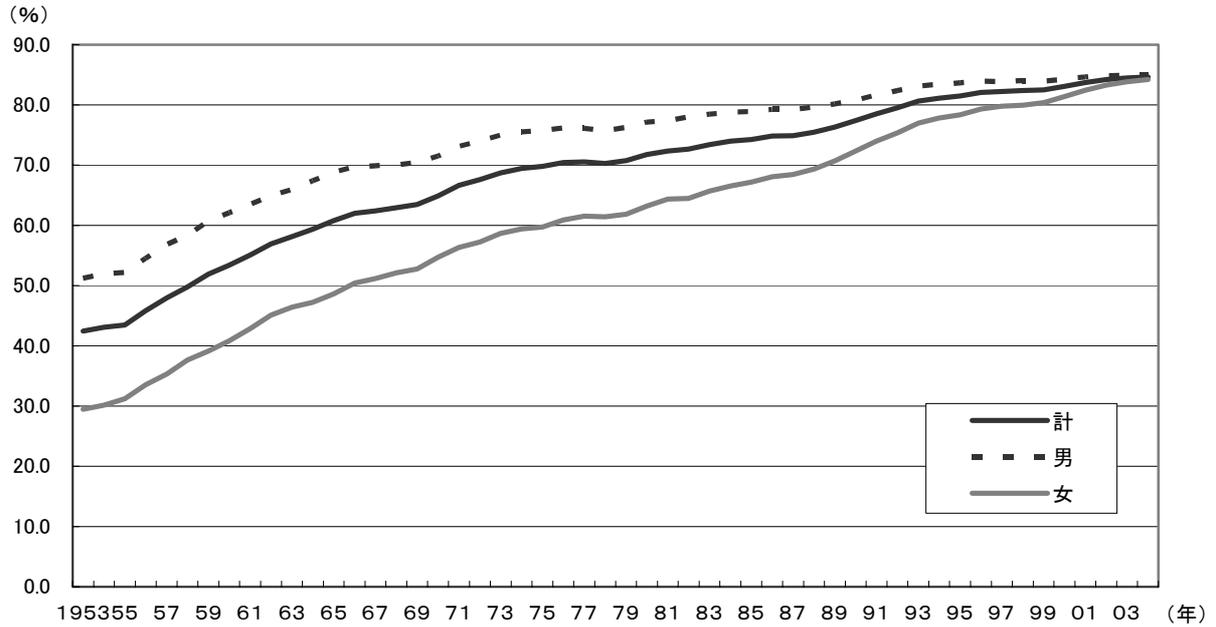
資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

図表14 労働力率(計、男女別)の推移



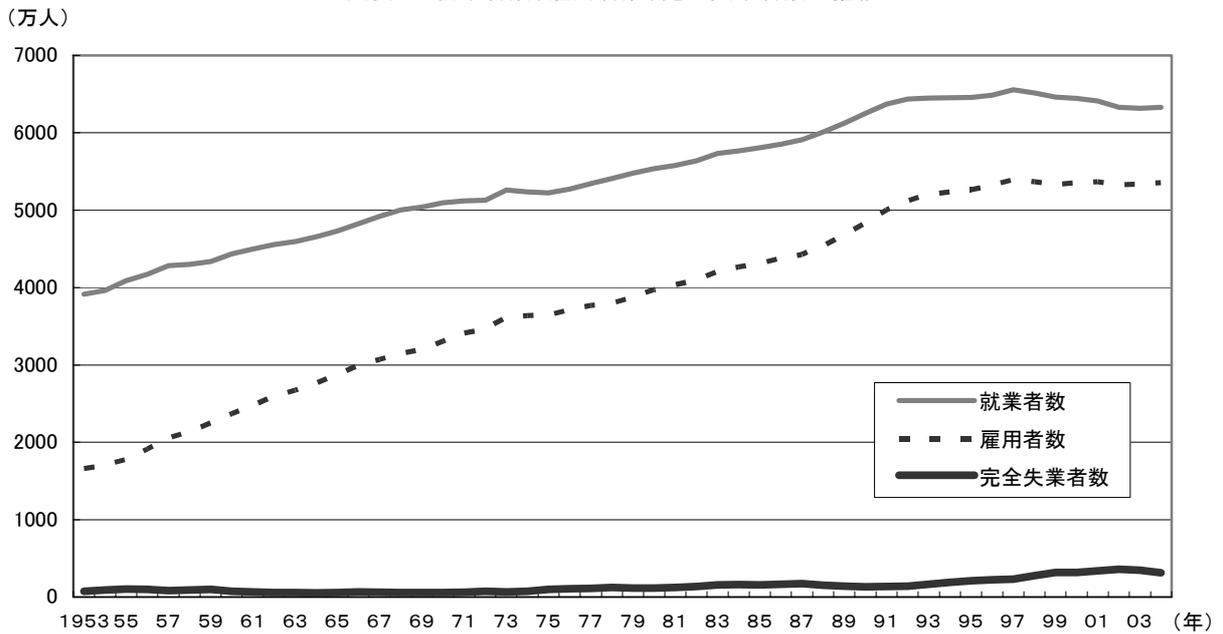
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

図表15 雇用者比率(計、男女別)の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

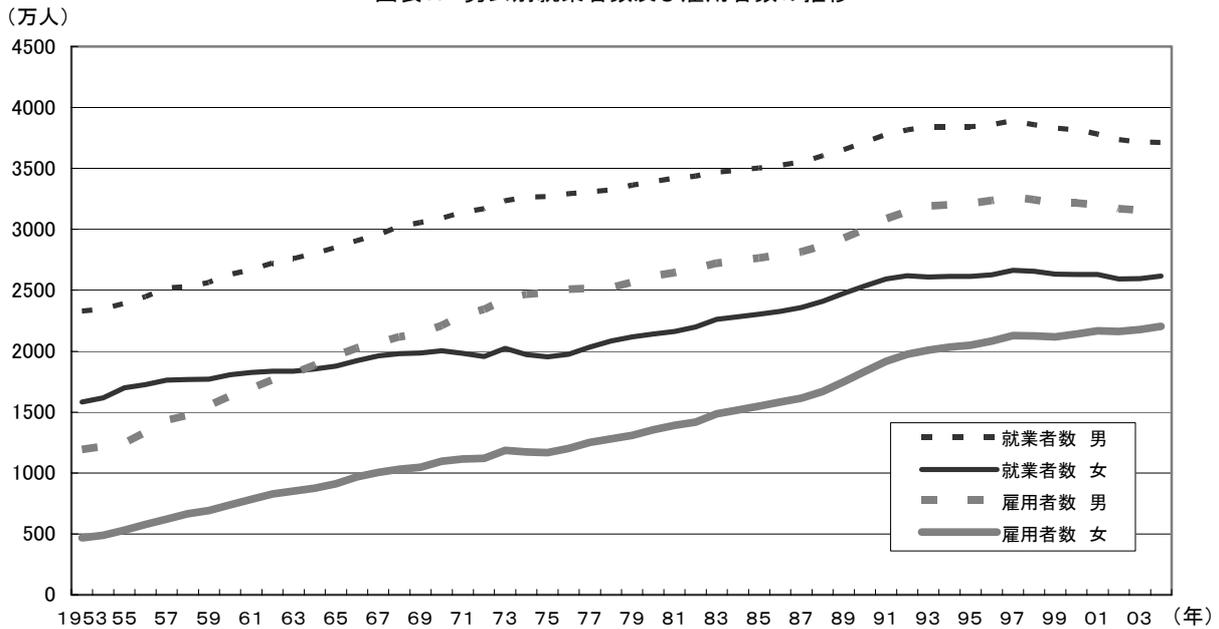
図表16 就業者数、雇用者数、完全失業者数の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

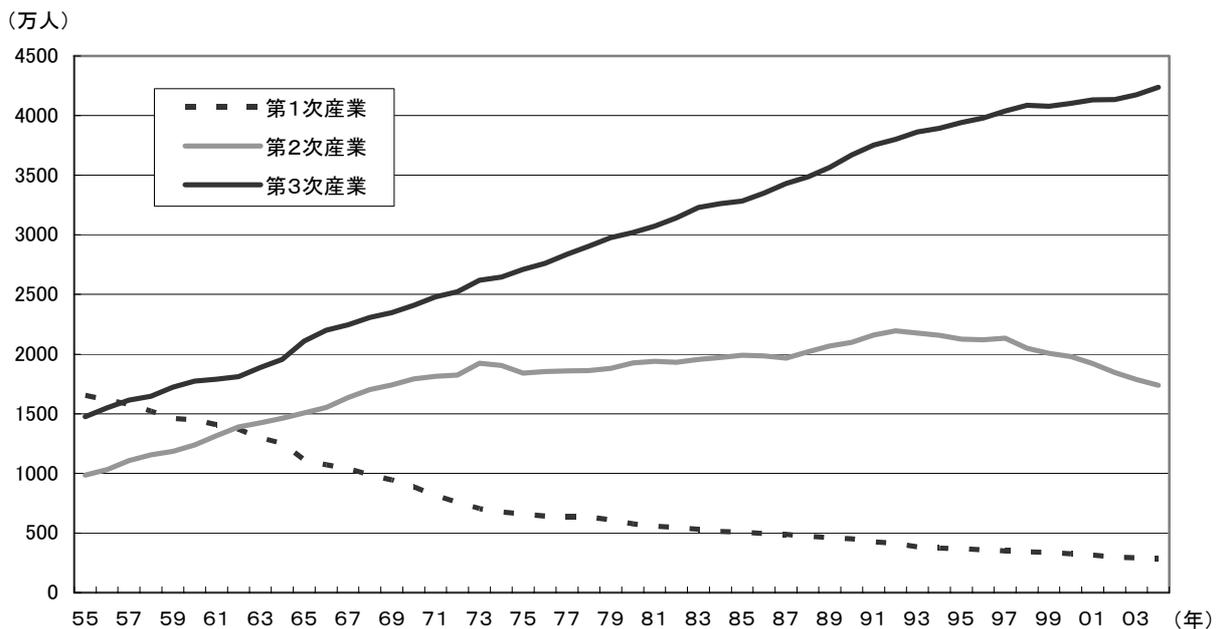
(注) 1973年より沖縄含む

図表17 男女別就業者数及び雇用者数の推移



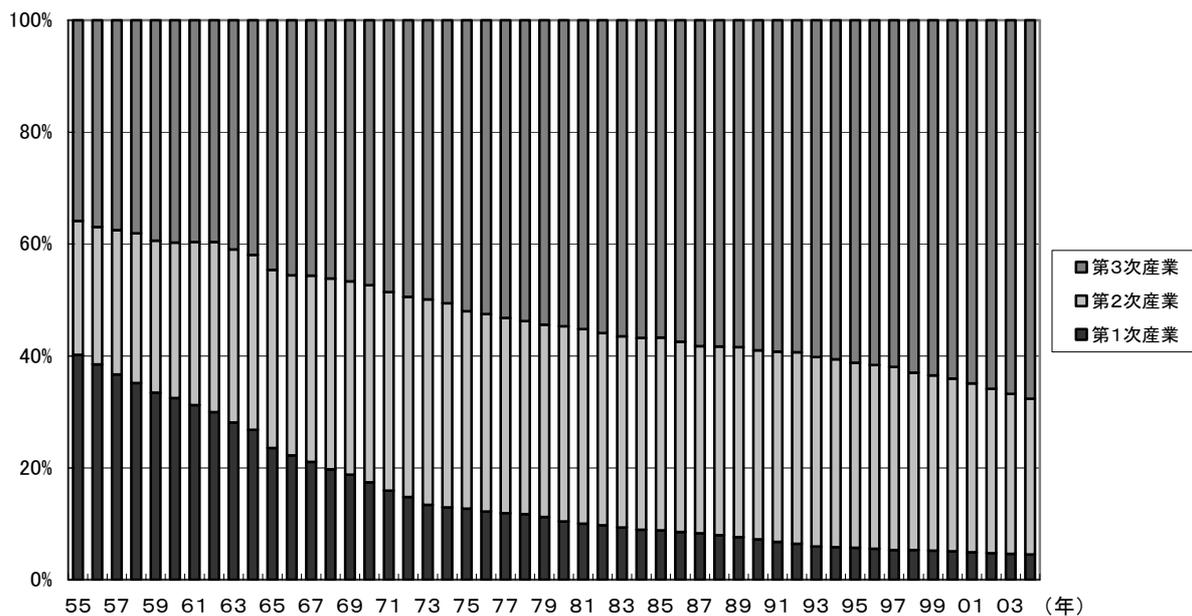
資料出所：総務省統計局「労働力調査」  
 (注) 1973年より沖縄含む

図表18 第1次産業、第2次産業、第3次産業別就業者数の推移



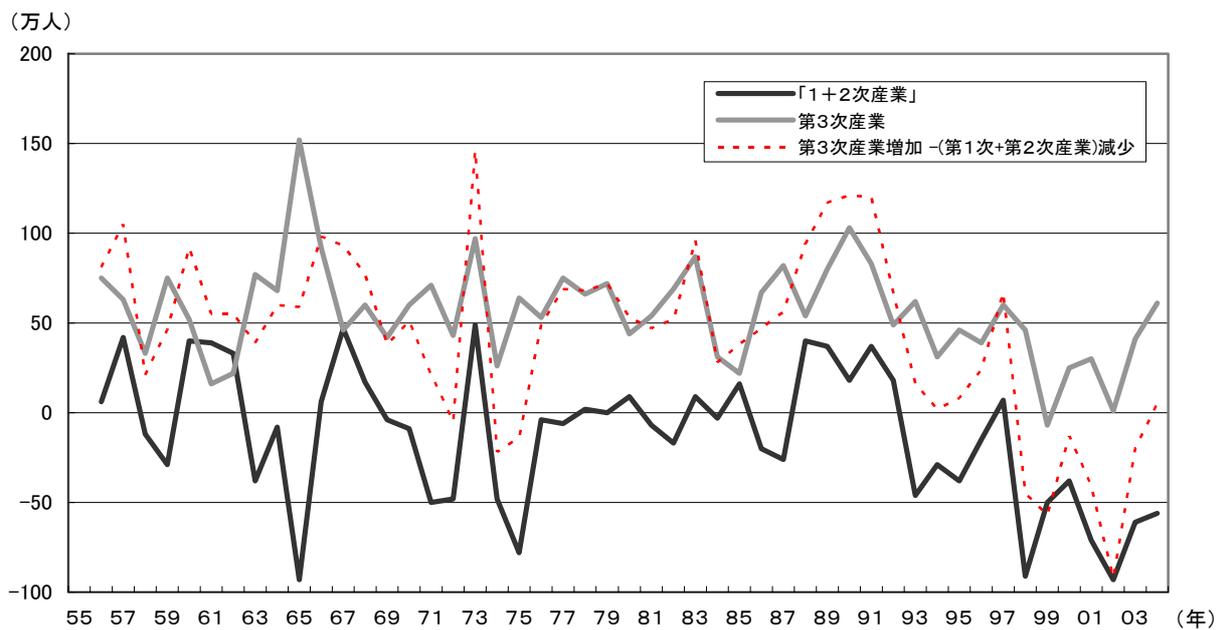
資料出所：総務省統計局「労働力調査」  
 (注) 第1次産業・・・「農林業」及び「漁業」  
 第2次産業・・・「鉱業」、「建設業」及び「製造業」  
 第3次産業・・・上記以外の産業（分類不能の産業は含まない。）

図表19 第1次、第2次、第3次産業就業者構成比の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

図表20 「第1+第2次産業」及び「第3次産業」の就業者数前年比増減の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」



---

**JILPT 資料シリーズ No.5**

戦後雇用政策の概観と 1990 年代以降の政策の転換

発行年月日 **2005 年 8 月 31 日**

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(編集) 研究調整部研究調整課 TEL **03-5991-5104**

FAX **03-3594-1112**

印刷・製本 有限会社 太平印刷

---

©2005

